

# 官報

平成二十年一月八日

## ○第一百六十八回 衆議院會議録 第十八号

平成二十年一月八日火曜日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件  
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案

(厚生労働委員長提出)

午後一時二分開議  
○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○御法川信英君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

厚生労働委員長提出、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案

(厚生労働委員長提出)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救

済するための給付金の支給に関する特別措

置法案

(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案

(厚生労働委員長提出)

茂木敏充君。

○茂木敏充君 ただいま議題となりました特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、フィブリノゲン等の血液製剤によりC型肝炎ウイルスに感染した方が、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている状況にかんがみ、人道的観点から、早急に血液製剤の投与の時期を問わず一律に救済するため立法措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、政府は、C型肝炎ウイルス感染被害者に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止しえなかつたことについての責任を認め、心からおわびすべきことを明記するとともに、血液製剤の投与の時期を問わず早急に一律救済の要請にこたえ

るため、本法律を制定した旨の前文を設けること、

第二に、獲得性の傷病に係るフィブリノゲン製剤または血液凝固第IX因子製剤の投与によってC型肝炎ウイルスに感染した者等に對して、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が感染者の症状に応じた給付金を支給するものとすること、

第三に、給付金の額は、肝硬変や肝がんの患者、または死亡した者は四千万円、慢性C型肝炎の患者は二千万円、これら以外の感染者は千二百

万円とすること、

第四に、政府は、機構に対し、給付金支給に要する資金を交付するものとすること。フィブリノゲン製剤等の製造業者は、機構からの求めに応じて、あらかじめ合意された負担割合の基準に基づく、拠出金を納付することとする

き、拠出金を納付すること

等あります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、内閣の全面解決に関する決議が行われたことを申し添えます。

なお、当委員会において、ウイルス性肝炎問題の意見を聴取した後、全会一致をもつて委員会提出法律案とすることに決したものであります。

(茂木敏充君登壇)

[本号末尾に掲載]





官 報 (号 外)

## 一 御望山調査検討会の意義と役割、住民参加について

持つか。

先の質問主意書(平成十九年十一月七日提出)において、「御望山調査検討会(委員長・志岐常一)は、国土交通省など行政と専門家、地元住民代表の三者で構成する、日本で初めて経験する画期的なものであると考える。政府は、この「検討会」がどのような意義を持つと考えているか」と問うこととした。しかし、答弁書は、この点についていつさり触れていない。

先の質問主意書(平成十九年十一月七日提出)において、「御望山調査検討会(委員長・志岐常正京都大学名誉教授、以下「検討会」)は、国土交通省など行政と専門家、地元住民代表の三者で構成する、日本で初めて経験する画期的なものであると考える。政府は、この「検討会」がどのような意義を持つと考えているか」と問うた。しかし、答弁書は、この点についていつさない触れていない。

との認識を示しているが、「検討会」に参加してきた専門家や住民代表の中からは「報告書は取りまとめられたが製本作業もされていなかっただがつて検討会そのものも終了していない」という声が聞かれる。政府が、「検討会は終了している」との認識に立つのは、「検討会」のなかでの正式な合意を受けてのことか。合意したもののならないかる経過によるものか。また、公文書として行うべき報告書のか。

① 國土交通省など行政と専門家、地元住民代表の三者で構成する「検討会」が設置され、六三月二十二日をめどに行つて貰ふ。

② 年間にわたり検討が行われてきたこの「検討会」の持つ意義について、政府はどのように認識しているか。

(5) 討会の持つ意義について、政府はどのように認識しているか。

「検討会」への住民参加について、「検討会」委員長・志岐京都大学名誉教授は、次のように記している。「今回の検討会では、一方で、専門委員が専門家としての責任を負うこととが要求されるとともに、地元住民委員に対しても、単に参加して要求をするだけでなく、あるいは主体的に、あるいは専門委員からの方の要請に応じて調査を行うことが求められた。参加だけでなく、調査方針検討へも疑問や意見を述べ、いわば参画した。これらは大きな成功を収めた。」本委員会に地元住民が専門研究者と同格の委員として参加した経験は、今後有效地に生かされねばならないと思われる。」(「第十一回検討会終了後の個人的意見」)

国(国土交通省)も、「検討会」を構成するメンバーである。その立場から、日本で初めてといわれる住民参加の「検討会」について、とりわけ、志岐委員長の「地元住民が：参加した経験は、今後有效地に生かされねばならない」とする認識に対し、国はいかなる見解を

二 ルート提示と「安全性」の問題について  
質問三意書では、庄司の安全性を「重

質問主意書では、住民の安全性を重要な要素として受け入れる姿勢を表明した衆議院立候補委員会での国土交通大臣の答弁(平成十六年三月一日、同委員会第八分科会)をも紹介しながら、政府が、今日も同大臣答弁の立場に立つなら、さまざまな危険性が指摘されている都市計画ルートをなぜ排除しないのかと質した。しかし、これに対する「明確な答弁」は得ていなかっ。以下、再度質問する。

「八名三月」大河の言ふ所によれば、取扱いされた『御望山調査検討会報告書』(以下『報告書』)と云ふ。を踏まえ、最も適切な道路の区域の案を選定する」としている。しかし、それに続く記述で、都市計画ルートについても、周辺の土地利用及び生活環境に与える影響等の面において有利な案である」と明記している。

「都市計画ルートは『安全性の確認ができる』」としたのが『報告書』の最終結論である。そこでは、都市計画ルートでトンネルが造られた場合、第二工成団地住民は長い将来にわたつて災害リスクに脅かされること、地元「洞地区」の柿畠について、柿の生育条件の要

③ 地域住民に配布されたアンケート「道から

(2) 答弁書にある「周辺の土地利用及び生活環境に与える影響等の面において有利な案とは何を根拠に「有利」としているのか。具体的に示されたい。

③ 地域住民に配布されたアンケート道から  
の手紙一計画の再検討について、あなたの声  
をお聞かせください（国土交通省・中部地方  
整備局・岐阜国道事務所）によれば、「土地利  
用への影響」の欄では移転が必要な家屋等の  
件数が例示されているのみである。また「生  
活環境への影響」の欄では、「市街地及び集落  
を通過する延長」つまり通過するルートの距  
離の比較のみが示されている。「報告書で強  
調された安全性の問題は、何ら比較対象と  
なっていない。それはなぜか。

④ 岐阜国道事務所は、十一月一日付で御望山  
の地質調査（ボーリング）を行うことを地元に  
通知、同月二十六日よりボーリングの掘削作  
業を開始している。「いまなぜボーリングが  
必要なのか」——地元関係者からはこのよう  
な疑問の声が続出している。同「通知」では、  
現行都市計画ルートとBルート帶上で行うと  
している。Aルート帶やCルート帶は含まれ  
ていない。これは、まさに「最初に結論あり

### 三 Bルート帶の問題点等について

たは日ハーツにこだわる。つまりインター チェンジの位置にこだわるのは何か特別な理由があるのではないか。それらの根拠、理由等を明らかにされたい。

三  
Bルート帶の問題点等について  
答弁書は、御望山の山中をトンネルで通過するBルート帶について、「トンネルの施工による地山の緩みがほとんど生じないと予測」し、「地滑り等に対してより安全性が高いと考えられる」と断言している。

① この根拠として答弁書は、「岐阜国道事務所」が現在までに実施した調査結果に基づいていることを記しているが、これらの調査は、いつ、何について、いかなる方法で、どのような形（専門家が関わったのならどのような専門家か）で行われたのか。また、その結果を得たのはいつ頃か、これらの諸点について明らかにされたい。

② 御望山の地下水位の変化や断層の状態がいかにトンネル掘削に適さないかは、「検討会報告書（畠まとめ）において何ヶ所にもわたり指摘されているところである。例えば、「まとめ」の「九」では次のように明記されている。「トンネル掘削が水みちを変えること

き」ではないか

ボーリング調査は、「検討会ではやらなかつた部分を行う」とのことであるが、すでに「食付<sup>ベタ</sup>」、「<sup>1</sup>の寺主<sup>一記意</sup>」<sup>ノバ</sup>の可

が、斜面への水の流出、土壌浸食、植生への影響などを通じて斜面崩壊の素因を拡大する可能性も否定できない。これは、掘削時でも完工後でも起りうる。」

この指摘は、都市計画ルートのみに限らず、御望山の山中をトンネルで通過するBルート帶にも該当するものであると考える。実際、Bルートの諸問題点について「検討会」に關わる専門家からも次のような指摘がある。

○山を通る部分と城田寺付近で曲がりが三つのルートの中で比較して最も大きくなる。特にトンネル部分の曲がりがははだしい。この点だけを見ても、通行者の安全を守るうえでこのルートを選択することは非常識である。

○第二千成团地北斜面の地質は、南斜面に比べて必ずしも良くない。特にルート帶の南半は、「御望山調査検討会」の調査結果によると「高断域」をはすれていない。

○於母ヶ池北東の斜面から北方の尾根にかけては、(a)広く側圧がかかる、(b)すでに存在が想定されている断層が集中し、不均質に破壊が進んでいる、(c)風化が著しい。これらは都市計画ルートより悪くなっている。

○右のような地質の場所が、於母ヶ池に供給されている地下水の水源である。従つて、環境に与える悪影響は、都市計画ルートよりも大きい。

○西側坑口付近については、産廃が置かれた元土採場を避けているが、ルート帶の南半は、これから十分に離れているとはいえない。「御望山検討委員会」の報告に記されているK断層を滑り面とする滑落メカニズム

に刺激を与える恐れについては都市計画ルートと変わらない。

これらを通してみると、Bルート帶は、施工中や建設後の事故リスク、生態系、環境などの問題に関して、都市計画ルートよりむしろ悪い点が多く含まれている。

そこで改めて質す。国は、「検討会」の一員として参加しているながら、このようないBルート帶の問題点を認識していないのか。認識しているのなら、なぜBルート帶が、「地山の緩みがほとんど生じない」「地滑り等に対しても安全性が高いと考えられる」等の「予測」を行つたのか。明らかにされたい。

③ 国土交通省岐阜国道事務所・副所長は、「三つのルートはどれも並列の状態。どのルートがふさわしから、を多数決で決めることはしない」と発言している(岐阜新聞〇七年十月二十七日付)。ここで、「三つのルートはどれも並列の状態」と話しているが、右に指摘したように、A、B、Cの三つのルートのうち、Bルート帶は、数々の危険な要素を含むルートであり、とても「並列」といえない。同副所長の発言の真意は何か。明らかにされたい。

④ 都市計画ルートの再検討にあたつて「トンネル工学、地滑り等の分野における専門家の意見を聴取している」との答弁について

① 答弁書は、「当該専門家の氏名については、意見の聴取に当たつて公にすることは前提としていない」と明言している。それは、「公にすることによって、今後の都市計画ルートの再検討における率直な意見の交換を阻害するおそれがある」からとも述べている。この根拠は何か、具体的に明らかにされたい。

② 都市計画ルートの再検討に当たつて、六年間も検討してきた「調査検討会」の結論を尊重しないで、どこの誰とも明確にされない「専

門家の意見に基づいて、ルートを再検討すること自体、市民の貴重な税金のむだ遣いである。同時に、公共事業計画への住民参加の考えに逆行し、これまでの「検討会」に参加してきた専門家や地域住民を愚弄することになると考へる。政府の見解を求める。

① 国土交通省は、平成十六年五月十九日付で岐阜市北西部に建設を予定している仮称・岐阜インターチェンジ付近の一部用地を取得していることが明らかになっている。この取得用地の所在地(地番)、面積を示されたい。

② 御望山に関するルートの結論が出ていない段階、つまり「検討会」がまだ行われている途中においてインターチェンジ予定地の一部を国土交通省が先行して取得したのはなぜか。用地取得の経緯、理由を具体的に明らかにされたい。

③ 答弁書は、「御望山の北を通過するCルート帶におけるインターチェンジは、都市計画ルートにおけるインターチェンジと異なる場所にある」としている。しかし、地域住民を対象にした説明会では、三つの比較ルート案においてもインターチェンジは同じ場所である旨の説明が行われていると聞く。実際、前出の「道からの手紙」のなかでも「岐阜IC(仮称)出入口(A・B・C案とも同じ)」と明記されている。この表記は何を意味するのか。答弁書のいうように「御望山の北を通過するCルート帶におけるインターチェンジは、都市計画ルートにおけるインターチェンジと異なる場所にある」とするなら、それはどこにあるのか。具体的に示されたい。

六 法整備上の問題点について

今回、「東海環状道西回りルート」の選定にあたり、岐阜県トンネル影響評価委員会(一九九五年十一月十九六年五月)は、「(御望山の)南斜

面安定性に影響なし」との評価を下している(九年六月七月一日)。また、岐阜市都市計画審議会は、ルートの岐阜市部分について「適当」である旨の答申を行つてある(九六年八月十七日)。しかし、これらの「評価」が必ずしも適切でなかつたことは、今日「ルートの再検討」が求められているように、その後の経過からも明らかである。このようなことになつた原因について、専門家からは、とりわけ次の二点が指摘されている。

(a)ルート選定などの最初の段階で住民意見を直接反映する場が設けられていない。 (b)環境面だけでなく「防災」の観点から地質調査をきちんと行うなどの基本的手続きが欠落していた。

(a)に関していえば、国のルート案が県都市計画審議会で決まる過程で住民意見を直接反映する場はなかつた。(b)については、「(従来)都計画審議会においても例えばオオタカのことはなどは触れるが、活断層とか、御望山のようない特異な地質のことなどは度外視される」といわれてきた(「検討会」志岐委員長、岐阜新聞〇六年四月三十日付)。つまり、環境影響評価(一九八四年閣議決定)は道路建設や都市計画でも実施(八五年)が定められているが、公害とか自然環境の保全という観点はあつても防災の観点はない(同右・志岐委員長)のである。

こうした現行法制度上の欠陥——「住民参加とともに「防災」の観点が従来の開発計画の手順から欠落していることが指摘されているのである。改めて質す。政府は、ここに指摘されているような現行法制度上の問題点を認めるか。認めめるなら、今後、この種の公共事業の推進にあたつて、早期の段階における住民意見の反映と防災上の観点を踏まえた必要な手続きを、法律上、新たに整備する心積もりはあるか。見解を求める。

## 七 今後の住民への説明について

答弁書は、「第二千成田地の住民を含めた地域住民に対して、今後とも検討の過程や考え方について説明を行う」としている。この間の説明会参加者は、国側の発表で約六百人といわれる。しかし、住民の間からは「声が大きい地域の意見が通る」「初めからルートは決まっている。アリバイに使われるだけ」…懷疑的な見方もささやかれる」(岐阜新聞〇七年十月二十七日付)との声が聞かれる。こうした危惧は、都市計画ルートの地元・第二千成田地住民のなかにはより大きいものがある。これらの不安や危惧を解消するためにも、当該団地住民を対象にした、より冷静で丁寧な説明会を、早急に開くべきだと考える。答弁書では、「今後とも検討の過程や考え方について説明を行う」と表明しているが、その時期はいつ頃、どのような形態で行う予定か。明らかにされたい。

## 官 報 (号 外)

内閣衆質一六八第三一七号

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員佐々木憲昭君提出東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員佐々木憲昭君提出東海環状自動車道西回りルート・岐阜市御望山周辺計画に関する再質問に対する答弁書  
の①について  
意義についての認識は、先の答弁書(平成十九年十一月十六日内閣衆質一六八第二〇〇号。以下「前回答弁書」という。)の②についてでお答えいたとおりである。

## 一の②について

国土交通省としては、社会資本の整備を進めることに当たり、透明性、公正性を確保し、住民の理解と協力を得るために、公共事業の計画、実施、管理の過程を通じた住民参加の取組を積極的に促進していくことが必要であると認識しており、今後とも、検討会における経験を踏まえ、社会資本の整備に努めてまいりたい。

## 一の③について

検討会は、御望山周辺の東海環状自動車道の都市計画に定められた道路の区域(以下「都市計画ルート」という。)について御望山の安全性に関する調査・検討を実施するために設立されたものであり、前回答弁書二の②についてでお答えしたとおり、平成十八年三月十九日に開催された第十一回検討会において「御望山調査検討会報告書」(以下「報告書」という。)を取りまとめられ、最終的な結論を得たところであり、この日をもって検討会は終了している。

なお、平成十八年三月二十日に国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所(以下「岐阜国道事務所」という。)が行つた記者発表において、

「昨日、第十一回調査検討会が開催され、最終報告書が了承されるとともに、検討会が終了いたしました」と発表しているところである。  
また、報告書については、製本を行い、平成十九年六月二十一日付けで報告書の作成当時の委員全員に対し郵送している。

## 二の①及び②について

前回答弁書二の①及び③についてでお答えいたとおり、道路の区域の案の提示に当たり、都

市計画ルートについても、周辺の土地利用及び生活環境に与える影響等の面において有利な案であるとともに、都市計画決定の手続を経て合意された道路の区域でもあることから、案の一つとして、地域住民等の意見を聽くこととしたものである。この周辺の土地利用に与える影響については、道路の整備に伴い移転が必要とな

ると考えられる家屋等の件数が他の道路の区域の案と比較して少なくなることから有利な案であると考え、また、周辺の生活環境に与える影響については、東海環状自動車道のうち市街地又は集落の付近を通過する区間の延長が他の道路の区域の案と比較して短くなることから有利な案であると考えたものである。

岐阜国道事務所が平成十九年九月二十八日に発行した「道からの手紙」においては、「ルート帯の比較について」の比較項目として「御望山の南側斜面への影響」を設定し、御望山の南側斜面と各道路の区域の案が通過する位置との関係を示している。また、御望山の山中をトンネルで通過する道路の区域の案である都市計画ルートとBルート帯については、現時点で得られている情報に基づき、トンネルの施工が地山に与える影響の予測を記載している。

## 二の③について

なお、トンネルの施工による御望山の南側斜面への影響については、現在実施している地質の現地調査の結果を踏まえ、今後、更なる検討を行うこととしている。

二の④について  
岐阜国道事務所において、現在実施している地質の現地調査については、都市計画ルートの再検討を行おうに当たつて提示した道路の区域の案のうち、御望山の山中をトンネルで通過する道路の区域の案について、御望山の南側斜面への影響を検討するために必要な調査として実施しているものであり、「都市計画ルートまたはBルートにこだわる」との御指摘は当たらぬ。

## 三の③について

御指摘の調査については、岐阜国道事務所が平成十八年に都市計画ルートの再検討に着手以降、当該時点でお答えしている情報に基づき、トンネルの施工が地山に与える影響について、トンネル工学、地滑り等の分野における専門家に対し積極的に情報提供を行うとともに、幅広く意見を聴くことが重要であると考えている。

## 四の②について

報告書を踏まえ、都市計画ルートの再検討を行っているものであり、当該再検討を行うに当たつては、前回答弁書四の①についてでお答えしたとおり、地域住民及びトンネル工学、地滑り等の分野における専門家に対し積極的に情報提供を行うとともに、幅広く意見を聴くことが重要であると考えている。

## 五の①及び②について

お尋ねの用地の所在地は、岐阜市大学北二丁目二百二の一及び二百二の二であり、面積は千

七百五十平方メートルである。また、当該用地の取得の経緯については、当該用地の所有者から国土交通省に対し買取りの要求があつたことを受け、当該用地が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく都市計画区域内の土地であり私権が制限されていること等の諸般の事情を総合的に考慮して、平成十六年五月十九日に当該用地を取得したものである。

五の③について

御望山の北を通過するCルート帶におけるインターチェンジの場所は、「道からの手紙」にも示したように、岐阜市石谷地区を想定している。都市計画ルートにおけるインターチェンジの場所である岐阜市大学北地区とは異なる場所である。

また、御指摘の「岐阜I C(仮称)出入口」の表記については、都市計画道路岐阜インター線から岐阜インターチェンジ(仮称)への接続道路と都市計画道路岐阜インター線が接続する位置を示しているものであり、「A・B・C案とも同じ」の表記については、Aルート帯、Bルート帯及びCルート帯において当該接続する位置が同じ位置にあることを示しているものである。

六について

六について

社会資本の整備を進めるに当たっては、都市計画法その他の法令等に基づき、事業の計画案について情報公開、住民参加の手続を実施するなどの取組を行っているところで、例えば、都市計画法では、都市計画を定めるに当たり、公聴会の開催、都市計画の案の公告縦覧の手続等の住民の意見を反映するための手続が整備されている。

また、社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)に基づき策定された社会資本整備重点計画において、地域住民等の理解と協力を得るために事業の過程を通じた住民参加の取組を推進することとされており、国土交通省においては、「国土交通省所管の公共事業の構想

段階における住民参加手続きガイドライン」を策定するなど、公共事業の構想段階における住民参加の促進を図つているところである。

また、社会資本の整備を進めるに当たっては、安全の確保に万全を期して取り組んでおり、例えば、道路整備については、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)その他の関係法令の規定等を踏まえ、防災上必要な調査、検討等を実施し、災害等に対する安全性の確保を図っているところである。

七について

現時点では、具体的な時期等についてお答えできる段階はないが、今後とも、第二千成団地の住民を含めた地域住民に対して、検討の過程や考え方について説明を行つてまいりたい。

平成十九年十二月十一日提出  
質問 第三一八号

### 我が国のミャンマーに対する制裁に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

#### 我が国とのミャンマーに対する制裁に関する第三回質問主意書

二〇〇七年十二月七日、国連人権理事会のピネイロ特別報告者はミャンマーの人権状況についての調査をまとめた報告書(以下、「報告書」という。)を発表した。このことと、「前回答弁書」(内閣衆質一六八第一九一号)を踏まえ、再度質問する。

一 「前回答弁書」で、「長井健司氏死亡事件については、現在、政府として、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー政府に対する申入れを継続しているところであり、政府としては引き続き我が国を見極めた上で、対応を検討していく考えである。

二、「前回答弁書」で、「長井健司氏死亡事件については、現在、政府として、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー政府に対する申入れを継続しているところであり、政府としては引き続き我が国を見極めた上で、対応を検討していく考えである。」との答弁がなされているが、二〇〇七年十二月十一日現在、「事件」の真相及び長井健司氏が持っていたビデオカメラ(以下、「ビデオカメラ」という。)の返還についての政府からの申し入れに対し、ミャンマー政府からどの様な回答が得られているか説明されたい。

二、「報告書」によると、二〇〇七年九月に日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー軍兵士に射殺された事件(以下、「事件」という。)について、「至近距離から故意に射殺された可能性がある」と指摘されているが、外務省は「報告書」の内容を承知しているか。

三 国連人権理事会のピネイロ特別報告者は本年十一月下旬にミャンマーを訪問し、軍事政権当局、野党幹部、拘束された人々と面会し、その結果をまとめて「報告書」を作成したことであるが、「事件」に関して外務省として国連人権理事会のよう主体的に調査を行い、「報告書」同様外務省としての「事件」の真相に係る調査結果を報告したことはあるか。

三で、ないのならばその理由を明らかにされたい。「前回答弁書」を含むこれまでの政府答弁書(内閣衆質一六八第六六号、六九号、一〇四号、一三九号、一四四号、一七六号)では、「ミャンマー政府に対して真相究明を求める」「ミャンマー政府の対応を待つ」「ミャンマー政府の対応を見極めた上で対応する」等の旨の答弁がなされ、「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」の返還はあくまでミャンマー政府からの対応、回答次第であるとの印象を受ける。邦人保護の責務を負う政府は、ミャンマー政府任せの受動的な態度をとるのではなく、自国民が殺されたことを重く受け止め、「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」の返還に向け、国連人権理事会の様に主体的・能動的に調査を行うべきではないのか。

五 二〇〇七年八月十五日に閣議決定された政府

答弁書(内閣衆質一六七第四号)で、政府は「親日派とは、一般に、日本に好意を持つている人々を指すものと承知している。」と親日派を定義しているが、一般にミャンマーは親日派の多い親日国家であると政府は認識しているか。

六 政府が「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」という。の返還についての政府からの申し入れに対し、ミャンマー政府からどの様な回答が得られているか説明されたい。

二、「報告書」によると、二〇〇七年九月に日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー軍兵士に射殺された事件(以下、「事件」という。)について、「至近距離から故意に射殺された可能性がある」と指摘されているが、外務省は「報告書」の内容を承知しているか。

三 国連人権理事会のピネイロ特別報告者は本年十一月下旬にミャンマーを訪問し、軍事政権当局、野党幹部、拘束された人々と面会し、その結果をまとめて「報告書」を作成したことであるが、「事件」に関して外務省として国連人権理事会のよう主体的に調査を行い、「報告書」同様外務省としての「事件」の真相に係る調査結果を報告したことはあるか。

三で、ないのならばその理由を明らかにされたい。「前回答弁書」を含むこれまでの政府答弁書(内閣衆質一六八第六六号、六九号、一〇四号、一三九号、一四四号、一七六号)では、「ミャンマー政府に対して真相究明を求める」「ミャンマー政府の対応を待つ」「ミャンマー政府の対応を見極めた上で対応する」等の旨の答弁がなされ、「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」の返還はあくまでミャンマー政府からの対応、回答次第であるとの印象を受ける。邦人保護の責務を負う政府は、ミャンマー政府任せの受動的な態度をとるのではなく、自国民が殺されたことを重く受け止め、「事件」の真相究明及び「ビデオカメラ」の返還に向け、国連人権理事会の様に主体的・能動的に調査を行うべきではないのか。

二、「前回答弁書」の内容については、承知している。

三及び四について  
外務省においては、長井健司氏死亡事件に關し、ミャンマー政府を含む関係者から主張的に情報収集を行つておる、その内容については必要に応じて、外務省ホームページ等において公表しているところである。

五について  
ミャンマーが日本に好意を持つてゐる人々の多い国であるか否かについて、一概にお答えすることは困難である。

六について  
長井健司氏死亡事件については、我が国政府として、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー政府に対し現在も申入れを継続してゐるところである。

長井健司氏死亡事件を受けての我が国ミャンマー政府への対応の具体的な内容については、我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めた上で、慎重に検討すべきものと考へてゐる。

平成十九年十二月十一日提出

質問 第三一九号  
中国による日中経済対話共同文書の削除に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

中国による日中経済対話共同文書の削除に関する質問主意書

本年十二月一日に北京で開催された日中ハイレベル経済対話の初会合で日中両政府が合意した共同文書以下、「共同文書」という)を、中国側が日本側の了解なしに一部を削除して公表していしたこと(以下、「削除」という)が明らかになつた。右を踏まえ、以下質問する。

一 政府は「削除」をいつ知つたか。  
二 二〇〇七年十二月十一日付の新聞報道による答弁書を送付する。

と、中国商務省が同年同月三日にHPに掲載した文書では、①人民元の為替レートをより速いペースで切り上げる様要望した点、②工ネルギー憲章に中国が参加する意義を指摘した点の二点に関する箇所が削除されており、日本側は同年同月六日外務省が在日本中國大使館に、七日に在中國日本國大使館が中国商務省に対して訂正を申し入れたとのことであるが、右は事実か。

二点に関する箇所が削除されており、日本側は同年同月六日外務省が在日本中國大使館に、七日に在中國日本國大使館が中国商務省に対して訂正を申し入れたとのことであるが、右は事実か。

三二が事実であるならば、「削除」が発覚してから三日が経過した後によくやく中国側に訂正を申し入れた理由を説明されたい。

三四「削除」は我が国の国益並びに日中関係にどのような影響を及ぼすと政府は認識しているか。「削除」は中国による我が国に対する欺きであり、日中の信頼関係を損ねるものではないのか。

三四二の新聞報道によると、中国側は「削除」の訂正に応じる姿勢を見せておらず、中国が今後も応じないのならば、「共同文書」の日本語版を中心国語に訳してHPに掲載することも検討しているとのことであるが、四で「削除」が中国による

何。

三四三回目中ハイレベル経済対話においては、日中双方の経済関係閣僚間で率直かつ詳細な意見交換が行われ、有意義な成果があつた。政府としては、中国政府のホームページに合意文書の全文が正しく掲載されていないことが、同対話の意義を直ちに損なうものではないと認識しているが、中国側に対しては引き続き訂正を求めていく考えである。

三四四及び五について  
中国側発表の文書を精査し、政府としての対応を検討していくことが理由である。

三四五第一回目中ハイレベル経済対話においては、日中双方の経済関係閣僚間で率直かつ詳細な意見交換が行われ、有意義な成果があつた。政府としては、中国政府のホームページに合意文書の全文が正しく掲載されていないことが、同対話の意義を直ちに損なうものではないと認識しているが、中国側に対しては引き続き訂正を求めていく考えである。

三四六平成十九年十二月十二日提出  
質問 第三二〇号  
学童保育の拡充に関する質問主意書

提出者 石井 郁子

学童保育の拡充に関する質問主意書  
をとる必要があると考へるが、政府の見解如何。

三四七平成十九年十二月二十一日  
内閣総理大臣 福田 康夫

内閣衆質一六八第三一九号  
質問主意書

学童保育が、「放課後児童健全育成事業」として児童福祉法に位置づけられて、今年で十年になる。今年十月には「放課後児童クラブガイドライン」も策定され、学童保育の水準向上に向けた一步が築かれた。これを機に、学童保育の新・増設による大規模化の解消や学童保育の質的な拡充を緊急に行うべきと考える。

三四八地域の実情やさまざまな設置・運営主体があ

### [別紙]

衆議院議員鈴木宗男君提出中国による日中経済対話共同文書の削除に関する質問に対する答弁書

一について  
御指摘の事実を知つたのは、平成十九年十二月三日である。

二について  
お尋ねにあるとおりである。

三について  
中国側発表の文書を精査し、政府としての対応を検討していくことが理由である。

三四一 御指摘の事実を知つたのは、平成十九年十二月三日である。

三四二 従前こうした方向での「放課後児童クラブガイドライン」の見直し、改定は行うのか。あわせて、「質の向上」をめざすための財政措置も不可欠と考えるがいかがか。

三四三 また、ガイドラインにとどまることなく、子どもたちが放課後や学校休業日を過ごす施設にふさわしい設置基準や運営基準を早急に政府の責任で策定すべきと考えるがいかがか。

三四四 一方、「放課後児童クラブガイドライン」の内容には大きな問題もあり、学童保育や指導員が役割や責任を果たすことができるよう「放課後児童クラブガイドライン」の見直し、改定も必要と考える。

三四五 (一) 今後こうした方向での「放課後児童クラブガイドライン」にとどまることなく、子どもたちが放課後や学校休業日を過ごす施設にふさわしい設置基準や運営基準を早急に政府の責任で策定すべきと考えるがいかがか。

三四六 また、ガイドラインにとどまることなく、子どもたちが放課後や学校休業日を過ごす施設にふさわしい設置基準や運営基準を早急に政府の責任で策定すべきと考えるがいかがか。

三四七 一方、「放課後児童クラブガイドライン」では、放課後児童指導員を必置としながら配置にかんすることや勤務体制などの記述がまったくなく、問題である。

三四八 現状では、非常勤や嘱託、臨時職員といつた不安定雇用の指導員が非常に多く、日替わりやローテーション勤務をしていく。指定管理者制度や民間化の導入もすすんでおり、代行先等との契約見直しによつては慣れ親しんだ指導員が一気に全員入れ替わる事態もおこりかねない。「放課後児童クラブにおける職員と児童との関係は、児童の健全育成の観点から重要であることから、職員にはできる限り継続していただけるよう、自治体において研修の充実などに配慮していただきことが重要」(二〇〇六年三月十五日・衆院厚生労働委員会、川崎二郎厚生労働大臣・当時の政府・厚生労働省の認識は、今日重要なと考へる)。この認識にたつて、緊急に施策を構ず

るべきと考えるがいかがか。

(三) 放課後児童指導員が「放課後児童クラブガイドライン」に示された役割や活動を行うには、開所時間前後に一定の準備時間が必要である。開所時間のみを勤務時間としてみなす学童保育も少なくないが、指導員の勤務時間にはそうした準備時間も含めるべきと考えるがいかがか。

## 二 学童保育の大規模化解消について

七十人以上の子どもたちが入所している学童保育への補助金が、二〇一〇年度で廃止されることになった。安全面や子どもたちの情緒面で問題のある大規模学童保育の解消につながる措置である。

厚生労働省は補助単価の引き上げを行つてはいるが、学童保育の新・増設に消極的な自治体も少なくない。全国学童保育連絡協議会は、公営以外で自治体から助成金がでている学童保育の助成額を調査しており、二〇〇七年度調査によれば平均は四百三十万円となつており、二〇〇六年度の国の補助単価は、二十人から三十五人以下で約百六十二万円、三十六人から七十人未満でも二百四十八万円であるから、自治体が国補助単価の倍近くを上乗せして助成することになる。この調査結果によれば、国の補助単価は学童保育の運営実態にみあつていなか。

そこで、以下質問する。

(二) 「放課後子どもプラン」で、放課後子どもたちの学童保育を「一体的」に実施すれば、教室と学童保育を「一体的」に実施すれば、学童保育の固有の役割である継続した生活の場の保障ができなくなる。両事業の目的や性質が異なることは政府も認めているところであり、「放課後子どもプラン」は両事業を拡充させながら「連携」させていくことですすめるべきと考えるがいかがか。

(二) 学童保育においては、生活の場としての機能を確保するために専用室を必要としている。一方、放課後子ども教室が実施されている場所では、つねに不特定多数の子どもたちが出入りすることが想定される。同じ学校施設内で両事業を実施する場合、専用室をどのように確保すべきと考えるか。

あわせて、「間仕切り等」で仕切ることを求めていたが可動式の間仕切りでは専用室の確保とはならないと考えるが、「間仕切り等」とは具体的に何をさしているのか。

一の(二)について

ガイドラインにおいては、放課後児童指導員は、保護者との対応・信頼関係の構築等に留意の上、放課後児童クラブに係る活動を行うこととされており、厚生労働省としては、こうした点も踏まえ、放課後児童指導員が継続して活動を行い、保護者との対応・信頼関係を構築できるよう、放課後児童クラブの安定的な運営ための経費補助を行つていているところである。

一の(三)について

お尋ねについては、個別具体的な事実関係に即して判断する必要があり一概にお答えすることは困難であるが、一般には、使用者の明示又は黙示の指揮命令下において、放課後児童指導員が放課後児童クラブの開所時間の前後に準備等を行う場合には、当該準備等の時間は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)上の労働時

育施策の柱の一つと位置づけ全国展開することを掲げている。ところが、二〇〇七年六月十四日の衆院青少年問題に関する特別委員会でも指摘したように、「放課後子どもプラン」は「放

[別紙]

## 衆議院議員石井郁子君提出学童保育の拡充に関する質問に対する答弁書

### 一の(一)について

厚生労働省としては、御指摘の放課後児童クラブガイドライン(以下「ガイドライン」といふ)については、本年十月に策定したばかりであり、今後の運用状況等を踏まえた上で、必要な見直しを検討してまいりたい。

また、お尋ねの財政措置や基準策定につい

ては、本年十二月十八日に取りまとめられた

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略におい

て、子どもの健やかな育成の観点から一定の

サービスの質を担保すること等を考慮した上

で、次世代育成支援に関連する給付・サービス

を体系かつ普遍的に提供する具体的な制度設

計の検討を進めることとされているところであ

り、この検討を行う中で、放課後児童健全育成

事業(以下「放課後児童クラブ」という)に対する

財政措置やその実施基準の在り方について、併せて検討を行うこととしている。

### 三の(一)について

御指摘の「放課後子どもプラン」は、「放課後

子ども教室推進事業」(以下「放課後子ども教室」といふ)と放課後児童クラブの連携を深めつ

つ、両事業を一層効果的に実施することを目的

に創設したものであるが、放課後児童クラブに

ては、ガイドライン等において、これを放

課後子ども教室と一緒に実施する場合であつても、放課後児童のための専用の部屋又は間仕

切り等で区切られた専用スペースを設け、生活

の場としての機能が十分確保されるよう留意す

ることを求めているところである。

### 三の(二)について

お尋ねの専用室の確保については、例えば、

教室を二つ確保し、一方を放課後児童クラブを

実施するための専用部屋とするなどの方法が考

えられる。

また、お尋ねの間仕切り等については、放課

後児童クラブのための専用スペースを設け生活

の場としての機能を十分確保するとともに、子

どもの怪我を防止するという観点から、例え

ば、アコーディオンカーテンや衝立は適当でな

いと考えている。

問に該当するものと考える。

### 二について

御指摘の国の補助単価については、放課後児童クラブの運営に係る諸経費を基に年間平均児童数に応じて算定したものである。

厚生労働省としては、これまで、放課後児童クラブガイドライン(以下「ガイドライン」といふ)については、本年十月に策定したばかりであり、今後の運用状況等を踏まえた上で、必要

な見直しを検討してまいりたい。

また、お尋ねの財政措置や基準策定につい

ては、本年十二月十八日に取りまとめられた

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略におい

て、子どもの健やかな育成の観点から一定の

サービスの質を担保すること等を考慮した上

で、次世代育成支援に関連する給付・サービス

を体系かつ普遍的に提供する具体的な制度設

計の検討を進めることとされているところであ

り、この検討を行う中で、放課後児童健全育成

事業(以下「放課後児童クラブ」という)に対する

財政措置やその実施基準の在り方について、併せて検討を行うこととしている。

### 三の(二)について

御指摘の「放課後子どもプラン」は、「放課後

子ども教室推進事業」(以下「放課後子ども教室」といふ)と放課後児童クラブの連携を深めつ

つ、両事業を一層効果的に実施することを目的

に創設したものであるが、放課後児童クラブに

ては、ガイドライン等において、これを放

課後子ども教室と一緒に実施する場合であつても、放課後児童のための専用の部屋又は間仕

切り等で区切られた専用スペースを設け、生活

の場としての機能が十分確保されるよう留意す

ることを求めているところである。

### 三の(三)について

お尋ねの専用室の確保については、例えば、

教室を二つ確保し、一方を放課後児童クラブを

実施するための専用部屋とするなどの方法が考

えられる。

また、お尋ねの間仕切り等については、放課

後児童クラブのための専用スペースを設け生活

の場としての機能を十分確保するとともに、子

どもの怪我を防止するという観点から、例え

ば、アコーディオンカーテンや衝立は適当でな

いと考えている。

右質問する。

お尋ねについては、個別具体的な事実関係に即して判断する必要があり一概にお答えすることは困難であるが、一般には、使用者の明示又は黙示の指揮命令下において、放課後児童指導員が放課後児童クラブの開所時間の前後に準備等を行う場合には、当該準備等の時間は労働基

準法(昭和二十二年法律第四十九号)上の労働時

平成十九年十二月十二日提出

質問 第三二一號

國营諫早湾干拓事業の農業用水に関する質問

主意書

提出者 前原 誠司

衆議院議員石井郁子君提出学童保育の拡充する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 国営諫早湾干拓事業の農業用水に関する質問主意書

去る十一月二十日に完工した国営諫早湾干拓事業は、来春の営農開始のために準備が進められているが、その農業用水を調整池に依存することに対する懸念が払拭されているとは言い難い。すなわち、アオコの大量発生に象徴されるように、工事完了後も依然として悪化したままの水質で、技術的に農業使用に耐えられるか、また汚染水で作られた農作物というイメージが販売の妨げになるのではないか、そうした中で農家経営が成り立つか、といった懸念である。

そこで、農業用水を調整池以外に求める方法を模索するために以下質問する。

一 「国営諫早湾土地改良事業変更計画書(干拓)」によれば、干拓地営農で消費される水量を四九

二万立方メートルと見込んでいるが、周辺畠地(たとえば諫早市の飯盛北部地区など)実施値と比べて過大ではないか。この数値を導き出した上

計算式と諸係数をすべて、具体的に示した上で、政府の見解を明らかにされたい。

二 調整池以外に代替水源を求めるにすれば、本明川や仁反田川など周辺河川から余剰水の導水、耕作放棄地を活用した溜池の造成、下水処理施設(たとえば諫早中央浄化センター)放流水の再利用、干拓地内の遊水池に集められた雨水・排水の再利用など、いくつかの手段を検討すべきではないか。これら各手段の利点と問題点、および費用の概算を示した上で、政府の方針を明らかにされたい。

三 長崎県による諫早湾干拓調整池水質保全計画や九州農政局が直接行つてきた水質改善事業など、調整池の水質改善のために多額の費用が投じられてきたが、水質データから見てその効果は小さかつたと言えるのではないか。これまで行つてきた事業とその年度別予算額、および各事業の費用対効果の結果を示されたい。また、

今後予定されている水質改善のための各事業費用と、前記代替水源にかかる費用との比較結果を示した上で、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第三二一号  
平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員前原誠司君提出国営諫早湾干拓事業の農業用水に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員前原誠司君提出国営諫早湾干拓事業の農業用水に関する質問に対する答弁書

送付する。

提出者 照屋 寛徳

平成十九年十二月十二日提出  
質問 第三二二号  
米軍人・軍属及びその家族による犯罪と裁判権行使に関する質問主意書

内閣衆質一六八第三二二号  
平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属及びそ

の家族による犯罪と裁判権行使に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

米軍人・軍属及びその家族による犯罪と裁判権行使に関する質問主意書

官 報 (号 外)

別紙

衆議院議員照

一  
二  
三  
四

警察が検挙したアメリカ合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族(以下「合衆国軍隊構成員等」という。)による警察の犯罪統計の区分における刑法犯及び特別法犯に係る都道府県警察別の検挙件数及び検挙人員は、警察庁の犯罪統計で確認ができる平成二年から平成十八年までの間にについてお答えすると、次の(1)から(17)までのとおりである。

		一について		衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人・軍属及びその家族による犯罪と裁判権行使に関する質問に 対する答弁書		〔別紙〕	
		警察が検挙したアメリカ合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族(以下「合衆国軍隊構成員等」という。)による警察の犯罪統計の区分における刑法犯及び特別法犯に係る都道府県警察別の検挙件数及び検挙人員は、警察庁の犯罪統計で確認のできる平成二年から平成十八年までの間にについてお答えすると、次の(1)から(7)までのとおりである。					
		(1) 平成二年に検挙したもの		(2)		(3)	
①青森県警察	刑法犯	①青森県警察	刑法犯	①青森県警察	刑法犯	③埼玉県警察	刑法犯
②岩手県警察	刑法犯	②警視庁	刑法犯	②警視庁	刑法犯	④警視庁	刑法犯
刑法犯	一件	千葉県警察	刑法犯	千葉県警察	刑法犯	神奈川県警察	刑法犯
平成四年に検挙したもの	十四件	③神奈川県警察	刑法犯	③神奈川県警察	刑法犯	⑤神奈川県警察	刑法犯
①青森県警察	百十六件	④静岡県警察	刑法犯	④静岡県警察	刑法犯	⑥山口県警察	刑法犯
②岩手県警察	四十件	⑤兵庫県警察	刑法犯	⑤兵庫県警察	刑法犯	⑦福岡県警察	刑法犯
刑法犯	一百四十一件	⑥長崎県警察	刑法犯	⑥長崎県警察	刑法犯	⑧長崎県警察	刑法犯
平成五年に検挙したもの	五十九件	⑦岡山県警察	刑法犯	⑦岡山県警察	刑法犯	⑨沖縄県警察	刑法犯
①青森県警察	五十件	⑧山口県警察	刑法犯	⑧山口県警察	刑法犯	⑩沖縄県警察	刑法犯
②岩手県警察	零件	⑨長崎県警察	刑法犯	⑨長崎県警察	刑法犯	⑪沖縄県警察	刑法犯
刑法犯	零人	⑩沖縄県警察	刑法犯	⑩沖縄県警察	刑法犯	⑫警視庁	刑法犯
平成三年に検挙したもの	五十九件	①青森県警察	刑法犯	①青森県警察	刑法犯	⑬警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	②埼玉県警察	刑法犯	②埼玉県警察	刑法犯	⑭警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	③神奈川県警察	刑法犯	③神奈川県警察	刑法犯	⑮警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	④静岡県警察	刑法犯	④静岡県警察	刑法犯	⑯警視庁	刑法犯
平成六年に検挙したもの	五十九件	⑤兵庫県警察	刑法犯	⑤兵庫県警察	刑法犯	⑰警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	⑥長崎県警察	刑法犯	⑥長崎県警察	刑法犯	⑱警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	⑦岡山県警察	刑法犯	⑦岡山県警察	刑法犯	⑲警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	⑧山口県警察	刑法犯	⑧山口県警察	刑法犯	⑳警視庁	刑法犯
平成七年に検挙したもの	五十九件	⑨長崎県警察	刑法犯	⑨長崎県警察	刑法犯	㉑警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	⑩沖縄県警察	刑法犯	⑩沖縄県警察	刑法犯	㉒警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	⑪沖縄県警察	刑法犯	⑪沖縄県警察	刑法犯	㉓警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	⑫警視庁	刑法犯	⑫警視庁	刑法犯	㉔警視庁	刑法犯
平成八年に検挙したもの	五十九件	⑬警視庁	刑法犯	⑬警視庁	刑法犯	㉕警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	⑭警視庁	刑法犯	⑭警視庁	刑法犯	㉖警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	⑮警視庁	刑法犯	⑮警視庁	刑法犯	㉗警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	⑯警視庁	刑法犯	⑯警視庁	刑法犯	㉘警視庁	刑法犯
平成九年に検挙したもの	五十九件	⑰警視庁	刑法犯	⑰警視庁	刑法犯	㉙警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	⑱警視庁	刑法犯	⑱警視庁	刑法犯	㉚警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	⑲警視庁	刑法犯	⑲警視庁	刑法犯	㉛警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	⑳警視庁	刑法犯	⑳警視庁	刑法犯	㉜警視庁	刑法犯
平成十年に検挙したもの	五十九件	㉑警視庁	刑法犯	㉑警視庁	刑法犯	㉝警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	㉒警視庁	刑法犯	㉒警視庁	刑法犯	㉞警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	㉓警視庁	刑法犯	㉓警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	㉔警視庁	刑法犯	㉔警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
平成十一年に検挙したもの	五十九件	㉕警視庁	刑法犯	㉕警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	㉖警視庁	刑法犯	㉖警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	㉗警視庁	刑法犯	㉗警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	㉘警視庁	刑法犯	㉘警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
平成十二年に検挙したもの	五十九件	㉙警視庁	刑法犯	㉙警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	㉚警視庁	刑法犯	㉚警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	㉛警視庁	刑法犯	㉛警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	㉜警視庁	刑法犯	㉜警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
平成十三年に検挙したもの	五十九件	㉝警視庁	刑法犯	㉝警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
平成十四年に検挙したもの	五十九件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
平成十五年に検挙したもの	五十九件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
平成十六年に検挙したもの	五十九件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
平成十七年に検挙したもの	五十九件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
平成十八年に検挙したもの	五十九件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
①青森県警察	五件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
②岩手県警察	零件	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯
刑法犯	零人	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯	㉟警視庁	刑法犯

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

(15)	(14)	(13)										
平成十六年に検挙したもの	平成十五年に検挙したもの	平成十四年に検挙したもの										
刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯
二件	一件	三件	四十四件	百二十二件	十七件	二十一件	十六件	九件	十七件	八十一件	二十七人	七人
三人	一人	四十三人	十二人	二人	三人	二十人	零人	三人	三人	五人	十人	八人
一人	一人	四十三人	十二人	二人	三人	二十人	零人	零人	零人	零人	零人	零人
特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯	特別法犯
一件	一件	三十一件	十三件	零件	零件	八件	零件	零件	零件	零件	零件	零件
一人	零人	十九人	四人	零人	零人	十人	一人	一人	零人	零人	零人	零人
①青森県警察	②岩手県警察	③警視庁	④神奈川県警察	⑤山口県警察	⑥福岡県警察	⑦長崎県警察	⑧沖縄県警察	⑨沖縄県警察	⑩青森県警察	⑪福岡県警察	⑫長崎県警察	⑬愛知県警察
刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯	刑法犯
二件	一件	十四件	四十四件	三件	一件	三件	三件	三件	三件	三件	三件	三件
④神奈川県警察	⑤静岡県警察	⑥広島県警察	⑦福岡県警察	⑧沖縄県警察	⑨沖縄県警察	⑩長崎県警察	⑪青森県警察	⑫岩手県警察	⑬警視庁	⑭神奈川県警察	⑮長崎県警察	⑯愛知県警察

我が国が裁判権を行使する第一次の権利を有し、我が国の裁判所に公判請求又は略式命令請求した合衆国軍隊構成員等による刑法犯(刑法及び盜犯等ノ防止及処分ニ関スル法律に定める罪をいう。以下同じ。)及び特別法犯(刑法犯以外の罪をいう。以下同じ。)に係る地方検察官別の人員数(その地方検察官管内の区検察官に係るものと含む。)は、法務省の資料で確認のできる平成十三年から平成十八年までの間にについてお答えすると、(1)から(6)までのとおりである。

警察においては、合衆国軍隊構成員等による犯罪の捜査について、個々の事案ごとに、法と証拠に基づき、適切に対処しているものと承知している。

		(16)	
平成十七年に検挙したもの		(17)	
① 青森県警察	刑法犯	十五件	十三人
⑧ 長崎県警察	刑法犯	十二件	十五人
⑨ 沖縄県警察	刑法犯	五十九件	七十二人
⑦ 山口県警察	刑法犯	十五件	特别法犯 零件
⑧ 長崎県警察	刑法犯	十二件	特别法犯 零件
② 警視庁	刑法犯	四件	特别法犯 三件
③ 千葉県警察	刑法犯	八件	特别法犯 六件
④ 神奈川県警察	刑法犯	四十七件	特别法犯 三件
⑤ 静岡県警察	刑法犯	一件	特别法犯 七件
⑥ 山口県警察	刑法犯	九件	零人
⑦ 長崎県警察	刑法犯	十一件	零人
⑧ 沖縄県警察	刑法犯	六十六件	零人
平成十八年に検挙したもの			
① 青森県警察	刑法犯	五件	特别法犯 零件
② 警視庁	刑法犯	七件	特别法犯 零件
③ 千葉県警察	刑法犯	零件	特别法犯 零件
④ 神奈川県警察	刑法犯	二十九件	特别法犯 七件
⑤ 広島県警察	刑法犯	一件	特别法犯 五件
⑥ 山口県警察	刑法犯	三件	特别法犯 七件
⑦ 長崎県警察	刑法犯	十四件	特别法犯 三人
⑧ 熊本県警察	刑法犯	一件	特别法犯 零人
⑨ 沖縄県警察	刑法犯	五十七件	特别法犯 零人
警察においては、合衆国軍隊構成員等による犯罪の捜査について、個々の事案ごとに、法と証拠に基づき、適切に対処しているものと承知している。			
二について			
我が国が裁判権を行使する第一次の権利を有し、我が国の裁判所に公判請求又は略式命令請求した合衆国軍隊構成員等による刑法犯(刑法及び盗犯等)ノ防止及处分ニ関スル法律に定める罪をいう。以下同じ。)及び特別法犯(刑法犯以外の罪をいう。以下同じ。)に係る地方検察庁別の人員数その地方検察庁管内の区検察庁に係るものと含む。)は、法務省の資料で確認のできる平成十三年から平成十八年までの間についてお答えすると、(1)から(6)までのとおりである。			
(1) 平成十三年に公判請求又は略式命令請求したもの	公判請求 一人	略式命令請求 一人	略式命令請求 一人
① 青森地方検察庁	刑法犯	公判請求 一人	略式命令請求 一人
特別法犯	公判請求 一人	略式命令請求 一人	略式命令請求 一人
公判請求 一人	略式命令請求 一人	略式命令請求 一人	略式命令請求 一人

官 報 (号 外)

		(3)	
⑩ 那覇地方検察庁		刑法犯	公判請求 四人
平成十五年に公判請求又は略式命令請求したもの		特別法犯	公判請求 三人
① 青森地方検察庁		刑法犯	公判請求 一人
② さいたま地方検察庁		特別法犯	公判請求 零人
③ 東京地方検察庁		刑法犯	公判請求 二人
④ 横浜地方検察庁		特別法犯	公判請求 五人
⑤ 甲府地方検察庁		刑法犯	公判請求 零人
⑥ 広島地方検察庁		特別法犯	公判請求 二人
⑦ 山口地方検察庁		刑法犯	公判請求 零人
⑧ 福岡地方検察庁		特別法犯	公判請求 三人
⑨ 長崎地方検察庁		刑法犯	公判請求 零人
⑩ 那覇地方検察庁		特別法犯	公判請求 零人
平成十六年に公判請求又は略式命令請求したもの		刑法犯	公判請求 零人
① 青森地方検察庁	刑法犯	特別法犯	公判請求 二人
② 前橋地方検察庁	刑法犯	特別法犯	公判請求 一人
③ さいたま地方検察庁	刑法犯	特別法犯	公判請求 零人
④ 東京地方検察庁	刑法犯	特別法犯	公判請求 零人
特別法犯	刑法犯	特別法犯	公判請求 零人
公判請求	公判請求	公判請求	公判請求 一人
零人	零人	零人	零人
略式命令請求	略式命令請求	略式命令請求	略式命令請求 一百二十二人

官 報 (号 外)

(5) 平成十七年に公判請求又は略式命令請求したもの	
① 青森地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 四人 略式命令請求 三十一人
② さいたま地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 九人 略式命令請求 零人
③ 東京地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 十一人 略式命令請求 一人
④ 横浜地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 零人 略式命令請求 一人
⑤ 甲府地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 一人 略式命令請求 一人
⑥ 山口地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 零人 略式命令請求 二人
⑦ 広島地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 零人 略式命令請求 一人
⑧ 静岡地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 零人 略式命令請求 一人
⑨ 高知地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 零人 略式命令請求 九人
特別法犯 公判請求 一人	刑法犯 特別法犯 公判請求 零人 略式命令請求 一人

(6) 平成十八年に公判請求又は略式命令請求したもの	
① 青森地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 四人 略式命令請求 二十一人
② さいたま地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 七人 略式命令請求 二十一人
③ 千葉地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 二人 略式命令請求 五人
④ 東京地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 二人 略式命令請求 十八人
⑤ 横浜地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 零人 略式命令請求 零人
⑥ 広島地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 一人 略式命令請求 二人
⑦ 山口地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 八人 略式命令請求 七人
⑧ 長崎地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 八人 略式命令請求 七十人
⑨ 那覇地方検察庁	刑法犯 特別法犯 公判請求 零人 略式命令請求 十六人

合衆国軍隊構成員等による犯罪について、我が国有する裁判権行使する第一次の権利の放棄について、お尋ねのような「ガイドライン」は存在しない。また、二についてでお答えしたとおり、合衆国軍隊構成員等による犯罪について、平成十三年から平成十八年までの間において、我が国有する裁判権行使する第一次の権利を放棄したことはない。

平成十九年十二月十二日提出  
質問 第三二三号

**薬害肝炎に対する今後の政府の対応に関する質問主意書**

提出者 山井 和則

薬害肝炎に対する今後の政府の対応に関する質問主意書

**一 フィブリノゲン製剤の納入先七〇〇〇医療機関の新聞紙上における再公表(以下、新聞再公表)について、厚生労働省は来年一月中旬を目途に略)行うこととしている〔答弁二八九号〕とのことである。**

一方、厚生労働省「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」(以下、相談窓口)には連日、多くの不安を抱えた方からの相談が届いている。相談窓口は年内十二月二十八日で終える予定となっているが、一月中旬に新聞再公表するのであれば、当面延長し続けるべきである。

厚生労働省は相談窓口を一月中旬以降も開くのか。お教えいただきたい。

二 新聞再公表する際には、相談窓口についての新聞紙における告知が合わせて必要ではないか。見解を問う。

三 厚生省は一月中旬以降も相談窓口を開く場合、いつまで開くのか。二月以降も途切れることがなく聞くべきではないか。お教えいただきたい。

四 新聞再公表だけでなく、その七〇〇〇医療機関にカルテ、手術記録、分娩記録、薬剤使用記録等フィブリノゲン製剤の投与の記録が記載されている可能性のある一切の記録が残っているか再度、確認すべきではないか。厚生省は再確

認する考えはあるか。ある場合、それはいつか。らどのように行うのか。ない場合、それはなぜか。

**五 厚生労働省「フィブリノゲン製剤投与後の四八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」(以下、調査検討会)構成員のうち、二名が過去三年間、田辺三菱製薬から「講演料等として総額約二十万円を受領した」〔答弁二八九号〕のことであった。**

調査検討会構成員のうち過去二十年間で田ミニドリ十字および承継企業から研究費、講演料、原稿料等なんらかの金銭を受け取っている方はいるか。いる場合、それはだれで、いくら、何の名目で受け取っているか。お教えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第三二三号

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎に対する今後の政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎に対する今後の政府の対応に関する質問に対する

答弁書

一から三までについて

厚生労働省としては、「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」(以下「相談窓口」という。)

については、本年十二月二十八日にいたん終

了することとしているが、御指摘の来年一月中旬の医療機関の再公表までは再開したいと考えており、当該再公表の際には、改めて国民に

対し、相談窓口についてのお知らせをすることとしたい。また、相談窓口の再開後、これをいつまで継続するかについては、現時点では未定である。

四について

厚生労働省としては、本年十一月に、同省ホームページに記載している約七千の医療機関(宛先不明であるものを除く。)に対し、診療

録、手術記録、分娩記録、製剤使用簿等の保管状況等を調査し、その結果について文書で回答するよう依頼しているところである。

五について

厚生労働省としては、先の答弁書(平成十九年十二月十一日内閣衆質一六八第二八九号)についてでお答えしたとおり、御指摘の検討会の構成員に対して過去三年間の講演料等の受領の状況を確認したもののため、それ以前の状況については把握していない。

質問 第三二四号

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する第三回質問主意書については、前回答弁書(内閣衆質一六八第二九〇号)で

は、質問の趣旨を正確に捉えた上で答弁がなされていないと思われる箇所があるところ、再度質問する。

一 講談社発行の「現代」二〇〇六年七月号に掲載されている佐藤優起訴休職外務事務官が執筆した「官房長よ、私と対決しようじゃないか」外務省犯罪白書」二 公金にタカラ官僚たち」という見出しの論文(以下、「佐藤論文」という。)

で触れている、一九八八年頃まで在モスクワ日本大使館で存在すると言わってきた、任国の法令に違反する形で大使館員の私用車をループルで売却し、外貨に換金する「ループル委員会」なる裏金組織について、政府はこれまでの政府答弁書(内閣衆質一六三第一四号、内閣衆質一六四第六八号、一九六号等)で重ねて「その事実は確認されていない」旨答弁してきたことについて、前回質問主意書で「ループル委員会」が在モスクワ日本国大使館内において設けられていたことは「確認されていない」とは、「ループル委員会」がかつて①存在した、②存在しなかつた、の①、②のどちらでもなく、「存在してたかどうかはつきりわからない」つまり、外務省としては定かではなく、明確にその存在を否定することもできない」ということを述べていると理解して良いかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書(平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二五〇号)の二についてで述べたとおり、『ループル委員会』なる組織が在モスクワ日本大使館内において存在していたことは確認されていない」と、質問の趣旨を無視した答弁がなされている。右の様に同じ答弁を延々と繰り返すのではなく、質問の趣旨を理

解した上で答弁を求める。外務省としては、「ループル委員会」の存在が確認できないということは、その存在を明確に否定することもできないと理解して良いか。「然り」か「否」のどちらかの回答を求める。

二 「前回答弁書」では、「外務省においては、一般に、職員から提出された寄稿(出版)届について、我が国外交政策の在り方等に関する無用の誤解等を避ける等の観点から、意見を伝えている」と、外務省として「佐藤論文」の内容に

関して佐藤優氏に意見を伝えているとの答弁がなされているが、では「佐藤論文」のどの部分が「我が国外交政策の在り方等に関する無用の誤解等」を招くと外務省が認識しているのか説明されたい。

三 二の外務省からの意見に対して、佐藤優氏はどういう返答をしたのか明らかにされたい。前回質問主意書で右と同様の質問をしているが、「前回答弁書」では何の回答もなされていないところ、再度質問する。

四 「佐藤論文」につき、佐藤優氏に意見を伝えた外務省職員の官職氏名を明らかにされた。

五 佐藤優氏への外務省からの意見伝達はどのようにして行われたか。佐藤優氏を外務省に呼びつけて意見を伝えたのか。

七 六で、何の処分も下していないのならば、その理由を明らかにされたい。

八 「前回答弁書」で、「佐藤論文」について外務省より講談社に何の意見も伝えていないとの答弁がなされているが、その理由を明らかにされたい。前回質問主意書で右と同様の質問をしていが、「前回答弁書」では何の回答もなされていらないところ、再度質問する。

内閣衆質一六八第三二四号  
平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の発言に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における裏金組織についての起訴休職外務事務官の

発言に関する第三回質問に対する答弁書

一について

「ループル委員会」なる組織の存否についての

お尋ねであれば、先の答弁書(平成十九年十二月十一日内閣衆質一六八第二九〇号)の一につ

いて等で繰り返し述べておるとおり、外務省において確認した範囲では、「ループル委員会」なる組織が在モスクワ日本国大使館内において存在したことは確認されていない。

二 外務省としては、職員から寄稿(出版)届の提出があつた場合、我が国外交政策の在り方等について、

出版社に対しては、御指摘の職員の個人としての見解について意見を伝える必要があるとは考えていないため、意見は伝えていない。また、外務省としては、本件について、特定の職員に対して処分を行う必要があるとは考えておらず、処分を行っていない。

出版社に対しては、御指摘の職員の個人としての見解について意見を伝える必要があるとは考えていないため、意見は伝えていない。また、外務省としては、本件について、特定の職員に対して処分を行う必要があるとは考えておらず、処分を行っていない。

平成十九年十二月十一日提出

質問 第三二五号

外務省における白紙領収書作成についての起

訴休職外務事務官の発言に関する第三回質問

主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における白紙領収書作成についての

起訴休職外務事務官の発言に関する第三回

質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第二九一号)で

は、質問の趣旨を正確に捉えた上で答弁がなさ

れていないと思われる箇所があるところ、再度質

問する。

一 起訴休職外務事務官の佐藤優氏が、株式会社アスコムより発行された鈴木宗男衆議院議員との共著「反省 私たちはなぜ失敗したのか?」の

六十九頁と、講談社より発行されている「現代二〇〇六年九月号に掲載されている「最強の『情報分析官』による懺悔の告白 外務省『犯罪白書』四 私が手を染めた『白紙領収書』作り」との見出しの論文で、かつて外務省で佐藤優氏自身が当時の直属の上司である原田親仁現欧州局長により、マスコミ関係者に対して白紙の領収書を渡していたことを明らかにする旨の記述(以下、「記述」という)をしていることについて、前回質問主意書で白紙領収書作成の事実について外務省が「確認されていない」と答弁するのは、白紙領収書作成の事実が①あつた、②なかつた、の①、②のどちらでもなく、「あつたかなかったかはつきりわからない」、つまり、外務省としては定かではなく、明確にその事実を否定することもできないということを述べていると理解して良いかと問うたところ、「前回答弁書」では、「先の答弁書(平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二五五号)の三について述べたとおり、外務省において御指摘の『白紙領収書』が作成された事実は、確認されていない」との答弁がなされている。右のように、質問の趣旨を無視した答弁を延々と繰り返すのはなく、質問の趣旨をきちんと踏まえた、誠実な答弁を求める。白紙領収書作成の事実につき外務省が「確認されていない」ということは、その事実を明確に否定することができないと理解して良いか。「然り」か「否」のどちらかの回答を求める。

二 「前回答弁書」では、「外務省においては、一般に、職員から提出された寄稿(出版)届につい

ては、我が国の外交政策の在り方等に関する無用の誤解等を避ける等の観点から、意見を伝えている。」と、外務省として「記述」の内容に関し、佐藤優氏に意見を伝えていたとの答弁がなされているが、では「記述」のどの部分が「我が国」の外交政策の在り方等に関する無用の誤解等」を招くと外務省が認識しているのか説明されたい。

三 二の外務省からの意見に対し、佐藤優氏はどのような返答をしたのか明らかにされたい。

前回質問主意書で右と同様の質問をしているが、「前回答弁書」では何の回答もなされていないところ、再度質問する。

四 「記述」につき、佐藤優氏に意見を伝えた外務省職員の官職氏名を明らかにされたい。

五 佐藤優氏への外務省からの意見伝達はどのようにして行われたか。佐藤優氏を外務省に呼びつけて意見を伝えたのか。

六 外務省が、「記述」が我が国の外交政策の在り方等に関する無用の誤解等を招くものであると考えるならば、佐藤優氏に対して何らかの処分を下したか。

七 六で、何の処分も下していないのならば、その理由を明らかにされたい。

八 「前回答弁書」で、「記述」について外務省より講談社に何の意見も伝えていないとの答弁がなされているが、その理由を明らかにされたい。

前回質問主意書で右と同様の質問をしているが、「前回答弁書」では何の回答もなされていないところ、再度質問する。

九 「前回答弁書」では、「記述」の中で、佐藤優氏

に対してかつて具体的に白紙領収書作成の指示を出したとされている原田親仁欧州局長についての質問主意書(平成十九年十一月二十一日)

提出質問第二五五号)の提出を受けた後、外務省大臣官房において御指摘の局長に確認した。

お尋ねの文言等具体的なやり取り等については、記録は作成しておらずお答えすることはできまい」と、「記述」の内容が真実か否かについて原田局長に行つた旨の答弁がなされている。

「確認」を記録した文書が作成されていないことは承知するところ、①「確認」を行つた日にち、②大臣官房にて「確認」を行つた職員の官職氏名、③「確認」に対する原田局長の回答内容の三

点につき、回答を求める。文書は作成されていないにしても、一ヵ月前のことにつき、外務省において「確認」についての記憶が全てなくなつていているとは考えにくいところ、右三点のうち②において「確認」についての記憶が全てなくなつていているとは正確な官職氏名を、①と③については実際に確認作業を行つた②の人物の記憶に基づく回答を求める。

右質問する。

内閣衆質一六八第三二五号

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する第三回質問に対する答

### 〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における白紙領収書作成についての起訴休職外務事務官の発言に関する第三回質問に対する答

答弁書(平成十九年十二月十一日内閣衆質一六八第二九一号)の六について述べたとおりである。

平成十九年十二月十二日提出  
質問 第三二六号  
内閣衆質一六八第三二五号提出  
題に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する第三回質問主意書

三 国民の間では、「公約」とは、「定義」にあるとおり「照合作業」を終えることのみに限らず、安倍晋三前総理大臣が「最後の一人に至るまで記録をチェックし、正しく年金をお支払いする」と述べたように「年金記録問題」の最終的な解決を二〇〇八年三月までに目指すものであるとの認識が広く共有されていたと考えるが、「公約」についての政府の国民に対する説明は十分なものであったか。政府の見解如何。

四 「公約」につき、舛添厚生労働大臣は二〇〇七年十二月十一日の記者会見で「五千万件の記録を全部チェックすることは来年三月末までにやる。ただ、選挙戦で意気込みとして言つたことが、三月が終われば、すべて年金問題がバラ色の解決ができる」という誤解があつた。『三月末まですべての問題を片付けます』と言つた覚えはない。「できもしないことを言つた」と言われるが、「できないかもしれないが、やつてみます」とは言えない。記録統合の作業はエンドレスで、「できないこともある」との旨、また町村官房長官は同日の記者会見で「選挙中だから簡素化して言つた。今年七月五日に政府・与党がまとめ国民に約束したのは、コンピューター上で五千万件の名寄せを行い、記録が結びつくと思われる人へ知らせる」とだ。結びつかない人もいるが、引き続き記録の突き合わせをやつしていく。来年四月以降も精力的にやる。「最後の一人、最後の一円まで全部三月末までにやる」と言つたわけではない。選挙ですから「年度内にすべて」と縮めて言つた。」との旨それぞ述べているが、右の舛添大臣の発言と町村官房長官の発言(以下、「町村発言」という)は、「公約」についての政府の国民に対する説明

が不十分で、国民に誤解を招かせかねない点があつたことを認めたものに他ならないと考えるが、政府の見解如何。

五 「町村発言」の中の「選挙中だから簡素化して言つた」との発言はどのような意味を指すものか。右からは選挙における公約は多少いい加減なものであると述べている様な印象を受けれるが、右は内閣官房長官の公式の場での発言として適切か。右質問する。

#### 内閣衆質一六八第三二六号

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出宙に浮いた年金記録の照合作業の進捗状況に関する第三回質問に対する答弁書

#### 〔別紙〕

五について  
御指摘の発言については、第二十一回参議院議員通常選挙における遊説等において、政府・与党取りまとめの内容をできるだけわかりやすく説明した旨を述べたものであり、これが御指摘のような誤解を与えたとすれば、遺憾である。

平成十九年十二月十二日提出  
質問 第三二七号

北方領土返還要求行進に対する政府の関与に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一について  
「公約」の定義については、例えば、「公衆に對して或る事(政策など)を約束すること。また、その約束。(出典 広辞苑)」とされていると承知している。

二について  
お尋ねについては、公約の実現に努める責任があるものと考へている。

三及び四について  
政府としては、年金記録問題への対応について

て、本年七月五日に年金業務刷新に関する政  
府・与党連絡協議会において取りまとめた「年  
金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管  
理体制の確立について」(以下「政府・与党取り  
まとめ」という。)等を社会保険庁のホームページ  
に掲載すること等の措置を講じてきたところ  
である。御指摘の舛添厚生労働大臣及び町村内  
閣官房長官の発言は、第二十一回参議院議員通  
常選挙における遊説等において、年金記録問題  
を平成二十年三月までに解決するとの印象を与  
えるような内容のものがあつたとの認識に基づ  
くものである。

五について  
「行進」の実施にあたり、事前に主催団体である「連絡協議会」もしくは各協力団体から外務省  
に對して、「行進」当日に高村正彦外務大臣の挨  
拶の依頼はなされたか。

二 行進当日に、外務大臣、外務副大臣、外務  
大臣政務官が職務として「行進」に参加しないと  
決定するに至った根拠を説明されたい。

三 二の決定についての決裁書は作成されている  
か。

四 「行進」の実施にあたり、在ロシア日本大使  
館若しくは外務省に對してロシア政府からの照  
会はあつたか。

右質問する。

内閣衆質一六八第三二七号

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

は、二〇〇七年十二月一日に行われた、北海道根  
室市、根室管内の別海町、中標津町、標津町、羅  
臼町で構成される北方領土隣接地域振興対策根室  
管内市・町連絡協議会(以下、「連絡協議会」とい  
う。)の主催による、北方領土返還要求行進(以下、「行進」とい  
う。)につき、「同年十二月一日の行進には、外務  
省からは職務として参加した職員はいないが、内  
閣府からは同特命担当大臣、佐久間隆北方対策本  
部審議官、岸和義北方対策本部調査官その他同本  
部の職員五名が参加したところである。」との答弁  
がなされ、内閣府からは職員が「行進」に参加した  
一方で、外務省からは職員が「行進」に参加してい  
ないことが明らかにされている。右を踏まえ、再  
質問する。

〔別紙〕

**衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行進に対する政府の関与に関する再質問に対する答弁書**

一について  
お尋ねの事実はない。

二及び三について

外務省としては、御指摘の北方領土返還要求行進(以下「行進」という。)に外務大臣、外務副大臣及び外務大臣政務官が参加するか否かについては、行進の主催者からの要請が特になかつたこと等を踏まえ、適切に判断したところである。御指摘の決裁書は作成されていない。なお、先の答弁書(平成十九年十二月十一日内閣衆質一六八第二八六号)でお答えしたとおり、外務省としては、行進は北方領土返還実現に向けた外交交渉を後押しする国民世論の高揚を図り、必要な関与及び協力をを行っている。

四について  
お尋ねの事実はない。

平成十九年十二月十二日提出  
質問 第三二八号

**国家公務員の政治的活動への参加に関する質問主意書**

提出者 鈴木 宗男

一 政治の定義如何。  
二 政治的活動の定義如何。

質問主意書

国家公務員の政治的活動への参加に関する質問主意書(平成十九年十二月十二日提出)

一について  
政治とは、例えば、「国家及びその権力作用にかかる人間の諸活動。(出典 大辞林)」とされていると承知している。

二について  
政治的活動とは、政治上の主義若しくは施策

三 デモや集会などの政治的活動に国家公務員が参加する際に、一般にどのような制約が課されるのか説明されたい。

四 北海道根室市、根室管内の別海町、中標津町、標津町、羅臼町で構成される北方領土隣接地域振興対策根室管内市・町連絡協議会の主催で、二〇〇七年十二月一日に行われた北方領土返還要求をアピールする北方領土返還要求行進(以下、「行進」という。)は、政治的活動に該当するか。

五 「政府答弁書」(内閣衆質一六八第二八六号)では、「同年十二月一日の行進には、外務省からは職務として参加した職員はいないが、内閣府からは同特命担当大臣、佐久間隆北方対策本部審議官、岸和田北対策本部調査官その他同本部の職員五名が参加したところである。」との答弁がなされているが、右答弁にある内閣府職員(以下、「内閣府職員」という。)は、どの様な制約の下、「行進」に参加したのか説明されたい。

六 職務の定義如何。

七 「内閣府職員」は、職務として「行進」に参加したのか。

八 「行進は国家公務員の休暇日である土曜日に行われたが、「行進」に参加した「内閣府職員」に超過勤務手当は支払われたか。支払われたのならば、「内閣府職員」それぞれに対してどれだけの超過勤務手当が支払われたのか明らかにされたい。

九 八で、支払われていないのならば、その理由を明らかにされたい。

十 外務省において、外務省職員の政治的活動への参加に対してどの様な内規があるのか説明されたい。

れたい。

十一 「政府答弁書」では、外務省からは職務として「行進」に参加した職員はいないとのことであるが、職務としてではない形で「行進」に参加した職員はあるか。

十二 十一で、いるのならば、その職員はどの様な内規上の手続を行つたのか明らかにされたい。

十三 「行進」に職務として参加した外務省職員はいないとのことであるが、その理由を明らかにされたい。右は、外務省職員が職務として政治的活動へ参加することを外務省が禁止しているからか。

十四 「行進」に職務として参加した外務省職員はいないとのことであるが、その理由を明らかにされたい。右は、外務省職員が職務として政治的活動へ参加することを外務省が禁止しているからか。

三について

国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)

第一百二条第一項並びに人事院規則一四一七(政治的行為)第五項及び第六項の規定により、一般職の国家公務員が、お尋ねの「デモや集会などの政治的活動」に参加する際に、特定の政党を支持し又はこれに反対する等の目的(以下「政治的目的」という。)をもつて示威運動を指導すること、集会で公に政治的目的を有する意見を述べること等は禁止されている。

四及び五について

御指摘の内閣府の一般職の職員については、三についてで述べた国家公務員法第一百二条第一項並びに人事院規則一四一七(政治的行為)第五項及び第六項の規定が適用されるが、内閣府としては、御指摘の北方領土返還要求行進(以下「行進」という。)は、北方領土返還実現に向けた外交交渉を後押しする国民世論の高揚を図ることを目的としていることから、これらの規定により禁止されている政治的行為に該当しないと考えている。

六について  
職務とは、職員に遂行すべきものとして割り当てられる仕事であると解している。

七から九までについて  
内閣府は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事務をその所掌事務としていることから、御指摘の内閣府の職員は、行進に職務として参加し

を推進し、若しくは支持し、又はこれらに反対すること等を目的として行われる行為を指すものと承知している。

八について  
政治とは、例えは、「国家及びその権力作用にかかる人間の諸活動。(出典 大辞林)」と

政治的活動への参加に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

六について  
職務とは、職員に遂行すべきものとして割り

官 報 (号 外)

たものであり、同職員に対する手当について  
は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二  
十五年法律第九十五号)等に従い、処理される  
こととなる。

十について

外務省においては、国家公務員法、人事院規  
則一四一七(政治的行為)等を踏まえ、服務規律  
の確保の一環として、これらの趣旨について職  
員に対し、隨時指導をしてきている。

十一及び十二について

行進に参加した外務省の職員はいると承知し  
ている。外務省としては、職員の行進への自主  
的な参加について特段の手続を行うことは求め  
ていない。

外務省としては、職務として職員を派遣する  
か否かについて、行進の主催者からの派遣要請  
の有無等を踏まえ、適切に判断したところであ  
る。

平成十九年十二月十二日提出  
質問 第三二九号

北方領土返還要求行進に対する外務大臣及び  
外務省幹部職員の関与に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 北方領土問題の解決を目指す上で、外務省と  
「政府答弁書」(内閣衆質一六八第二八六号)を踏  
まえ、以下質問する。

内閣府はそれぞれ具体的にどの様な責任を負  
い、どの様な役割を果たすことが求められてい  
るか説明されたい。

二 二〇〇七年十二月一日に行われた、北海道根

羅臼町で構成される北方領土隣接地域振興対策  
根室管内市・町連絡協議会の主催による、北方  
領土返還要求をアピールする北方領土返還要求

書では「同年十二月一日の行進には、外務省か  
らは職務として参加した職員はないが、内閣  
府からは同特命担当大臣、佐久間隆北方対策本  
部審議官、岸和義北方対策本部調査官その他同  
本部の職員五名が参加したところである。」との  
答弁がなされているが、内閣府から「行進」に右  
の理由を明らかにされたい。外務省は「行進」  
の意義について「北方領土返還実現に向けた外  
交交渉を後押しする国民世論の高揚を図る取組  
としての意義を有していると考えている。」と  
「政府答弁書」で答弁している一方で、「行進」に  
職員を職務として参加させるまでの意義はない  
と判断したからか。

三 「行進」当日に外務省職員を職務として参加さ  
せないと決定したのは誰か。また、右の決定に  
ついての決裁書は作成されているか。

四 「行進」当日に、代読等の形で高村正彦外務大  
臣の挨拶は披露されたか。

五 外務省の原田親仁欧州局長は、「行進」の実施  
に当たりどのような関与をしてきたか。また、  
右質問する。

「行進」当日、職務としてではなくて私的に  
「行進」に参加する等、何らかの関与、協力をし  
たか。

六 外務省の武藤顯歐州局ロシア課長は、「行進」  
の実施に当たりどのような関与をしてきたか。  
また、「行進」当日、職務としてではなくても私  
的に「行進」に参加する等、何らかの関与、協力  
をしたか。

七 外務省が職務として外務省職員を「行進」当日  
に参加させず、かつ四で高村大臣の挨拶の代読  
等もなく、五と六で外務省における対口外交、  
北方領土問題の担当部局の幹部職員が、職務と  
してではなくても私的な形ですら「行進」当日に  
何の関与、協力もしなかったのならば、右は一  
の外務省が北方領土問題の解決を目指す上での  
責任、役割を鑑みる時、適切なものであるか。

八 外務省は「政府答弁書」で「行進」の意義につい  
て「北方領土返還実現に向けた外交交渉を後押  
しする国民世論の高揚を図る取組としての意義  
を有している」と答弁している  
が、外務省が右の様な認識を有していないながら、  
七で外務大臣並びに対口外交、北方領土問題を  
担当する部局の幹部職員が「行進」当日に形の如  
何を問わず何の関与、協力もしなかったのなら  
ば、それは「行進」に対する外務省の認識に矛盾  
し、国民世論の高揚につながるどころか、逆に  
国民世論に冷や水を浴びせ、我が国の国益を大  
きく損ねたと考えるが、外務省の見解如何。

九 「行進」当日に外務省職員を職務として参加さ  
せないと決定したのは誰か。また、右の決定に  
ついての決裁書は作成されているか。

十 「行進」当日に、代読等の形で高村正彦外務大  
臣の挨拶は披露されたか。

十一 外務省の原田親仁欧州局長は、「行進」の実施  
に当たりどのような関与をしてきたか。また、  
右質問する。

内閣衆質一六八第三三九号

平成十九年十二月二十一日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行  
進に対する外務大臣及び外務省幹部職員の関与  
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行  
進に対する外務大臣及び外務省幹部職  
員の関与に関する質問に対する答弁書

一について

内閣府は、北方領土返還実現に向けた外交交  
渉を後押しするとの観点から、国民世論の啓発  
を行っている。外務省は、日露間の最大の懸案  
である北方領土問題の解決に向け、択捉島、國  
後島、色丹島及び歯舞群島の帰属の問題を解決  
して平和条約を締結するの方針の下、ロシア  
連邦政府との間で交渉を行っている。

二及び三について

外務省としては、御指摘の北方領土返還要求  
行進(以下「行進」という。)は、北方領土返還実  
現に向けた外交交渉を後押しする国民世論の高  
揚を図る取組としての意義を有していると考  
えており、必要な関与及び協力を行っている。外  
務省としては、職務として職員を派遣するか否  
かについては、行進の主催者からの派遣要請の  
有無等を踏まえ、適切に判断したところであ  
る。御指摘の決裁書は作成されていない。

四について

御指摘の事実はない。

五から八までについて

行進に外務省から職務として参加した職員はないが、外務省としては、行進の実施に際して、平成十九年十一月二十九日に、高村正彦外務大臣が行進の協力団体である社団法人千島歯舞諸島居住者連盟の理事長等と面会し、同月三十日に、小池正勝外務大臣政務官が行進の主催者である北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会の会長等と面会したところである。これらについては、外務省としては、行進への関与及び協力の在り方として適切であったと考えている。

一、去る平成十九年十二月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が保有する研修施設の使用状況に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員滝実君提出内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎被害者への補償に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言を「面白い」と評した内閣総理大臣の真意に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域で日

本船が拿捕された事件に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員石井郁子君提出若手研究者の就職難と待遇に関する質問に対する答弁書

平成十九年十二月十四日提出

質問 第三回質問主意書  
旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二、「前々回答弁書」では、いわゆるイラク人道復興支援特措法(以下、「イラク特措法」という。)に基づくイラクへの陸上自衛隊派遣及びイラクにおける陸上自衛隊の活動についての旧防衛省及び防衛省と「山田洋行」との随意契約(以下、「陸上自衛隊のイラクでの契約」という。)について、契約件数は「汎用エアロゾルテスター(サンプラー用)」及び「充電式鉛電池(汎用エアロゾルテスター(サンプラー用))」を調達していた際に、どの

カートリッジ(汎用エアロゾルテスター(サンプラー用))及び「充電式鉛電池(汎用エアロゾルテスター(サンプラー用))」を調達されたのか明らかにされた。一般競争入札と随意契約どちらによるものか、また契約を結んだ日にち、更に契約単価、購入数量、契約金額についてそれぞれ明らかにされたい。

三、「前々回答弁書」では、「陸上自衛隊のイラクでの契約」のうちの「箱型土のう」の契約について、「陸上自衛隊が同社と当該品目について一般競争入札による契約実績を有していたこと及び予定価格が百六十万円を超えていたこととから、随意契約を結んだとの答弁がなされているが、右は「山田洋行」が過去に「箱型土のう」の契約実績を有していることから、一般競争入札を行わずに、「山田洋行」との随意契約を決めたということ。

四、「前々回答弁書」では、「山田洋行」との随意契約(以下、「山田洋行」という。)について、「UNDOFでの契約」という。について、契約件数は「ミニバス(B)」及び「油圧ショベル(装輪式)」「UNDOF用」の二件であり、右二件での「山田洋行」への支払金額は合計五千二十一万五千円であるとの答弁がなされているが、それぞれの契約単価、購入数量を明らかにされた。

五、「前々回答弁書」では、「陸上自衛隊のイラクでの契約」のうちのサンブルカルトリッジ(汎用エアロゾルテスター(サンプラー用))及び「充電式鉛電池(汎用エアロゾルテスター(サンプラー用))」の契約金額についてそれぞれ明らかにされた。

六、「前々回答弁書」では、「陸上自衛隊のイラクでの契約」のうちの「コンテナ等借上」の契約について、「その第一回目の契約については、緊急の必要により競争に付することができなかつたため、同社を含む二者から見積書を徴取したところ、同社がより低い価格を提示したことから、随意契約を結んだとの答弁がなされているが、「緊急の必要により競争に付することができなかつた」とは、当時のどの様な状況を指しているのか具体的に説明されたい。

七、「前々回答弁書」では、「同社を含む二者」とは、「山田洋行」と他にどの企業を指すのか明らかにされたい。

八、「陸上自衛隊のイラクでの契約」のうちの「コンテナ等借上」の契約で、どのような経緯で「山田洋行」と七の企業から見積書を徴取したか。

なぜ右二者なのか、他に見積書を徴取する企業はなかつたのか等、その経緯につき説明されたい。

官 報 (号 外)

九 「前回答弁書」では、「陸上自衛隊のイラクでの契約」のうちの「宿泊料」、「半袖Tシャツ」、「白地シート」、「消毒液」、「止血剤」、「ビタミン錠」、「枕」、「シーツ」、「枕カバー」、「フォークリフト(三トン)」、「フォーカリフト(十五トン)」、「油圧ショベル(三十二型)」、「中型ブルドーザー(十四トン級)」、「クレーン(二十トン装輪)」、「平割材ほか」、「生活用水」、「ヘスコ」、「発電機」、「医療費相当分」、「組立家屋設置込」、「発電機賃借料」、「トラロープ」、「なまし鉄線」、「鉄杭」、「鉄丸釘(五十ミリメートル)」、「鉄丸釘(六十五ミリメートル)」、「鉄丸釘(七十五ミリメートル)」、「鉄丸釘(百ミリメートル)」、「有刺鉄線」、「合板」、「正割材」、「マニラロープ」、「シート」、「張り綱」、「クーラーパック」、「箒」、「デッキブラシ」及び「腕時計」の契約について、「イラク特措法に基づきイラクに派遣された陸上自衛隊の部隊が現地において」「山田洋行」と随意契約を結んだとの答弁がなされているが、当該契約を結ぶに至った経緯につき説明されたい。

十 「前回答弁書」では、防衛省がかつて「山田洋行」から随意契約により購入した「海上自衛隊US一二用プロペラ整備用器材(平成十五年度契約)」と「海上自衛隊SH一六〇K型航空機用部品(平成十六年度契約)」の売買契約について、「当該器材等の製造企業が同社に提出した見積書を改ざんする手法により過大請求を行つてはいたこと、及びこのほかにも過大請求を行つてはいた可能性がある旨の報告があつたところであり、防衛省としては、同社との契約について徹

九 「前回答弁書」では、「陸上自衛隊のイラクでの契約」のうちの「宿泊料」、「半袖Tシャツ」、「白地シート」、「消毒液」、「止血剤」、「ビタミン錠」、「枕」、「シーツ」、「枕カバー」、「フォーカリフト(三トン)」、「フォーカリフト(十五トン)」、「油圧ショベル(三十二型)」、「中型ブルドーザー(十四トン級)」、「クレーン(二十トン装輪)」、「平割材ほか」、「生活用水」、「ヘスコ」、「発電機」、「医療費相当分」、「組立家屋設置込」、「発電機賃借料」、「トラロープ」、「なまし鉄線」、「鉄杭」、「鉄丸釘(五十ミリメートル)」、「鉄丸釘(六十五ミリメートル)」、「鉄丸釘(七十五ミリメートル)」、「鉄丸釘(百ミリメートル)」、「有刺鉄線」、「合板」、「正割材」、「マニラロープ」、「シート」、「張り綱」、「クーラーパック」、「箒」、「デッキブラシ」及び「腕時計」の契約について、「イラク特措法に基づきイラクに派遣された陸上自衛隊の部隊が現地において」「山田洋行」と随意契約を結んだとの答弁がなされているが、当該契約を結ぶに至った経緯につき説明されたい。

十一 十の過払いに対し、防衛省内では誰が責任を負うか。また、責任を負うべき者に対する処分は行われたか。

右質問する。

十一 十の過払いに対し、防衛省内では誰が責任を負うか。また、責任を負うべき者に対する処分は行われたか。

十一 十の過払いに対し、防衛省内では誰が責任を負うか。また、責任を負うべき者に対する処分は行われたか。

内閣衆質一六八第三三〇号

平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する第三回質問に対する第三回質問に對して、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出旧防衛庁及び防衛省と軍需商社との関係に関する第三回質問に対する第三回質問に對して、別紙答弁書を送付する。

一について

前々回答弁書(平成十九年十一月二十二日内閣衆質一六八第二二三号)についてで述べた「ミニバス(B)」については、契約単価は約八百七十万円、契約数量は二両であり、「油圧ショベル(装輪式)「UNDOF用」については、契約単価は約三千三百万円、契約数量は一台である。

二について

前々回答弁書(平成十九年十一月二十二日内閣衆質一六八第二二三号)についてで述べた「枕カバー」については、契約単価は約四百三十円、契約数量は四百個であり、「フォーカリフト(三トントン)」については、契約単価は約八十九万円、契約数量は二台であり、「油圧ショベル(三十二型)」については、契約単価は約二百六十万円、契約数量は二台であり、「フォーカリフト(十五トン)」については、契約単価は約四百五十万円、契約数量は一台であり、「油圧ショベル(三十二型)」については、契約単価は約二百六十万円、契約数量は二台であり、「フォーカリフト(二十トン装輪)」については、契約単価は三台であり、「中型ブルドーザー(十四トン級)」については、契約単価は約四百四十万円、契約数量は一台であり、「クレーン(二十トン装輪)」については、契約単価は約五千八百万円、契約数量は三台であり、「正割材ほか」については、契約単価は一台であり、「ヘスコ」については、契約単価は約四千四百万円、契約数量は一式(二十三品目)であり、「生活用水」については、契約単価は約八百万円、契約数量は一式(七品目)であり、「組立家屋設置込」については、契約単価は約百五十五万円、契約数量は五台であり、「医療費相当分」については、契約単価は約百五十万円、契約数量は五台であり、「半袖Tシャツ」については、契約単価は約一千九百円、契約数量は九百二十五枚であり、「白地シート」については、契約単価は約八千五百円、契約数量は二枚であり、「消毒液」については、契約単価は約八百三十円、契約数量は六百本であり、「止血剤」については、契約単価は約八千三百円、契約数量は一箱であり、「枕」については、契約単価は約三千円、契約数量は一百個であり、「ビタミン錠」については、契約単価は約七千三百円、契約数量は一箱であり、「枕カバー」については、契約単価は約三千三百円、契約数量は五百本であり、「シーツ」については、契約単価は約一千八百円、契約数量は八百個であり、

「枕カバー」については、契約単価は約四百三十円、契約数量は四百個であり、「フォーカリフト(三トントン)」については、契約単価は約八十九万円、契約数量は二台であり、「油圧ショベル(三十二型)」については、契約単価は約二百六十万円、契約数量は二台であり、「フォーカリフト(十五トン)」については、契約単価は約四百五十万円、契約数量は一台であり、「油圧ショベル(三十二型)」については、契約単価は約二百六十万円、契約数量は二台であり、「フォーカリフト(二十トン装輪)」については、契約単価は三台であり、「中型ブルドーザー(十四トン級)」については、契約単価は約四百四十万円、契約数量は一台であり、「クレーン(二十トン装輪)」については、契約単価は約五千八百万円、契約数量は三台であり、「正割材ほか」については、契約単価は一台であり、「ヘスコ」については、契約単価は約四千四百万円、契約数量は一式(二十三品目)であり、「生活用水」については、契約単価は約八百万円、契約数量は一式(七品目)であり、「組立家屋設置込」については、契約単価は約百五十五万円、契約数量は五台であり、「医療費相当分」については、契約単価は約百五十万円、契約数量は五台であり、「半袖Tシャツ」については、契約単価は約一千九百円、契約数量は九百二十五枚であり、「白地シート」については、契約単価は約八千五百円、契約数量は二枚であり、「消毒液」については、契約単価は約八百三十円、契約数量は六百本であり、「止血剤」については、契約単価は約八千三百円、契約数量は一箱であり、「枕」については、契約単価は約三千円、契約数量は一百個であり、「ビタミン錠」については、契約単価は約七千三百円、契約数量は一箱であり、「枕カバー」については、契約単価は約三千三百円、契約数量は五百本であり、「シーツ」については、契約単価は約一千八百円、契約数量は八百個であり、

円、契約数量は八十組であり、「鉄丸釘(五十五ミリメートル)」については、契約単価は約九千九百円、契約数量は二キログラムであり、「鉄丸釘(六十五ミリメートル)」については、契約単価は約一万円、契約数量は二キログラムであり、「鉄丸釘(七十五ミリメートル)」については、契約単価は約一万二千円、契約数量は二キログラムであり、「鉄丸釘(百ミリメートル)」については、契約単価は約一万三千円、契約数量は二キログラムであり、「鉄丸釘(百二十ミリメートル)」については、契約単価は約五千六百円、契約数量は五十卷であり、「合板」については、契約単価は約五千八百円、契約数量は百枚であり、「正割材」については、契約単価は約一万二千円、契約数量は五十本であり、「マニラロープ」については、契約単価は約一万円、契約数量は十五巻であり、「シート」については、契約単価は約五千円、契約数量は百枚であり、「張り綱」については、契約単価は約一万円、契約数量は四十巻であり、「クーラーバック」については、契約単価は約五千七百円、契約数量は六十個であり、「等」については、契約単価は約千二百円、契約数量は八十本であり、「デッキブラシ」については、契約単価は約二千六百円、契約数量は六十本であり、「腕時計」については、契約単価は四百四十円、契約数量は百八十個であり、「コンテナ等借上」については、その第一回目の契約における契約単価は月額で七十六万円、当初の契約数量は二か月四日間であり、その第二回目の契約における契約単価は月額で七十六万円、当初の契約数量は八か月十四日間であり、その

第三回目の契約における契約単価は月額で約五十二万円、当初の契約数量は二か月十七日間である。

### 三について

前回答弁書(平成十九年十一月七日内閣衆質一二六八第二七二号)二について述べた「箱形土のう」については、陸上自衛隊が株式会社山田洋行と当該品目について一般競争入札による契約実績を有していたこと及び予定価格が百六十万円を超えていなかつたことから、会計法(昭和二十二年法律第三十五号。以下「法」という。)

第二十九条の三第五項及び予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「令」という。第九十九条第三号の規定により、同社との当該契約実績における契約単価と同じ契約単価をもつて一般競争入札を行はず同社と随意契約を締結したものである。

四について

三について述べた契約実績については、一般競争入札を実施した上で平成十六年三月十九日に締結した契約であり、その際の契約単価は約十七万円、契約数量は二十七個であり、契約金額は約四百六十万円である。

### 五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかでないが、「汎用エアロゾルテスター(サンプラー)」、「サンプルカートリッジ(汎用エアロゾルテスター(サンプラー)用)」及び「充電式鉛電池(汎用エアロゾルテスター(サンプラー)用)」の契約件名で締結した契約により納入された装備品等の中には、汎用エアロゾルテスター(サンプラー)本体のほかに、サンプルカートリッジ及び充電式鉛電池が含まれており、右に述べた「サンプルカートリッジ(汎用エアロゾルテスター(サンプラー)用)」及び「充電式鉛電池(汎用エアロゾルテスター(サンプラー)用)」の契約件名で締結した契約により納入された装備品等は、当該汎用エアロゾルテスター(サンプラー)本体の附属品である。

### 六について

お尋ねの「コンテナ等借上」については、統合幕僚会議事務局に勤務している連絡官が諸外国との連絡調整及び情報収集業務を行うため、平成十六年一月二十八日からバグダッドのキンシャサ(サンプラー用)及び「充電式鉛電池(汎用エアロゾルテスター(サンプラー)用)」の契約件名で締結した契約の契約方式、契約単価及び契約数量については、二について及び前回答弁書二についてで述

べたおりであり、これらの契約金額は、契約単価に契約数量を乗じて得た金額である。また、「汎用エアロゾルテスター(サンプラー)」の契約件名で締結した契約年月日は、平成十六年一月二十六日、平成十六年三月一日及び平成十八年一月二十七日であり、「サンブルカートリッジ(汎用エアロゾルテスター(サンプラー)用)」の契約件名で締結した契約年月日は、平成十七年六月九日及び平成十八年一月十八日であり、「充電式鉛電池(汎用エアロゾルテスター(サンプラー)用)」の契約件名で締結した契約年月日は、平成十八年二月十五日である。

なお、右に述べた「汎用エアロゾルテスター(サンプラー)」の契約件名で締結した契約により納入された装備品等の中には、汎用エアロゾルテスター(サンプラー)本体のほかに、サンプルカートリッジ及び充電式鉛電池が含まれており、右に述べた「サンプルカートリッジ(汎用エアロゾルテスター(サンプラー)用)」及び「充電式鉛電池(汎用エアロゾルテスター(サンプラー)用)」の契約件名で締結した契約により納入された装備品等は、当該汎用エアロゾルテスター(サンプラー)本体の附属品である。

### 七について

本件の見積書の提出は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年法律第百三十七号。以下「イラク特措法」という。)に基づく活動の実施のための契約に関するものであるところ、防衛省として、お尋ねの企業の個別の名称については、これが公になることにより、当該企業の正当な利益等を害するおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

### 八について

お尋ねの「コンテナ等借上」の契約について、納入が可能な企業の調査を行った結果、対応可能なとの回答を得た株式会社山田洋行及びほか一社から見積書の徵取をしたものであるが、対応不可との回答があつた二社からは、見積書の徵取に至らなかつたものである。

### 九について

前回答弁書二について述べたイラク特措法に基づきイラクに派遣された陸上自衛隊の部隊が現地において締結した契約については、イラクにおける活動の円滑な実施のため、特に迅速かつ確実な履行が可能な者を契約相手方とする必要があつたことから、法第二十九条の三第五項及び令第九十九条第十五号の規定による随意契約の相手方として、クウェートで営業活動を

行い既に「コンテナ等借上」の契約を履行中であつた株式会社山田洋行を選定したものである。

#### 十及び十一について

防衛省としては、株式会社山田洋行による過大請求については、同社との契約について徹底的に調査することとしており、かかる調査等を通じ、過大請求が発生した要因等についても可能な限り解明するとともに、今後、このような事案が発生しないよう適切に対応してまいりたい。

提出者 鈴木 宗男

平成十九年十二月十四日提出  
質問 第三三一 号

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が保有する研修施設の使用状況に関する質問主意書

新工エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が保有する研修施設の使用状況に関する質問主意書

- 二 維持費や使用費等の「白金台研修センター」にかかる費用は年間どれくらいか、直近五年にき明らかにされたい。
- 三 二の費用は税金から支出されているか。
- 四 「白金台研修センター」は年間何回使用されているか。直近五年の使用回数とそれぞれの使用

目的を明らかにされたい。

五 二〇〇七年十二月十三日の新聞によると、「白金台研修センター」の二〇〇七年度の使用状況につき、夜の懇親会に使われた件数が全体の

四割近くを占め、そのうち半分以上は外部の人々の利用で、経済産業省職員が内輪の飲み会に使うケースも含まれていると報道されているが、右は事実か。

六 五が事実ならば、それは一の「白金台研修センター」の設立理念及び使用目的と照らし合わせ、適切な使用方法であるといえるか。

七 五が事実ならば、一の「白金台研修センター」にかかる費用を鑑み、行財政改革の観点から「白金台研修センター」の廃止を検討すべきであると考えるが、財務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六八第三三一号

平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が保有する研修施設の使用状況に関する質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が保有する研修施設の使用状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が保有す

- 一 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は東京都港区白金台に「白金台研修センター」という研修施設を保有していると承知するが、「白金台研修センター」の設立理念及び使用目的につき、説明されたい。
- 二 維持費や使用費等の「白金台研修センター」にかかる費用は年間どれくらいか、直近五年にき明らかにされたい。
- 三 二の費用は税金から支出されているか。
- 四 「白金台研修センター」は年間何回使用されているか。直近五年の使用回数とそれぞれの使用

発機構(以下「機構」という。)によれば、白金台研修センターは、研修、集会、会合、会議等に利用できる多機能の施設として、職員に対する研修、各種プロジェクト委員会等の開催、職員の親睦会等に利用することで、職員の資質向上や職員間の融和等を図ることを設立目的としており、その主な使用目的は、職員に対する研修、機構主催又は共催の会議及び会食、懇親会等に利用する目的とする会合室等の使用回数

は、平成十四年度が七百回、平成十五年度が六百六十六回、平成十六年度が六百五十七回、平成十七年度が六百五十八回、平成十八年度が五百九十七回であるとのことである。

機構によれば、平成十七年度までは、出張者、会議の出席者等の宿泊を使用目的とする宿泊室の使用が行われており、その使用回数は、平成十四年度が八百八十九回、平成十五年度が五百九十二回、平成十六年度が百六十九回、平成十七年度が百三十四回である。

#### 二について

機構によれば、白金台研修センターに係る機構の支出は、平成十四年度が一億三百九十四万五千五百二十二円、平成十五年度が九千七百八十四万八千八百六十二円、平成十六年度が九千六百九十三万七千九百四円、平成十七年度が八千

六百四十七万五千六百八十一円、平成十八年度が八千二百二十六万三千三百六十六円であるとのことである。

#### 三について

機構によれば、白金台研修センターに係る機構の支出は、国から交付された運営費交付金等の収入によって賄われていることである。なお、機構によれば、白金台研修センターの利用者からは、利用料を徴収しているとのことである。

#### 四について

機構によれば、職員に対する研修、機構主催又は共催の会議及び会食等を使用目的とする会議室の使用回数は、平成十四年度が二百八十六回、平成十五年度が二百五十四回、平成十六年

度が二百五十三回、平成十七年度が二百五十九回、平成十八年度が三百三十三回であるとのこ

とであり、また、機構主催又は共催の会食、懇親会等福利厚生のための会合、外部団体との各種会合等を使用目的とする会合室等の使用回数

は、平成十四年度が七百回、平成十五年度が六百六十六回、平成十六年度が六百五十七回、平成十七年度が六百五十八回、平成十八年度が五百九十七回である。

機構によれば、平成十七年度までは、出張者、会議の出席者等の宿泊を使用目的とする宿

泊室の使用が行われており、その使用回数は、平成十四年度が八百八十九回、平成十五年度が五百九十二回、平成十六年度が百六十九回、平成十七年度が百三十四回である。

#### 五について

御指摘の新聞記事は、白金台研修センターの会議室の使用状況について触れたものであると思われるが、機構によれば、平成十九年四月から同年十月までの間の白金台研修センターの会議室の利用件数は百九十五件であり、そのうち夕食を伴う利用件数は七十五件であり、会議室の利用件数全体に占める割合は約三十八パーセントであるとのことである。また、機構によれば、会議室の夕食を伴う利用件数のうち職員以外の者からの申込みによる利用件数は四十四件であり、会議室の夕食を伴う利用件数全体に占める割合は約五十九パーセントであるとのことである。機構によれば、経済産業省職員のみによる会議室の利用件数については確認できない

## 六について

機構によれば、職員以外の者による白金台研修センターの利用については、施設の有効活用のため、機構の使用に支障がない限りにおいて、利用料の徴収を条件に認めているとのことであり、こうした運営方法は問題がないと考えている。

## 七について

白金台研修センターについては、機構において、周辺地価の状況、代替施設の確保状況、周辺住民の理解及び協力等を踏まえつつ売却等の可能性及び時期を含め早急に検討し、機構の次期中期目標期間中に結論を得るよう、経済産業省として機構を指導したところである。

平成十九年十二月十七日提出

質問 第三三二号

内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問主意書

提出者 滝 実

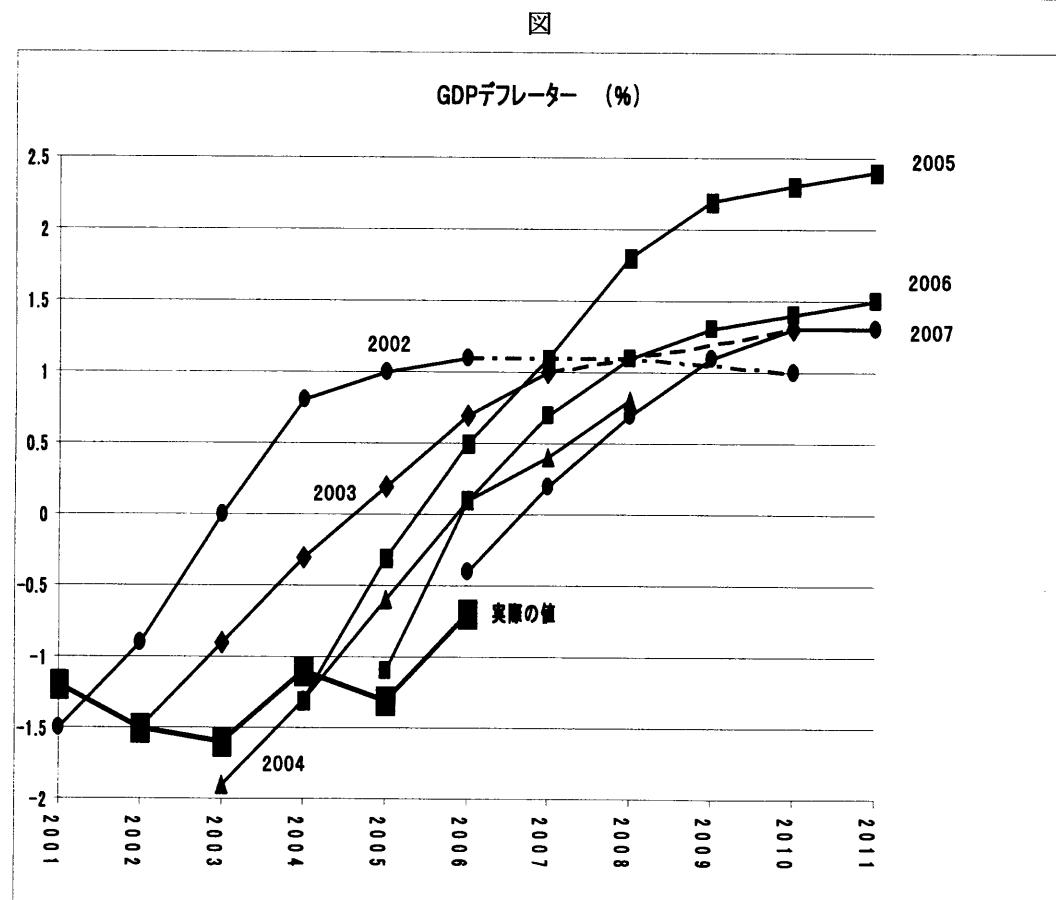
内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問主意書

政府は、内閣府の計量経済モデルについて、誤差が大きくて政策決定には使えないといった意味の発言を繰り返して行つている。しかし、詳細に調べてみると、単に誤差が大きいだけではなく、政治的に大きく歪められているという実態が浮かんでくる。このことについて質問する。

毎年一月に発表される『改革と展望』や『進路と戦略』では、景気は回復に向かっていると言い、デフレ脱却は近いと書いてある。GDPデ

フレーターについてまとめてグラフにしたのが、別添の図である。各グラフの近くに書かれた数字は発表年である。二〇〇二年から二〇〇七年まで六年分のデータをここに示した。どのグラフも急激なGDPデフレーターの改善を予測し、景気の回復を印象づけたものと思われる。しかし、実際のデフレーターは二〇〇一年度がマイナス〇・七%だから五年間で〇・五%しか改善していない。平均を取れば年率の改善率は僅か〇・一%である。そもそも内閣府の発表が、政治的に一切歪められていなければ、年率の改善率は実際の値である〇・一%の前後でばらつくはずである。実際に発表された、年率の改善率(三年間に限る、例えば二〇〇二年に発表されたものだと、二〇〇四年の予測値から二〇〇一年の値を引き三で割つて)は、二〇〇二年のものが〇・七七%、二〇〇三年が〇・五七%、二〇〇四年が〇・六七%、二〇〇五年が〇・八〇%、二〇〇六年が〇・七三%、二〇〇七年が〇・五〇%となつていて、つまり実際の改善率の、実に五八倍もの速度でデフレ脱却が進んでいるという現実とは遠くかけはなれた発表をしている。これではまるで「計量経済モデル予測に偽装が行われている、大本営発表だ。」と言われてもおかしくないのではないか。予測しがたい要素が多いから」と説明するのだろうが、しかしそのような要素はプラスにもマイナスにも働くわけで、六年連続で五八倍にもなるということはあり得ないがどう考えていいのか。

右質問する。



官報(号外)

内閣衆質一六八第三三二号

平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

が政治的に歪められている可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝実君提出内閣府の計量経済モデル

デルが政治的に歪められている可能性に関する質問に対する答弁書

について

各年度の構造改革と経済財政の中期展望や日本経済の進路と戦略(以下「中期方針」という。)の参考算の作成に当たっては、従来より、中期方針における政策運営等の考え方を前提に、それぞれの時点で入手可能な情報を基に、慎重に分析、検討を行い、的確な経済の展望を示すよう努めているところである。我が国の経済は民間活動がその主体をなすものであること、国際環境の変化には予見し難い要素が多いこと等にかんがみ、こうした展望は、相当の幅を持つて解釈すべきものである。

平成十九年十二月十七日提出  
質問 第三三三号

薬害肝炎被害者への補償に関する質問主意書

提出者 山井 和則

薬害肝炎被害者への補償に関する質問主意書

書

被害者全員の一ヶ月救濟を一貫して求めている薬

害肝炎被害者への補償に対する政府の姿勢について以下質問する。

一 「ファブリノゲン製剤投与後の四一八例の肝

炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」で

は、「国が調査票を作成し、メーカー及び医療機関を経由し(略)患者の方々(又はご遺族)に送付」することとなつて、たつて舛添厚生労働大臣は、「質問事項、調査

投票をよりいろいろな方の意見を入れた完璧なものにしていただきたい」(十二月七日、衆議院厚生労働委員会)と答弁している。

のにしていただきたい」(十二月七日、衆議院厚生労働委員会)と答弁している。

調査票に患者本人や家族あるいは遺族が意見を書く欄は設けられているか。また記入欄に設ける事項を具体的にお教えいただきたい。

二 外添厚生労働大臣は、「薬害肝炎訴訟について原告団は皆さんの代表として(訴訟を)おや

りになつている」「この五年間の時間を無駄にしない形で、厚生労働行政、薬事行政をきちんと立て直すために全力を挙げたい」(十二月七日、衆議院厚生労働委員会)と答弁している。こう

とは、どのような償いのあり方を考えている

か。医療費補助や治療を受ける期間の生活保障など具体的にお答えいただきたい。

三 前記、舛添厚生労働大臣の答弁は政府としての見解か。政府見解でないならば、何か。

明らかにされたい。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎被害者

への補償に関する質問に対する答弁書

について

お尋ねの「調査票」の内容については、現在検

討中である。

四 薬害肝炎訴訟において大阪高裁は十二月十三

日、「和解骨子案提示の際の所見・説明書」を公表した。その中で大阪高裁は「当裁判所として

も、本件紛争の全体的解決のためには、一審原

く、一律全員救済すべきと考えるが、見解を問う。

こしてはいけない。薬事行政は責任がある。責任があるものについては、謝罪し、償うべきはきちんと償わないと云ふ。(十二月十二日、衆議院厚生労働委員会)と答弁している。

国は、この答弁を重く受け止めるべきである。

① 「薬害」とは何か。定義をお教えいただきたい。

② 「薬事行政は責任がある」とは、どのような責任があると考へておられるか。

③ 「責任があるものについては、謝罪」すると言われているが、いつ、どのような形で謝罪すべきと考えているか。

④ 「償うべきはきちんと償わないと云ふ」とは、どのような償いのあり方を考えている

か。医療費補助や治療を受ける期間の生活保障など具体的にお答えいただきたい。

⑤ 前記、舛添厚生労働大臣の答弁は政府としての見解か。政府見解でないならば、何か。

明らかにされたい。

内閣衆質一六八第三三三号

平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

被告である国は、大阪高裁からこのような指摘を受けたことについてどう考へておられるか。また国として「格段の譲歩」をする意思はあるか。見解を問う。

右質問する。

告らの全員、一律、一括の和解金の要求案は望ましいのではないかと考へておりますが(略)一審被告の格段の譲歩がない限り、和解骨子案として提示しないことにしました」と述べています。

## 三の①について

「薬害」の定義については、例えば、「医薬品を使用することによって受け、さまざまな健康上の被害。(出典 日本国語大辞典)」とされていると承知している。

## 三の②について

医薬品に関する事務を所掌する厚生労働省として、医薬品の安全性及び有効性の確保に最善の努力を重ねていく責任があると考える。

## 三の⑤について

御指摘の答弁は、医薬品に関する事務を所掌する厚生労働省の長である厚生労働大臣としての見解である。

平成十九年十二月十七日提出

質問 第三三三四号

我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言を「面白い」と評した内閣総理大臣の真意に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言を「面白い」と評した内閣総理大臣の真意に関する質問主意書

一 島山邦夫法務大臣が二〇〇七年十一月二十四日、福岡県大川市内で行われた自身の法相就任まえ、以下質問する。

一 島山邦夫法務大臣が二〇〇七年十一月二十四日、福岡県大川市内で行われた自身の法相就任

祝賀会で、かつて自身が「自分の友人の友人がアルカイダ」との旨述べたことについて「私はいつもそれを言つていらない」「テロリストが日本をうろついておつた」「安全ポケの状態になつていただきたくない。日本は『安全』である」「危険はない」と思つたがる」との発言(以下、「鳩山発言一」という)をしたこと、二〇〇七年十一月三日久留米市において「事実を言うと、みんながびつくりしてマスクを騒ぐわけでありまして。とにかくこの国をテロから守る。テロリストの怖いのが平気で日本をうろついている。私はその事実を知つてから申し上げている。」との発言以下、「鳩山発言一」という)を二について「誤解を招くことのないよう表現に留意する必要がある」と認識している以上、内閣の首長である福田康夫内閣総理大臣は鳩山大臣に注意をしたのか、していないのならば、内閣総理大臣として無責任ではないのかと問うたところ、「政府答弁書」では「御指摘の発言は、テロの脅威を踏まえ、テロ防止のための上陸審査を徹底しなければならないという趣旨でなされたものと考えており、また、鳩山法務大臣において、自らの経験及び識見を踏まえ、法務大臣の真意に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一六八第一九六号)を踏まえ、以下質問する。

一 島山邦夫法務大臣が二〇〇七年十一月二十四日、福岡県大川市内で行われた自身の法相就任

のとを考えている。」との答弁がなされており、福田総理から鳩山大臣に対して注意はなされたのかどうか、明確な答弁がなされていない。「鳩山発言一」と「鳩山発言二」を受けて、福田総理

は鳩山大臣に何らかの注意をしたのかしていかのか、明確な回答を求める。

内閣衆質一六八第三三四号

平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言を「面白い」と評した内閣総理大臣の真意に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国におけるテロリストの活動についての法務大臣の発言を「面白い」と評した内閣総理大臣の真意に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

先の答弁書(平成十九年十二月四日内閣衆質一六八第二六七号及び同月十四日内閣衆質一六八第二九六号)で述べたとおり、鳩山法務大臣の御指摘の発言は、テロの脅威を踏まえ、テロ防止のための上陸審査を徹底しならなければならぬという趣旨からなされたものであり、鳩山法務大臣において、自らの経験及び識見を踏まえ、我が国におけるテロの未然防止に努めるなど適切に対処するものと考えておるが、誤解を

組み並びに治安維持に責任を持つ内閣総理大臣の認識に対し多大な不安を覚えると考えが、内閣総理大臣の見解如何。

右質問する。

招くことのないよう表現に留意する必要があると考えている。

また、福田内閣総理大臣の御指摘の発言は、鳩山法務大臣の発言には独特の表現が含まれているとの趣旨からなされたものであり、その発言が政府の治安に対する取組や責任に不安を生ぜしめるものとは考えていない。

平成十九年十二月十七日提出  
質問 第三三五号

**国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応に関する質問主意書**

提出者 鈴木 宗男

国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応に関する質問主意書

二〇〇七年十二月十三日午前四時三十分頃、国後島北方海域で北海道の羅臼漁協所属の刺し網漁船四隻がロシア国境警備隊に拿捕されるという事件(以下、「拿捕事件」という)が起きた。右を踏まえ、以下質問する。

一 「拿捕事件」の第一報が外務省にもたらされたのはいつか。

二 一の「拿捕事件」の第一報がもたらされてから、外務省においてどの様な初動対応がとられたのか説明されたい。

三 「拿捕事件」が起きた翌日十四日の記者会見で、高村正彦外務大臣は「拿捕事件」について

「国後島沖における日本漁船の拿捕ですが、北方領土に関する我が国の基本的立場から受け入れられるはずがない話であり、甚だ遺憾であると思つております」と述べているが、北方領土はロシアに不法占拠されているが、我が国固有の領土である。我が国固有の領土の周辺で起きた事件に対し、外交の責任者たる外務大臣が「遺憾」という表現を用いるのは適當か。より強い表現を用いて、毅然とした態度でロシア側に抗議をするべきではないのか。

四 「拿捕事件」でロシア当局に拿捕された漁船の乗組員は、現在国後島に連行されていると承知するが、在ロシア日本国大使館または在ユジノサハリンスク日本国総領事館より職員を国後島まで派遣し、国後島において乗組員解放のための交渉を行う考えはあるか。

五 昨年には根室のカニかご漁船第三十一吉進丸が同様にロシア国境警備隊に拿捕され、船員一名が銃殺されるという事件が起きたが、ロシア側に押収された第三十一吉進丸の船体の我が國への返還は実現したか。

六 五で、実現していないならば、第三十一吉進丸の船体は現在どこにあると外務省は承知しているか。

七 二〇〇七年六月一日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第

九 「拿捕事件」も北方領土問題が解決されず、北方領土の我が国への返還が実現していないこと

して行ったことはなく、また、北方領土において韓国や中国の商品が流通しているという北方領土の現状についても詳細を把握していないとの答弁がなされているが、今後外務省として、

北方領土問題の解決に資するため、ロシア系住民の意識調査に努め、また、北方領土における外国商品の流通状況について把握すべく調査をする考えはあるか。

八 二〇〇七年八月二十二日に北海道根室港を出港した北方領土墓参団(以下、「墓参団」という)が、同年同月二十三日、国後島ラシコマンベツ墓地への上陸を拒否されたことがあつたが、右の事件の経緯につき、同年九月十八日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第

八号)で外務省は「平成十九年八月二十一日、ロシア連邦政府より外交ルートを通じ、御指摘の墓参団の訪問予定地のうちラシコマンベツ墓地への上陸訪問について、ロシア側内部における調整がつかず実施できない旨の連絡があり、御指摘の墓参団の同墓地への上陸訪問が中止となつたものである。ロシア連邦政府当局は、ロシア側内部における調整がつかなかつた具体的な理由を明らかにしていない」と答弁しているが、二〇〇七年十二月十七日現在、「墓参団」が上陸を拒否されたロシア内部の事情について、

十一 十の認識に間違いがないのならば、北方四島の我が国への返還を実現させる上で、現実的にどの様な方策をもつて外務省はロシア側との交渉を進めているのか説明されたい。これまでの政府答弁では、「北方四島の帰属の問題を解決する」との答弁がなされ、また、具体的な返還交渉については「今後の交渉に支障を来すおそれがある」として、具体的な返還交渉の中身を明らかにしていない。北方領土問題の解決を図るには、「四島一括」などの言葉を使うのではなく、日ロ双方が受け入れられる現実的な解決策を模索し、かつ国民の支持、理解を得たた

め、返還交渉についてもできるだけ国民に説明が原因で起きたものであると考えるが、五で、第三十一吉進丸の船体返還が実現しておらず、七で北方領土のロシア系住民の意識調査並びに外國商品の流通状況の把握に努めることが本気で北方領土を我が国へ取り戻すという姿勢が見えてこない。外務省は真剣に、北方領土問題の解決を実現すべく取り組んでいるか。取り組んでいるのならば、外務省がそう考える根拠を明らかにされたい。

十 政府が目指す北方領土問題の解決とは、歯舞、色丹、国後、択捉の四島が最終的に全て我が国へ返還されることを指していると承知するが、確認を求める。

責任を果たす必要があると考えるが、外務省の見解如何。

十二 二〇〇一年三月二十五日のイルクーツクでの森喜朗内閣総理大臣(当時)とブーチン・ロシア大統領との会談において決められた、歯舞、色丹の二島については具体的な返還時期の交渉を行い、残りの国後、択捉の二島については日本間で帰属確定の交渉を並行して行うという、いわゆる「2プラス2」の方針は、現在でも日本間での北方領土問題の交渉において生きているか。

右質問する。

内閣衆質一六八第三三五号  
平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出國後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出國後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省

一及び二について  
平成十九年十二月十三日日本時間午前十一時頃、在ユジノサハリンスク日本国総領事館がサハリン関係当局に対し事実関係を確認し、直ちに外務本省に一報した。これを受け、速やかに

外務大臣及び内閣総理大臣官邸に報告を行つた。

七について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロシ

ア連邦が法的根拠なくして占拠しており、現在、我が国は、御指摘のような調査を行うこととが事実上できない状況にある。

平成十九年十二月十七日提出  
質問 第三三六号

国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

三について

御指摘の高村正彦外務大臣が述べた「遺憾」は、抗議をする趣旨から、我が国として、ロシア連邦が我が国固有の領土である北方領土の周

辺海域において我が国の漁船をだ捕したことには、北方領土問題に関する我が国の立場から受け入れられるものではないとの考え方を示したものであり、外務省として問題があるとは考えていない。

四について

乗組員の解放に関するロシア側の意思決定はモスクワの中央当局において行われていてことから、外務省として、在ロシア連邦日本大使館を通じ、また、その他の外交経路を通じ、ロシ

ア連邦政府に対し、領土問題に関する我が国との間で平和条約を締結するという基本方針に従い、ロシア連邦との間で精力的に交渉を行つてゐるところである。外務省として、交渉の経緯等については、交渉に支障を及ぼさない範囲でこれまで適切に説明を行つてきたと認識しているが、その詳細について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

五及び六について

御指摘の船体は、ロシア側から返還されておらず、ロシア側の説明等により、現在、同船はロシア連邦財産管理局に引き渡され、同局から委託を受けた民間企業の管理下にあると承知している。

八について

お尋ねについては、ロシア連邦政府当局は、ロシア側内部における調整がつかなかつた具体的理由を明らかにしていない。

九から十一までについて

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して我が国とロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本方針に従い、ロシア連邦との間で精力的に交渉を行つてゐるところである。外務省として、交渉

一 「前回答弁書」では、二〇〇七年九月十三日に国連総会の本会議で採択された先住民族の権利に関する国連宣言(以下、「先住民族宣言」という。)について、我が国国内における周知を担当する外務省総合外交政策局より、一九九七年五月七日に開かれた第一四〇回国会衆議院内閣委員会における石崎岳衆議院議員の質問に対する

当時の貝谷俊男外務省総合外交政策局国際社会協力部人権難民課長の答弁(以下、「貝谷答弁」という。)にあるとおり、関係省庁とどのような相談が行われているかについて、①協議が行われた回数、②協議の具体的日にち、③協議に出席した者の官職氏名、④協議において話し合われた内容の四点を問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねについては、必ずしも会議という形式をとらず、先の答弁書(平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二四八号)について述べたとおり、必要に応じて連絡を取り合つておる」との答弁がなされているが、では会議

という形式をとらずとも、具体的にどの様な連絡が取り合われているのか。どの部局のどの者からどの部局のどの者に対してどのような連絡がいつ行われたのか等、右答弁でいう連絡の事例全てを明らかにされたい。

二 「(二)の宣言につきましては、ただいま申し上げましたとおりまだ検討に時間がかかる予定でござりますけれども、最終的に権利宣言が出された場合には、その内容等を踏まえまして、その時点で関係省庁とも御相談していきたいといたしましたとございます。」と「貝谷答弁」にある「御相談」とは、「前回答弁書」でいう必ずしも会議という形式をとらない、必要に応じた連絡という形のものを指すものであつたのか。

三 「先住民族宣言」の理念を我が国において実現する上で「貝谷答弁」で行うと政府が約束している「御相談」が、「前回答弁書」でいう「必要に応じた連絡」という程度のもので十分といえるのか。政府が「必要に応じた連絡」という程度のもので十分であると考えるのならば、その根拠を明らかにされたい。

四 「前回答弁書」で、「先住民族宣言」が採択されてから、外務省よりその内容を周知した省庁は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省であるとの答弁がなされているが、「先住民族宣言」が採択されてから、①外務省総合外交政策局などの職

員から、②どの様な方策をもつて、③右の省庁のどの部局の誰に対して、④いつ周知がなされたのか、右四点について説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第三三六号

平成十九年十二月二十五日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

平成十九年十二月十七日提出  
質問 第三三七号

若手研究者の就職難と待遇に関する質問主意書

提出者 石井 郁子

若手研究者の就職難と待遇に関する質問主意書

この数年来、大学院博士課程を修了しても安定

1 第三期科学技術基本計画(以下、基本計画)は、「モノから人へ」をキーワードに「優れた人材を育て活躍させることに着目して投資する考え方を重点を移す」とし、くに、若手研究者に対しては意欲と能力を發揮できるよう根本的な対応に取り組む」とした。  
2 一九九一年に大学院生数の倍加を打ち出した大学審議会においても、大学院の教育課程や研究指導のあり方、教育費や施設・設備、パートタイムのポストドクター(以下、ポスドク)や大学非常勤講師のような不安定で劣悪な雇用状態におかれていることが、「高学歴難民」「高学歴ワーキングプア」として社会問題化している。また、博士課程修了者のキャリアパスがますます不透明となるなかで、優秀な学生が研究者をめざす道を敬遠し、二〇〇三年度以降、博士課程への進学志願者数、進学者数とも減少するといった事態も生まれている。我が国の学術の発展とそれを担う人材の質・量の確保にとって、きわめて深刻な事態であり、この問題の解決は喫緊の課題である。

そこで、以下のとおり質問する。

一 若手研究者問題における政府の責任について

1 第三期科学技術基本計画(以下、基本計画)は、「モノから人へ」をキーワードに「優れた人材を育て活躍させることに着目して投資す

る考え方を重点を移す」とし、くに、若手研究者に対しては意欲と能力を發揮できるよう根本的な対応に取り組む」とした。

研究者に対しては意欲と能力を發揮できる

お尋ねの「御相談」については、様々な形態があり得るが、いずれにせよ、政府としては、関係省庁間の連絡を通じて先の答弁書(平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五三号)三及び四について述べたような考えを共有しており、適切に対応しているものと考えている。

二及び三について

お尋ねの「御相談」については、様々な形態があり得るが、いずれにせよ、政府としては、関係省庁間の連絡を通じて先の答弁書(平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五三号)三及び四について述べたような考えを共有しており、適切に対応しているものと考えている。

二 若手研究者の深刻な就職難の解決について

1 博士課程修了者は年間一五九七三人(平成十八年三月)だが、そのうち約半数は就職できていない。九年間にわたって大学・大学院の高い学費を払って博士になつても就職先がないのでは、優秀な学生は博士課程に集まらなくなる。

政府としてこうした博士課程修了者やボスドクの就職難の実態をどのようにつかんでいるのか、詳しく明らかにされたい。また、若手研究者の就職難を解決するために、詳細な実態調査もふくめ、今後どのような施策を行おうとしているのか明らかにされたい。

2 若手研究者の就職難の原因の一つは、若手研究者が就ける常勤研究職の減少にある。たとえば、大学の本務教員数は、一九九八年から二〇〇四年の六年間に、一三五七一名増えたが、三七歳以下の若手教員数は一六三七名減つており、三七歳以下の若手教員の割合は二十五・二%から二二%に減少している。平均年齢も一九七一年と比べると五歳上昇して四八・一歳となつており、民間企業の研究者の平均年齢三九・五歳(二〇〇二年)と比べても非常に高くなっている。こうした事態がすすめば、多くの学問分野で後継者が不足し、学術研究の蓄積を引き継ぐことも困難となる。

基本計画では「助教の確保と活躍の整備がなされることが望まれ」ているが、政府として常勤研究職の拡充のために今後どのように

うな施策を行おうとしているのか。

3 大学や研究機関の若手教員・研究者の採用抑制の原因の一つに、運営費交付金の効率化係数や人件費五%削減などの政府の方針のもとで、国立大学法人や独立行政法人研究機関が退職者の不補充などの人員削減をよぎなくされていることがある。

① 運営費交付金の効率化係数や人件費削減の方針を見直すべきだと考えるが、いかがか。

② 大学や研究機関が若手の教員・研究者を増やすように、国立大学法人・独立行政法人研究機関の運営費交付金や私立大学の国庫助成を増額するなど、国の支援を強めるべきと考えるが、いかがか。

④ 若手研究者の就職難を解決するためにも、企業による博士課程修了者の採用を増やす必要がある。

基本計画は「産業界においては、優れた博士号取得者に対し、弾力的で一律でない処遇を積極的に講じることが求められる」としているが、政府として企業による採用を促進するためには具体的にどのような施策を行おうとしているか。

三 若手研究者の待遇の改善について

1 文部科学省の調査(二〇〇七年発表)によると、大学・研究機関に雇用・採用されているボスドクは、一五四九六名いるが、その約半分は外部資金などで雇用され、社会保険への

加入率は六割弱で、日々雇用であつたり、週当たりの勤務時間が常勤の四分の三に満たないなど、不安定な雇用状況にある。とくに大学のボスドクは社会保険加入率が四三%と独立行政法人の八三%と比べてもきわめて低い。大学のボスドク雇用の原資は、さまざま競争的資金・外部資金によることが多く、その場合は労働条件も部局にまかされ、不明な場合が多い。こうした現状を改善する必要がある。

① 年収や社会保険の加入状況も含めたボスドクの雇用条件を政府が詳細に調査する必要があると考えるが、どうか。

② ボスドクの社会保険加入率が低い現状について、政府としてどのように認識しているのか。国が大学に対し、ボスドクの社会保険加入を促進するような措置をとるべきと考えるが、どうか。

② ボスドクの社会保険加入率が低い現状について、政府としてどのように認識しているのか。国が大学に対し、ボスドクの社会保険加入を促進するような措置をとるべきと考えるが、どうか。

③ 本來、ボスドクは研究の担い手であるとともに、さらに優秀な研究者に成長することが期待される若手研究者であり、それにふさわしい雇用条件を保障すべきである。

① 政府として経済的に自立を可能にするボスドクの雇用条件の基準を示すべきだと考えるが、いかがか。

② ボスドクを雇用する側に、ボスドク期間終了後のキャリアパスを保障する責任があると考えるが、いかがか。

4 大学非常勤講師の劣悪な待遇を抜本的に改善するために、政府が二〇〇四年度の予算で行つた私学助成における非常勤講師補助単価の五〇%引上げを確実に非常勤講師給に反映させるよう各大学に促すべきと考えるが、どうか。

また、均等待遇の立場から、私学助成における非常勤講師補助単価のさらなる引上げ、社会保険加入の拡大をはかる必要があると考えるが、どうか。

4 博士課程大学院生への経済的支援について

1 我が国の大學生は、諸外国と比べて学費

講師を職業としている人は、約三万人と推測されており、大学教育の重要な担い手になっている。しかし、非常勤講師組合の調査によると、平均年齢は四五歳で、平均担当コマ数は九・二コマをもつにもかかわらず、平均年収は三百六万円で、二百五十万円未満が四四%をしめ、職場の社会保険の未加入が九六%にのぼるなど「高学歴ワーキングプア」といわれる劣悪な待遇となっている。

そこで、国公私立別における①高等教育における非常勤講師(本務校のあるなしを区別して)への依存の実態(人数、コマ数)、②賃金などの労働条件、③研究・教育条件(研究室、研究費、コピー費、学会出張費、図書館利用など)、④専業非常勤講師の生活実態、について調査を行うべきと考えるが、いかが。

が高いうえ、奨学金も貧困なために、学費を稼ぐためのアルバイトによって研究に集中できないことが多い。全国大学院生協議会の調査によると、大学院生の約六割が「収入の不足により研究に支障をきたしている」と答えている。欧州の多くの国は、学部から学費は無償となつており、米国も、大学院生の約四割が生活費相当分の支援を受けている。大学院博士課程在学者が同年齢の者と同程度の収入が得られるよう経済的生活を保障すべきである。

基本計画には「博士課程(後期)在学者の二割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」とこととされており、当面早急に実現を図るべきである。

① 生活費相当額程度の支援を受けている在学者の現在の実数、在学者中に占める割合はどうなつてているのか、明らかにされたい。

② 基本計画にある「在学者の二割程度に生活費相当額程度を受給できること」の実現のために、今後、どのような施策を行おうとしているのか、明らかにされたい。

③ 大学院生を対象とするフェローシップ、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタンス、無利子奨学金と返還免除枠、国立大学の学費免除枠、私立大学の学費減免制度支援について、現在の対象となつてている人数と在学者に占める割合、今

後基本計画期間中にそれぞれについて、どれだけ充実させるのか、明らかにされたい。

2 基本計画は、若手研究者に対して「優れた資質や能力を有する人材が、博士課程(後期)進学に伴う経済的負担を過度に懸念することなく進学できるようにすること」の必要性を指摘している。

そこで、博士課程在学者全員の授業料免除へ踏み出すべきだと考えるが、どうか。さらに、給付制奨学金の導入、私立大学院生への直接助成制度創設を実現すべきだと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆一六八第三三七号  
平成十九年十二月二十五日

内閣總理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員石井郁子君提出若手研究者の就職難と待遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石井郁子君提出若手研究者の就職難と待遇に関する質問に対する答弁書

一の1について  
文部科学省としては、科学技術基本計画(平成十八年三月二十八日閣議決定)を踏まえ、平成十八年度から、博士の学位を授与された者又は博士課程に標準修業年限以上在学して所定の単位を修得した上退学した者

は博士課程に標準修業年限以上在学して所定の単位を修得した上退学した者のうち、大学又は研究機関において任期付きで研究業務に従事しているもの(教授、准教授、講師、助教、主任クター等)による大学の研究職以外の進路も含めた多様な職業選択を支援するための取組を実施するとともに、大学又は研究機関において、若手研究者が任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積み、厳格な審査を経て助教等のより安定的な職を得る仕組みを導入することを奨励するなどしているところであります。

一の2について  
文部科学省としては、大学院について、平成三年度以降、大学院学生数の拡大を図るとともに、一の1について述べた施策のほか、特に卓越した教育研究実績をあげることが期待される大学院等に対する重点的な財政支援、若手研究者に対する研究奨励金の支給、競争的資金を活用した大学による博士課程(後期)在学者の研究補助者等としての雇用促進等を推進しているところである。

二の2について  
文部科学省としては、大学又は研究機関において、若手研究者が任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積み、厳格な審査を経て助教等のより安定的な職を得る仕組みの導入を奨励するため、必要な助成を行っているところである。

二の3の①について  
文部科学省が実施した「平成十八年度学校基本調査」によれば、平成十七年度に博士の学位を授与された者又は博士課程に標準修業年限以上在学して所定の単位を修得した上退学した者

の数は、一万五千九百七十三人であり、そのうち、進学者は九十人、就職者は九千百六十七人である。

また、文部科学省において、平成十七年度に研究員等の職にある者を除く。以下「ポストドクター等」という。による大学の研究職以外の進路も含めた多様な職業選択を支援するための取組を実施するとともに、大学又は研究機関において、若手研究者が任期付きのポストドクタ

タ等の職に就いた者は一千五百九十二人、他機関のポストドクター等の職についた者は三百三十人、博士後期課程修了者等の職に就いた者は四十人、ポストドクター等以外の職に就いた者は七百十七人である。

文部科学省としては、今後とも、一の1について述べた施策を推進してまいりたいと考えている。

二の3の②について  
文部科学省としては、大学又は研究機関において、若手研究者が任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積み、厳格な審査を経て助教等のより安定的な職を得る仕組みの導入を奨励するため、必要な助成を行っているところである。

二の3の③について  
政府としては、国立大学法人及び独立行政法

人への運営費交付金の算定に当たっては、業務運営の効率化の観点から、効率化係数を適用することが必要であると考えている。また、これ

らの法人の人事費の削減については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第五十三条第一項の規定に基づいた対応が必要であると考えている。

## 二の3の②について

教員及び研究者の採用については、各大学及び独立行政法人の自主的な判断に委ねられるものであるが、文部科学省としては、国立大学法人若しくは独立行政法人への運営費交付金の交付又は私学助成について、業務効率化への取組を求めて、各大学又は独立行政法人における業務の実施に必要な経費について適切に対応してまいりたいと考えている。

## 二の4について

政府としては、大学院における企業等の要望も踏まえた体系的な教育課程編成への支援、ポストドクター等による大学の研究職以外の進路も含めた多様な職業選択を支援するための取組を引き続き実施するとともに、平成十九年度より、人材育成に関して大学と産業界とが幅広く議論する「産学人材育成パートナーシップ」を進めているところである。

## 三の1の①について

ポストドクター等の雇用状況については、文部科学省において「大学・公的研究機関等におけるポストドクター等の雇用状況調査(平成十八年度調査)」(以下「雇用状況調査」という。)を

実施しており、事業者負担の対象となつていて社会保険加入者数等についても調査している。また、年収については、ポストドクター等が複数の大学又は研究機関から報酬を受けていることもあるため、大学又は研究機関において正確に把握することが困難であり、詳細な調査は実施していない。

## 三の1の②について

雇用状況調査においては、社会保険加入者の割合は約五十八パーセントとされているが、これは事業主負担のある厚生年金保険及び健康保険の加入者の割合を示したものである。厚生年金保険及び健康保険への加入については、ポストドクター等の雇用形態等により判断するものであり、政府としては、一律にポストドクター等を厚生年金保険及び健康保険へ加入させることは困難であると考えている。

## 三の2の①について

文部科学省としては、ポストドクター等の職務内容等は多様であることから、その雇用条件等については、能力や業績の公正な評価に配慮しつつ、労働関係法令に従って、各大学又は研究機関において定められるべきものであると考えている。

## 三の2の②について

文部科学省としては、ポストドクター等を雇用する大学又は研究機関に御指摘の「ポスドク期間終了後のキャリアパス」を保障すべき法令

上の責務はないが、ポストドクター等の職業選択を支援するための取組を実施することは重要であると考えている。

## 三の3について

高等教育における国公私立を通じた非常勤講師の総数は、平成十六年十月一日現在で延べ十九万三千七百十七人であり、全教員数に占める割合は五十二・三パーセントである。このうち本務を持たないものは、延べ七万七千五百五十五人であり、全教員数に占める割合は二十一・八パーセントである。非常勤講師の賃金等の労働条件、研究・教育条件、生活実態等の雇用待遇に関する事項については、各大学等の設置者の責任において決定されるべきものであり、文部科学省として一般的な調査を行うことは考えていない。

## 三の4について

文部科学省としては、私立大学等経常費・補助金における非常勤教員給与費の補助単価(以下「非常勤教員補助単価」という。)は、国による補助の上限額を決定するためのものであり、各学校法人においては、必ずしも、非常勤教員補助単価の改定を非常勤講師の給与に反映させる必要はないものと考えている。また、非常勤教員補助単価については、今後とも、国の財政事情や私立大学における経費の実態等を総合的に勘案して適切に設定してまいりたいと考えてい

文部科学省としては、私立学校教職員に係る私立学校教職員共済制度の適用については、厚生年金保険及び健康保険との均衡を踏まえて適切に取り扱うべきものと考えている。

## 四の1の①について

雇用状況調査によれば、平成十七年度に競争的資金、研究奨励金等により月額十五万円以上 の経済的支援を受けている博士課程(後期)在学者は延べ七千十七人であり、博士課程(後期)在学者数に占める割合は九・四パーセントとなつていている。

## 四の1の②について

文部科学省としては、博士課程(後期)在学者への経済的支援については、科学技術基本計画を踏まえ、研究奨励金の拡充、競争的資金を活用した大学による博士課程(後期)在学者の研究補助者等としての雇用促進等により、その拡充に努めてまいりたいと考えている。

## 四の1の③について

博士課程(後期)在学者を対象とする研究奨励金の平成十九年度予算における支給対象人数は四千七十人であり、博士課程(後期)在学者数に占める割合は五・四パーセント、博士課程(後期)在学者を対象とする御指摘のティーチング・アシスタントによる平成十七年度実績での支援対象人数は一万五千九百三十人であり、博士課程(後期)在学者数に占める割合は二十一・三パーセント、博士課程(後期)在学者を対

官 報 (号外)

<p>象とする御指摘のリサーチ・アシスタンントによる平成十七年度実績での支援対象人数は一万七十六人であり、博士課程(後期)在学者数に占める割合は十三・五パーセントとなつてある。独立行政法人日本学生支援機構の博士課程(後期)在学者を対象とする無利子貸与事業による平成十八年度実績での奨学金貸与者数は一万五千八百七十八人であり、博士課程(後期)在学者数に占める割合は二十一・一パーセント、同機構の特に優れた業績による博士課程(後期)在学者を対象とする奨学金返還免除の平成十八年度実績での対象者数は千五百七十七人であり、博士課程(後期)在学者数に占める割合は二・一パーセントとなつてある。国立大学の博士課程(後期)在学者を対象とする授業料免除の平成十七年度実績での対象人数は前期及び後期の学期の区分において重複する者を含めて延べ一万四千四百三十七人であるが、実数は把握していないため、博士課程(後期)在学者数に占める割合を算定することは困難である。私立大学等経常費補助金のうち授業料減免事業等支援経費による平成十八年度実績での支援対象人数は大学院全体で二千八百二十六人であり、大学院在学者数に占める割合は一・一パーセントとなつてある。</p> <p>文部科学省としては、博士課程(後期)在学者への経済的支援については、科学技術基本計画を踏まえ、研究奨励金の拡充、競争的資金を活用した大学による博士課程(後期)在学者の研究</p>	<p>補助者等としての雇用促進等により、その拡充に努めてまいりたいと考えている。また、各大学が実施する授業料減免制度、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の無利子貸与事業、同機構による特に優れた業績による返還免除等を通じて、博士課程(後期)在学者の経済的支援に努めてまいりたいと考えている。</p> <p>四の2について</p> <p>能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者を支援するための制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業、各大学が実施する授業料减免等があり、文部科学省としては、引き続きこれらの者に対する支援に努めてまいりたいと考えている。</p>
<p>衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出国連事務総長主催のコンサートにおける日本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する再質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第三回質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第三回質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出公的年金の脱退手当金に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎問題における厚労省調査検討会および政府の責任に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における裏金組織に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における公金詐欺事件に関する質問に対する答弁書</p> <p>衆議院議員大串博志君提出整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問に対する答弁書</p>	<p>衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する質問主意書</p> <p>脳脊髄液減少症の研究及び治療の推進に関する質問主意書</p> <p>脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故等による頭部、全身への強い衝撃で、脊髄液腔から脳脊髄液(髄液)が持続的ないし断続的に漏出することによって脳脊髄液が減少し、頭痛、頸部痛、眩暈、耳鳴り、視機能障害、倦怠・易疲労感など、さまざまな症状を呈する疾患となっている。</p> <p>本疾患は、原因が特定されにくいために「怠け病」、「精神的なもの」等と診断されることも多く、患者の肉体的、精神的苦痛はもとより、患者家族等の苦労も計り知れないものがある。本疾患に対する認識は少しづつ広がり、同疾患の研究に取り組んでいる医師らにより、新しい診断法、治療法(プラッドバッヂ治療法など)の有用性が報告されている。</p> <p>しかしながら、一般的な認知度はまだまだ低く、患者数などの実態も明らかになつてない。また、治療法が未確立であるとともに、医療保険の適用がないために患者らは大きな経済的負担を強いられている。</p> <p>これまで患者・家族をはじめ脳脊髄液減少症患者支援の会等の団体や四十七都道府県の議会は、国に対して、研究・治療の推進、患者への相談・支援対策を求める要望書及び意見書を提出している。</p> <p>二〇〇七年四月、厚生労働省は、日本神経外科</p>

学会などで構成する研究班を発足させ、本疾患の研究・検討作業に着手した。

従つて、国においては、脳脊髄液減少症の研究、治療の対策を強力に推進すべきであるとの観点から以下の事項について質問したい。

### 一 脳脊髄液減少症患者の訴えについて

1 脳脊髄液減少症に苦しむ潜在的患者は、全国で三〇万人とも言われている。この疾患に苦しみ続いている患者の方の事例を紹介したい。

#### ○女生徒Aさんの場合(大分県)

二〇〇三年五月、当時、中学二年生のAさんは、学校の体育館で他の生徒の蹴った硬球バレーボールが頭部にあたり、その場に倒れた。

Aさんは、手記の中で、「激しい頭痛と、強烈な吐き気がアタシの体をおそつた。目の前の視界が一気に変わり、手が痺れてくる。声にできないほどの痛みは、治ることなく、耳鳴りと共にどんどん激しくなつていていた。」「まるで、首の据わらない赤ちゃんみたいだつた。」「車椅子に揺られながら、アタシの首は右に、左に転がるようだつた。目の前の世界が、一定に定まらなくて、酔つてしまいそうだつた。首が転がる度、ナイフで突き刺されたような激しい痛みが、アタシの頭をおそう。」「私の体は全く違う体とすり替えられたよ

うに変わつていつた。力の入らない日々が続き、食事も出来ずじまいだつた。昼夜を問わず、激しい頭痛と吐き気が治まらず、不眠の日が続いた。」「手に力が入らず、箸を持つこともままならなかつた。」「今まで、何度も神様に祈つた。アタシを元の体に戻してください。・・・」「アタシの人生は、このボール一つからガラガラと音を立てて崩れていつた。」と綴つていて。

#### ○男性Bさんの場合(鹿児島県)

仕事中に、同僚のオペレーターの操作ミスで、クレーンから鋼矢板がはずれて、頭部にあたつた。首に痛みはあつたが外傷がないので、病院に行かずに働きつづけた

が、頭痛、首の痛み、手足のしびれ、目がチカチカし、テレビが砂嵐のように見え、握力がなく、痛みと不安でうつ病になり、休職する。病院の検査の結果、「脳脊髄液減少症の疑いがある」と診断され、一回目のプラッドパッチの治療を受け、しびれや

車の追突事故に遭い、病院では頸椎打撲部にあたつた。首に痛みはあつたが外傷がないので、病院に行かずに働きつづけたが、頭痛、首の痛み、手足のしびれ、目がチカチカし、テレビが砂嵐のように見え、握力がなく、痛みと不安でうつ病になり、休職する。病院の検査の結果、「脳脊髄液減少症の疑いがある」と診断され、一回目のプラッドパッチの治療を受け、しびれや

車の追突事故に遭い、病院では頸椎打撲部にあたつた。首に痛みはあつたが外傷がないので、病院に行かずに働きつづけたが、頭痛、首の痛み、手足のしびれ、目がチカチカし、テレビが砂嵐のように見え、握力がなく、痛みと不安でうつ病になり、休職する。病院の検査の結果、「脳脊髄液減少症の疑いがある」と診断され、一回目のプラッドパッチの治療を受け、しびれや

車の追突事故に遭い、病院では頸椎打撲部にあたつた。首に痛みはあつたが外傷がないので、病院に行かずに働きつづけたが、頭痛、首の痛み、手足のしびれ、目がチカチカし、テレビが砂嵐のように見え、握力がなく、痛みと不安でうつ病になり、休職する。病院の検査の結果、「脳脊髄液減少症の疑いがある」と診断され、一回目のプラッドパッチの治療を受け、しびれや

収入を合わせて、家族がなんとか生活できている実情なので、治療費を出す余裕はない。

#### ○男性Cさんの場合(長崎県)

車の追突事故に遭つた後に、頭の痛みや腕の痛みに襲われた。病院で、脳脊髄液減少症と診断された。(プラッドパッチ)治療に保険が適用されないために、治療費や通院費などで二〇〇万円を超えたので銀行からも借りた。お金がかかるので治療ができないくなるのではないかと不安である。

#### ○女性Dさんの場合(沖縄県)

車の追突事故に遭い、病院では頸椎打撲部にあたつた。首に痛みはあつたが外傷がないので、病院に行かずに働きつづけたが、頭痛、首の痛み、手足のしびれ、目がチカチカし、テレビが砂嵐のように見え、握力がなく、痛みと不安でうつ病になり、休職する。病院の検査の結果、「脳脊髄液減少症の疑いがある」と診断され、一回目の

学校などではあります「治療後の経過に時

間がかかる病気なのです」「『脳脊髄液減少症』は、長時間立つてることや授業を受けるために、座つていることが本当に苦痛となるのです」(十二歳、中学一年女子)

○「本当のことを話しても、お医者さんも学校の先生にもわかつてもらえないかった! この病気のつらさ、苦しさをどう例えたら理解してもらえるのでしょうか?」(十三歳、中学二年女子)

○「高校一年生の時にケガで、脳脊髄液減少症になつた。体調が悪く学校行事はまつた。治療費、入院費、旅費を合わせると多額な費用がかかります。苦しんでいる方がいるわけですから、これを広めていくて、保険もありて、きちんと治療ができるよう

に県内にもそういう病院を確保できるよう

に、一日も早くしていただきたい。

政府は、こうした脳脊髄液減少症の患者の訴えをどのように受けとめているのか、また、脳脊髄液減少症に対する認識を伺いたい。

### 2 脳脊髄液減少症患者支援の会「子ども支援チーム」代表の鈴木裕子氏らが編著・監修さ

れた「子どもの脳脊髄液減少症」(日本医療企画)の小冊子から、この病気で苦しんでいる子ども達のメッセージの一部を紹介したい。

○「学校に行きたい! 勉強もしたい! クラスのみんなと一緒にいたいし、学校行事にも参加したい。だから、怠けによる不登校などではありません」「治療後の経過に時

間がかかる病気なのです」「『脳脊髄液減少症』は、長時間立つてすることや授業を受けるために、座つていることが本当に苦痛となるのです」(十二歳、中学一年女子)

○「本当のことを話しても、お医者さんも学校の先生にもわかつてもらえないかった!

この病気のつらさ、苦しさをどう例えたら理解してもらえるのでしょうか?」(十三歳、中学二年女子)

○「高校一年生の時にケガで、脳脊髄液減少症になつた。体調が悪く学校行事はまつた。治療費、入院費、旅費を合わせると多額な費用がかかります。苦しんでいる方が

く参加することができず、クラブ活動もあ

きらめざるをえず、とても無念だつた。」

(十六歳、高校一年男子)

○「頭痛、吐き気、めまいで教室への階段を上ることができないので、相談室登校が多

かった先生にはなかなか理解してもらえず不登校と思われていた。今までつらく悲しくて死んでしまいたいくらいだった。でも、原因がわから、病名が付いたときは本当にうれしかった。」(十四歳、中学三年女子)

○授業中、座つてはいることさえ苦痛で授業を受けることができず、どんどん勉強がクラスのみんなより遅れていくことが本当に悲しかった。」(十七歳、高校二年男子)

○『ケガから長い時間が経過しているのに、いつまでもだらだらしている』と誤解された。周りに理解されることなく学校を卒業した。(十三歳、中学二年女子)

政府は、この疾患で苦しんでいる子ども達の悲痛な訴えをどのように受けとめるのか、また、どのように考へているのかを伺いたい。

患者・家族などの話によれば、脳脊髄液減少症の発症例が多数報告されており、子供の場合には、交通事故の他に、学校生活の中で起きた事故が多く、学校の廊下、体育の授業や部活動の練習中での転倒などがきっかけで発症しているとのことである。

政府は、学校生活の中で起きた事故に起因して発症した脳脊髄液減少症の子ども達の実態について、早急に把握すべきと考えるがどうか。

## 二 「脳脊髄液減少症に関する研究」について

1 「脳脊髄液減少症に関する研究」の目的は何かを含めて、研究概要を改めて伺いたい。また、同研究の研究課題については、「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」とあるが、具体的に伺いたい。

2 同研究の研究計画について、①脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究、②診断基準の作成、③治療法の検討、④原因の検討とあるが、具体的に伺いたい。

## 3 同研究の進捗状況を伺いたい。

4 同研究は、厚生労働省が実施している「ところの健康科学研究事業」の対象とされたが、この事業の目的等を伺いたい。

三 脳脊髄液減少症のプラットパッチ(硬膜外自家血注入)等の新しい治療法の保険適用について

1 国際医療福祉大学熱海病院脳神経外科の様永正道教授は、「むち打ち症後遺症の患者のR-I脳槽シンチグラフィーや脳MRI検査を行つたところ、多くの例で髄液漏出・減少所見が見られ、プラットパッチ治療を行つたところ、約七割の例で症状の改善が得られた」

と述べている。また、同教授は「脳脊髄液減少症研究会が把握した限りでは、これまでに

一〇〇近くの病院で三〇〇〇人以上の治療が行われ、おおむねどの病院でも同じような治療成績である。」と述べられている(Medical ASAHI 2007 May)。

同氏の意見について、政府の所見を伺いたい。

2 二〇〇六年十一月、「脳脊髄液減少症研究会ガイドライン作成委員会」(委員長 同病院脳神経外科篠永正道教授他一〇名で構成)

は、厚生労働省に「脳脊髄液減少症暫定ガイドライン二〇〇六」を提出し、より、早期に保険診療を実現するための参考資料とする旨を希望している。本年四月、同委員会は、三〇〇〇を超える治療症例に基づき、「脳脊髄液減少症ガイドライン二〇〇六」に一部改訂を加えて「脳脊髄液減少症ガイドライン二〇〇七」を作成している。かかる要望並びにガイドラインについて、政府の考え方を伺いたい。

3 脳脊髄液減少症に対するプラットパッチ治療の保険適用について、政府の所見を伺いたい。

4 平成十八年三月八日参議院予算委員会で、川崎元厚生労働大臣は「その有効性が確立したものとして学会等から希望書が提出されれば、医療技術の評価を行う専門的な組織において適切に検討を行つていただく」と答弁し

てある。

「脳脊髄液減少症に関する研究」の研究班は、三年を目途として診断法と治療法を確立するための研究を進めるものである。研

究過程で、プラットパッチの治療法が科学的根拠に基づいて有用性及び安全性があると評価された場合、同治療法を医療保険の適用対象とするのか。それとも同研究班が、診療法と治療法を確立した段階において、プラット

パッチの治療法が科学的にも有用性及び安全性があると評価された場合に保険の適用がなされるのか、併せて具体的に伺いたい。

5 保険適用については、同研究班の研究結果に基づき研究班と連携した関係学会から希望書が提出され、先進医療専門家会議において審査・検討がなされて保険適用を決めることがあるのか具体的に説明されたい。

四 脳脊髄液減少症と自賠責保険の関係について

1 脳脊髄液減少症と自賠責保険の関係については、被害者の症状が交通事故と相当因果関係がある限り保険の対象となることとされている。しかし、その相当因果関係が認められることは極めて難しく、因果関係を巡り訴訟問題にもなっている。こうした状況を改善し円滑に進むように、国としてなんらかの努力をすべきではないか。政府の見解を問う。

2 研究班等において、脳脊髄液減少症の診断法、治療法が確立した場合には、被害者の症

官 報 (号 外)

状と交通事故の相当因果関係が適確に評価されて、自賠責保険金の支払が円滑に行われる事になるのか。

正  
言和空の脳脊髓液少症への文庫は、

文部科学省は、平成十九年五月三十一日「学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について」(事務連絡)を各都道府県・指定都市教育委員会等に発出した。この事務連絡は、学校における生徒等の脳脊髄液減少症に着目して、その対応方について周知徹底されたものと考るが、改めて認識を伺いたい。また、その後、対応策を講じていれば、その概要を伺いたい。

各都道府県において、脳脊髄液減少症についての症状の特徴や対応等についての研修を開催するなどして、更に幅広く周知徹底すべきと考えるがどうか。

六 相談窓口設置等の対策について

患者・家族や不安を抱えている「潜在的患者」に対する相談窓口を、国の出先機関をはじめ各都道府県・市町村の協力を得て設置するべきだと考えるがどうか。また、設置に際しては、広く周知徹底を図るべきであると考えるが、政府の見解を伺いたい。

「脳脊髄液減少症に関する研究」の研究班が、研究課題としている「脳脊髄液減少症の診断に関する実態調査」とは別に、国が、交

交通事故等の外傷による脳脊髄液減少症患者の実態調査を行うべきであると考えるが、政府の見解を伺いたい。

文部科学省としては、いわゆる「脳脊髄液減少症」については、診断・治療法の確立等に関する研究が進められている段階であるが、事故

二の2について

支障が生じているにもかかわらず、周囲の十分な理解を得られない事例があつたとの指摘を受け、「学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について」(平成十九年五月三十一日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡)を発出し、各学校において、必要に応じ、養護教諭を含む教職員が適切に連携しつつ、個々の児童生徒等の心身の状態に応じて、

属する医療機関の症例検討及び医学文献データベースによる文献検索を行うこと、一定の症状のある患者に検査を実施し、結果を解析して診断基準を作成すること、治療方法とその効果及び合併症に関する調査を実施し治療法を検討すること、並びにいわゆる「脳脊髄液減少症」の原因疾患の検討を行うこととされている。

日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課事務連絡)を発出し、各学校において、必要に応じ、養護教諭を含む教職員が適切に連携しつつ、個々の児童生徒等の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に配慮するよう求めているところである。

確立研究の実施主体は厚生労働省ではなく主任研究者であり、厚生労働省としては、現時点では、主任研究者から確立研究の進捗状況に關

また、いわゆる「脳脊髄液減少症」の診断・治療法はいまだ確立されておらず、現時点では、お尋ねの実態を把握することは困難であると考

二のよこづな  
する報告を受けていないことから、お答えすることは困難である。

お尋ねの実態を把握することは困難であると考  
える。

お尋ねのところの健康科学研究事業は、厚生労働科学研究費補助金事業の一つであり、最先

お尋ねの「脳脊髄液減少症に関する研究」とは、平成十九年度から厚生労働科学研究費補助金により行われている「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」（以下「確立研究」という。）のことを指すものと思われるが、確立研究は、いわゆる「脳脊髄液減少症」の病態には

端の神経科学、分子生物学等の技術を用いた精神・神経疾患の病因及び病態の解明、これらの知見に基づいた治療方法の開発等の推進を目的として、研究者等に対し、その研究に要する経費について補助金を交付する事業である。

不明な点が多いことから、嘉山孝正山形大学教授を主任研究者として、複数の医療機関等にお

厚生労働省としては、御指摘の「Medical ASAHI 2007 May」を読んだ限りにおこりません。

御指摘の意見の根拠となる研究の方法等の詳細が不明であることから、当該意見について所見を述べることは困難である。

## 三の2について

厚生労働省としては、いわゆる「脳脊髄液減少症」の診断・治療法はまだ確立されておらず、御指摘のガイドラインはその診断・治療法に関する様々な見解の一つにすぎないものであると認識しているところ、御指摘のガイドラインを公的医療保険の適用に係る議論の参考とすることは困難である。

## 三の3から5までについて

新たな医療技術については、日本医学会分科会に属する学会等から保険適用についての御提案を受け、中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織の下に設けられた医療技術評価分科会において検討を行った後に、又は、先進医療として承認され、先進医療専門家会議において検討を行った後に、同協議会において当該医療技術の安全性、有効性等について、科学的な根拠に基づく評価を行い、その保険適用の可否について検討を行うこととなる。

いわゆる「脳脊髄液減少症」に係る医療技術についても、確立研究との関係のいかんにかわらず、このような手続により、適切に評価及び検討を行うものである。

## 四について

自動車損害賠償責任保険においては、いわゆ

る「脳脊髄液減少症」としての診断を受けている

か否かにかかわらず、身体に残存する神経症状について、交通事故と相当因果関係が認められる場合は、保険金の支払が行われているところ

である。今後、いわゆる「脳脊髄液減少症」に関して、専門家の間で研究が進み、医学的見地から共通認識が醸成されるとともに、病態・原因疾患の解明や診断・治療法の確立がなされることは、これによって、交通事故と被害者の症状との相当因果関係が的確に評価されることとな

るなど自動車損害賠償責任保険の保険金の円滑な支払に資する観点から望ましいと考えております。今後の研究の進展に期待してまいりたい。

## 五について

文部科学省としては、一の2について述べたとおり、御指摘の事務連絡を発出し、また、

平成十九年十二月十八日提出  
質問 第三三九号  
名古屋コーチンの偽装疑惑問題に関する質問  
主意書

提出者 河村たかし

同事務連絡の発出後も、都道府県及び政令指定都市の教育委員会の学校安全担当者が参加する会議等において、各学校に対しその趣旨の周知を図るよう要請しているところであり、引き続き、会議等の場を通じて、その周知を図つてしまいたい。

## 六の1について

厚生労働省としては、保健所等において、これまで一般的な健康相談に応じるとともに、その実施について周知を図ってきたものと承知しているが、今後、いわゆる「脳脊髄液減少症」

めば、当該健康相談の一環として患者からの相談に応じることが可能となると考えている。

六の2について

厚生労働省としては、いわゆる「脳脊髄液減少症」の診断・治療法はまだ確立されておらず、診断・治療法の確立等に関する研究が進められているところであると認識しており、現時点においては、お尋ねの実態調査を行うことは困難である。

平成十九年十二月十八日提出  
質問 第三三九号  
名古屋コーチンの偽装疑惑問題に関する質問  
主意書

提出者 河村たかし

平成十九年九月二十九日開催の日本家禽学会において、農林水産省所管の独立行政法人農業・

食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」といふ。）は、名古屋コーチンの簡易なDNA識別手法について発表し、名古屋コーチンと表示された商品サンプル九十点のうち十九点（生肉五十点のうち六点、加工品四十点のうち十三点）が「偽物」とあると発表した。これを受けて、愛知県は、東海農政局と連携して、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法」という。）に基づく緊急調査を実施し、生肉三十七点のDNA検査については愛知県農業総合試験場に、加工品三十八点の検査については農研機構に依頼したところ、十一月十五日、その結果（愛知県名古屋コーチンに

関する緊急調査の結果について）が公表された。

調査結果によれば、生肉三十七点のうち一点については、名古屋コーチンのDNAタイプと一致しなかつたが、立人調査の結果、意図的に異種肉を混入した事実は確認できず、加工品については、三十八点のうち全てが、名古屋コーチンのDNA

タイプと一致した。

このように愛知県が取りまとめた調査結果と農研機構による日本家禽学会における発表内容は大きく食い違つており、このまま放置すれば消費者の疑念は晴れることなく、食に対する信頼を取り戻すことは到底、不可能であると考える。そこで、二つの調査結果においてこのような差が生じた原因、国及び県の監督のあり方等を明らかにする必要があると考え、以下の点について政府の答弁を求める。

一 新聞報道（中日新聞（平成十九年十一月十五日付朝刊））によると、愛知県の調査については、愛知県が生肉のサンプルを購入したのは学会発表から一週間後、加工品は十日以上後で、「偽物はすでに撤去された可能性がある」との指摘もあるが、この点についてどう認識しているのか回答されたい。

二 愛知県の調査結果において、生肉三十七点のうち一点については、名古屋コーチンのDNA

タイプと一致しなかった。この不一致であると判定された「もも肉」を販売した小売店と加工業者に対し、東海農政局と愛知県は合同で立入調査を行つたところ、「意図的に異種肉を混入した事実は確認できなかつた」と報告されたところであるが、意図的な混入の事実がなかつたと判定した根拠を明らかにされたい。

### 三 新聞報道(中日新聞(平成十九年十一月十六日付朝刊))によると、十一月十五日の会見において、愛知県から、加工品について「中間報告では三十八点のうち二十一点はDNAタイプが異なつたが、総合的に検討した結果すべて一致した」という説明があつたとされるが、この農研機構から愛知県に対して行われた中間報告の内容及び根拠となるデータの名称と概要を」説明いただきたい。また、新聞報道が事実ならば、中間報告で加工品三十八点のうち二十一点についてDNAタイプが異なつていたにもかかわらず、総合的に検討した結果「すべて一致」と判定した根拠について明らかにされたい。

四 新聞報道(中日新聞(平成十九年十一月十六日付朝刊))によると、愛知県から加工品三十八点のDNA検査の依頼を受けた農研機構は、「九月末に日本家禽学会で「二割が偽物」と発表した際よりも緩い基準で県のサンプルを判定し、すべて「名古屋コーチンのDNAタイプと一致した」と回答していた」とされているが、事実か。事実であれば、農研機構は、なぜ学会で発表し

た判定基準に基づいて判定しなかつたのか、その理由を明らかにするとともに、農研機構が判断基準を変更してDNA検査を行つた事実を所管官庁である農林水産省はいつ把握していたのか、その時期について明らかにされたい。

また、学会で発表した判定基準に基づいて判定した場合、加工品三十八点のうち名古屋コーチンのDNAタイプと一致しないサンプルはどのくらい存在するのか明らかにされたい。

平成十九年十月一日の記者会見において、農林水産省事務次官は「名古屋コーチンはきちんととした定義がなく、現段階でJAS法に違反しているとは言えない」との見解を示しているところである。

国が所管する研究機関が判定基準を恣意的に操作することによって、名古屋コーチンの定義がさらに曖昧なものとなってしまう懸念があるが、これについて国はどのように考えているのか回答されたい。

五 今回の偽装疑惑において、名古屋コーチンの定義が曖昧であることも問題であることが判明し、今後、名古屋コーチンのブランドの裏付けとなる明確な基準を確立することが消費者の信頼を取り戻す鍵となると考えるが、国として、

愛知県からは、適切なサンプル調査を行つたために必要な準備に時間を要したと聞いており、農林水産省としては、このような愛知県の対応はやむを得なかつたものと考えている。

### 一について

農研機構としては、依頼分析において、五組のDNAマーカーを用いて判定したところ、加工品三十八点中二十二点(平成十九年十一月十五日の愛知県の発表では、二十一点とされたが、同月二十八日に二十二点と訂正)については、四組のDNAマーカーで完全に一致し、ま

た、一組のDNAマーカーについては完全には一致しないものの、当該差異は微少であつたこと等から、総合的に判断し、県基準名古屋コーチンのDNAタイプと一致すると判定したものと聞いている。

### 二について

御指摘の小売店については、東海農政局において、小売店の仕入れ及び販売に関する書類の調査、小売店の従業員等に対する聞き取り調査等を行い、その結果、意図的な異種肉の混入の事実は確認できなかつたところである。また、

御指摘の加工業者については、愛知県において、加工業者の仕入れ及び販売に関する書類の調査、加工業者の従業員等に対する聞き取り調査等を行い、その結果、意図的な異種肉の混入の事実は確認できなかつたと聞いている。

### 三について

衆議院議員河村たかし君提出名古屋コーチンの偽装疑惑問題に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出名古屋コーチンの偽装疑惑問題に関する質問に対する答弁書

内閣總理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝  
衆議院議員 河野 洋平殿

衆議院議員河村たかし君提出名古屋コーチンの偽装疑惑問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一六八第三三九号

平成十九年十二月二十八日

内閣總理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝

### 三について

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)からは、愛知県の依頼により、「名古屋コーチン」と表示された加工品三十八点のDNA分析(以下「依頼分析」という。)を実施し、平成十九年十一月十四日付けで、愛知県に対し、当該分析の結果として、愛知県畜産総合センター種鶏場から供給されるものを基準とする名古屋コーチン(以下「県基準名古屋コーチン」という。)のDNAタイプと一致したと報告したと聞いている。

また、農研機構からは、この報告内容に係るDNAマーカーを用いて判定したところ、加工品三十八点中二十二点(平成十九年十一月十五日の愛知県の発表では、二十一点とされたが、同月二十八日に二十二点と訂正)については、四組のDNAマーカーで完全に一致し、また、一組のDNAマーカーについては完全には一致しないものの、当該差異は微少であつたこと等から、総合的に判断し、県基準名古屋コーチンのDNAタイプと一致すると判定したものと聞いている。

### 四について

業界団体等に対しどのように指導し、愛知県に对しどのような協力をを行つていくのか、具体的に回答されたい。

右質問する。

農研機構が日本家禽学会において発表した際には、共に五組のDNAマーカーを用いて行つたものであるが、発表時の分析手法につ

いては、簡便に大量のサンプル分析を行うための手法であることから、五組のDNAマーカーが完全に一致することを要件としたものと聞いている。一方、依頼分析においては、より厳密な検証を行う観点から、より精度の高い手法を採用したところであり、DNAマーカーについての詳細な情報を検証し、その結果、四組のDNAマーカーで完全に一致し、また、一組のDNAマーカーについては完全には一致しないものの、当該差異は微少であったこと等から、総合的に判断し、県基準名古屋コーチンのDNAタイプと一致すると判定したものと聞いている。したがって、御指摘の「緩い基準」で判定したとの報道については、正確に事実を反映したものとは言えないと考えている。

農林水産省においては、農研機構が愛知県に回答を送った平成十九年十一月十四日に依頼分析に係る分析手法及びその分析結果を把握して

いたところである。

また、お尋ねの日本家禽学会において発表し

た判定基準に基づいて判定した場合、加工品三

十八点のうち県基準名古屋コーチンのDNAタ

イプと一致しないサンプルはどのくらい存在す

るのかという点に関しては、農研機構による日

本家禽学会における発表と依頼分析とでは、異

なる分析手法を用いていることから、同一の判

定基準を用いることは不可能であると考えてい

る。

農研機構が行つたDNA分析については、県基準名古屋コーチンに対するDNAマーカーの一致の有無を科学的知見に基づいて検証したものであり、この結果をもつていわゆる名古屋コーチン一般の定義が決定されるものではないと考えている。

五について

農林水産省としては、地鶏肉の生産及び流通

段階における管理を徹底し、消費者の信頼確保

を図るため、平成十九年十一月二十一日付け

で、社団法人日本食鳥協会に対し、地鶏肉等の

定義に係るガイドラインの遵守について傘下会

員への徹底を求めるとともに、各都道府県に対

し、関係事業者による銘柄の管理、普及等の取

組が円滑に進められるよう指導を求めたところ

であり、今後とも、同協会及び各都道府県に対

して適切に指導を行つてまいりたい。

六 「新聞報道」と「新聞報道」によると、防衛

省において「報償費の裏金化」ということが判明した

と報じている(以下、「新聞報道一」という)。ま

た、同年同月十七日付の新聞では、「報償費の裏

金化」により裏金化された「報償費」の一部が、守

屋武昌前事務次官が現職の次官であった時に次官

室枠の裏金として毎月数十万円配分されており、

かつ防衛大臣、副大臣、事務次官各室など首脳レ

ベルへは大臣官房秘書課が管理・配分してきたと

報じている(以下、「新聞報道二」という)。右を

踏まえ、以下質問する。

一 「報償費」の過去十年間の予算計上額につき、

明らかにされたい。

二 「報償費」の予算項目は何か。また、「報償費」

の年度との予算要求の根拠につき説明されたい。

三 「報償費」は我が国の国益にどの様に資するものか、その目的・理念について説明されたい。

四 「報償費」を使用する際、どの様な決裁及び報

告の手続をとることが求められているか。

五 「報償費」が三の目的・理念に反して使われた

場合、どの様な罰則を受けることが取り決めら

れているのか明らかにされたい。

六 「新聞報道一」と「新聞報道二」によると、防衛

省において「報償費の裏金化」についての内部調

査(以下、「内部調査」という)を始めたとのこ

とであるが、「内部調査」の責任者の官職氏名を

明らかにされたい。

組織ぐみの不正経理を長年に渡り行つていたこと(以下、「報償費の裏金化」という)が判明した

と報じている(以下、「新聞報道一」という)。ま

た、同年同月十七日付の新聞では、「報償費の裏

金化」により裏金化された「報償費」の一部が、守

屋武昌前事務次官が現職の次官であった時に次官

室枠の裏金として毎月数十万円配分されており、

かつ防衛大臣、副大臣、事務次官各室など首脳レ

ベルへは大臣官房秘書課が管理・配分してきたと

報じている(以下、「新聞報道二」という)。右を

踏まえ、以下質問する。

九 「報償費の裏金化」により、現在防衛省におい

て裏金として、ブルーされた金額は合計でいくら

になつてあるか。

十 「新聞報道二」によると、歴代防衛大臣(防衛

庁長官)、副大臣、事務次官にも裏金が配分さ

れていたとのことであるが、右は事実か。

右質問する。

七 「内部調査」の調査報告はいつまでに公表され

る予定か。

八 「報償費の裏金化」は事実か。事実ならば、

「報償費の裏金化」はいつ頃から行われてきたの

か。

防衛省における裏金組織に関する質問主意書

平成十九年十二月十八日提出  
質問 第三回〇号

内閣總理大臣臨時代理  
内閣總理大臣臨時代理  
内閣總理大臣臨時代理  
内閣總理大臣臨時代理  
内閣總理大臣臨時代理  
内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

内閣總理大臣臨時代理

二年度において一億千三十九万七千円、平成十三年度において一億千三十九万七千円、平成十五年度において一億千三十九万七千円、平成十六年度において一億千三十九万七千円、平成十七年度において一億千三十九万七千円、平成十八年度において一億七千九百二十万円、平成十九年度において一億六千四百八十八万円である。

## 二について

防衛省における報償費の予算科目は、「報償費」である。また、防衛省の報償費は、隊員が災害派遣等において死亡した場合等に授与される賞じゅつ金、業務に必要な情報収集に必要な経費、犯罪捜査に必要な経費及び自衛隊員等に対する表彰等の副賞として使用されることを目的として、各年度の予算に計上しているところである。

## 三について

防衛省の報償費は、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用するために設けられた経費である。

## 四について

防衛省の報償費については、会計法(昭和十二年法律第三十五号)等の法令に基づき、支出負担行為担当官が支出負担行為をし、支出官

が支出の決定及び国庫金振替書の交付をし、これを受けて出納官吏により取扱責任者に対して支払がなされ、取扱責任者のその都度の判断により、適切な使途について、最も適当と認められる方法で支出されている。また、これらについては、領收書等の証拠書類を整備し、毎年度の会計検査院による検査を受けている。

## 五について

お尋ねの「目的・理念に反して使われた場合」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、法令に違反する報償費の支出があった場合には、個別具体的な事案に応じて適切に対処することをしている。

## 六から十までについて

防衛省においては、長岡憲宗經理装備局長を中心に行っているところであるが、当該確認の結果については、報償費の性格上、個別具体的な使途等について公表することが困難であることを考慮しつつ、どのような段階でどのような公表方法があるか今後検討してまいりたい。

平成十九年十二月十八日提出  
質問 第三回一  
意書

提出者 鈴木 宗男

外務省における公金詐欺事件に関する質問  
主意書

月刊「文藝春秋」二〇〇八年一月号の四百十頁から四百二十三頁まで、「ビジネスマン必読インテリジェンス交渉術⑥—外務省・松尾事件の真相」がふくれ上がるメカニズムとの題で、起訴休

職外務事務官の佐藤優氏が論文(以下、「佐藤論文」という)を寄稿しており、その中で佐藤優氏は、二〇〇一年、當時外務省で要人外交訪問支援室長を務めていた松尾克俊氏が九州・沖縄サミット開催に際して公金を詐取したとして逮捕された事件(以下、「松尾事件」という)について触れている。右を踏まえ、以下質問する。

一 「佐藤論文」の中に、当時官房長を務めていた阿部知之氏が「先生、魯かさないでくださいよ。松尾はシロです。私が直接面接しました。松尾は鈴木先生よりも力ネをもっていますよ」「松尾が持っているのは親の遺産で、競馬ウマも親からの引き継ぎです。やましい点はなく、親からもらった財産と自分の蓄えでまかなっていますから、心配ありません」との旨、松尾氏に対して疑念を持っていた鈴木宗男衆議院議員に報告をしたとの記述があるが、右記述の内容は事実を反映したものか。

## 四

「政府答弁書(内閣衆質一六八第七号)では、現在服役中の松尾氏と外務省は直近でいつ連絡をとったかとの問い合わせに対して「外務省において調査した範囲では、御指摘の者に対する懲戒免職処分に係る手続を行った後、外務省として、御指摘の者と連絡をとった事実はない」と承知している。」との答弁がなされているが、「政府答弁書」が閣議決定された二〇〇七年九月十八日以降も、外務省として松尾氏に連絡をとった事実はないか。

## 五 松尾氏はいつ頃仮釈放される見通しか。

六 松尾氏が仮釈放されてから、外務省は松尾氏に接触する考えはあるか。

七 松尾氏が仮釈放されてから、外務省は松尾氏

れ。外務省の下からの評判がよくない「松尾さんのことだよ。松尾さんは実によくやつているのに、ああいう仕打ちはない」との旨、「松尾事件」に対して佐藤優氏に意見を伝え、それを鈴木宗男衆議院議員に伝えるよう依頼をしたという記述があるが、右記述の内容は事実を反映したものか。

に就職先を紹介する等、生活の面倒を見る考え方があるか。

八 「佐藤論文」に「さて、松尾氏が服役してから五年九ヶ月になるが、松尾氏のことだから刑務所では模範囚として過ごしているので、そろそろ仮釈放になつてもおかしくない。松尾氏が取り調べや法廷で呑み込んでしまつたことを、全て表に出せば、外務省に激震が走ると思う。」との記述があるが、一と二で当時の阿部官房長と丹波外務審議官が松尾氏を庇うかのような発言をしたのも、両氏が「松尾事件」に絡み、松尾氏から何らかの不正な便宜供与を受けていたからか。また、七で外務省が松尾氏が仮釈放されてから就職先を紹介する等、生活の面倒を見る考えがあるのならば、それは右記述にあるように、松尾氏が知り得ている外務省の公金の不正使用等のスキヤンダルが公になるのを防ぐためか。

右質問する。

内閣衆質一六八第三四一号  
平成十九年十二月二十八日  
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝  
衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における公金詐欺事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 〔別紙〕

## 衆議院議員鈴木宗男君提出外務省における

## 公金詐欺事件に関する質問に対する答弁書

## 一及び二について

外務省において保有する文書においては、御指摘のやり取りが行われたという事実は確認されなかつた。

## 三について

お尋ねについては、外務省による調査において、御指摘の者を長期にわたり外務省要人外国訪問支援室長の職務に従事させながら、その経理に対する管理体制が不備であつたこと等が原因とされている。

## 四について

外務省において調査した範囲では、平成十九年九月十八日以降、外務省として、御指摘の者と連絡をとつた事実はないと承知している。

## 五について

受刑者の仮釈放の許否は、地方更生保護委員会において、個別に審理し判断されるものであるから、個別の受刑者の仮釈放の許否又は許可する場合の時期の見通しについてお答えすることとはできない。

## 六及び七について

五について述べたとおり、仮釈放の許否又は許可の見通しが明らかではないことから、お尋ねにお答えすることは困難である。

## 八について

お尋ねの前提となる御指摘の発言及び考え方には、一及び二について述べたように、

その事実が確認されておらず、また、六及び七について述べたように、仮釈放の許否又は許可の見通しが明らかではないことから、外務省としてお尋ねにお答えすることは困難である。

九州新幹線長崎ルート事業では、三者基本合意以前の枠組みでは、肥前山口から諫早までの区間が経営分離区間とされ、肥前山口・肥前鹿島間と肥前鹿島・諫早間で別の経営形態を考えていたものを、今般の三者基本合意では、肥前山口・肥前鹿島間の経営形態を肥前山口から諫早までの区間で採用するというものである。こ

れまで肥前山口・肥前鹿島間が経営分離区間であつたことを考えると、今回の三者基本合意によつて、全体が並行在来線の経営分離区間から外れるという考え方はどうえないのではないかと考へるが、政府の見解如何。

二 九州新幹線長崎ルート事業では、三者基本合意以前の枠組みでは、肥前山口から諫早までの区間が経営分離区間とされ、肥前山口・肥前鹿島間と肥前鹿島・諫早間で別の経営形態を考えていたものを、今般の三者基本合意では、肥前山口・肥前鹿島間の経営形態を肥前山口から諫早までの区間で採用するというものである。こ

れまで肥前山口・肥前鹿島間が経営分離区間であつたことを考えると、今回の三者基本合意によつて、全体が並行在来線の経営分離区間から外れるという考え方はどうえないのではないかと考へるが、政府の見解如何。

平成十九年十二月十九日提出  
質問 第三三四二号整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問主意書  
提出者 大串 博志

## 整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問主意書

整備新幹線の新たな区間の着工については、平成十六年十二月十六日の政府・与党申合せにおいて、「並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意の取付等基本条件が整えられていることを確認した上で行う」とされている。さら

に、平成十九年十二月十六日に佐賀県、長崎県、九州旅客鉄道株式会社の三者による三者基本合意が取り交わされ、経営分離に関する議論が俎上に上つてゐるところである。そこで、「並行在来線の経営分離」に関し、次の事項について質問す

## 四 「並行在来線の経営分離」にあたるか否かに關わらず、整備新幹線事業について、事業によつて影響を受ける地域の住民及び地方公共団体の理解を得ながら進めることは重要であり、特に

交通の利便その他において不利益を被ることのないよう十分な対策を講ずるべきと考えるが、政府の見解如何。

## 右質問する。

## 内閣衆質一六八第三四二号

平成十九年十二月二十八日

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 町村 信孝  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員大串博志君提出整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 〔別紙〕

## 衆議院議員大串博志君提出整備新幹線の取り扱いにおける並行在来線の経営分離に関する質問に対する答弁書

## 一について

お尋ねの「並行在来線の経営分離」については、整備新幹線の整備に当たり、建設着工する区間の並行在来線について、当該区間の開業時に旅客鉄道株式会社の経営から分離することを指すものと理解している。

## 二及び三について

平成十九年十二月十六日に、佐賀県、長崎県及び九州旅客鉄道株式会社の間で「第三者基本合意」がなされたことについては承知しているが、「第三者基本合意による枠組み」の詳細については、三者で現在調整中であり、承知しておらず、お尋ねの点について現時点でお答えすることができない。

## 四について

お尋ねの点については、「整備新幹線の取扱いについて」(平成十六年十二月十六日政府・与

党申合せ)において「並行在来線の経営分離についての沿線地方公共団体の同意」が整備新幹線の着工の基本条件とされている趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

平成十九年十二月十九日提出  
質問 第三回質問主意書

## 自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

四 二〇〇七年七月、海自護衛艦「きりさめ」に搭乗していた自衛官が自殺をしたという事実はあるか。

五 四の事実があるならば、「きりさめ」の自衛官が自殺した経緯につき、説明されたい。

六 前回質問主意書で、海自横須賀基地所属の一等海士が二〇〇四年十月に自殺したことに対して一等海士の両親が自殺の原因は上官によるいじめにあるとして上官の元二等海曹を訴訟した件(以下、「一等海士自殺事件」という。)について、防衛省が一等海士の両親に対して調査書の開示に応じない理由並びに「一等海士自殺事件」が刑事案件にならなかつた理由につき問うたところ、「前回答弁書」では「現在訴訟が係属中である事案に係るお尋ねであるので、防衛省としてお答えすることを差し控えたい。」「お尋ねについては、個別具体的な事件における海上自衛隊の警務隊の捜査活動の内容に係る事柄であるので、お答えすることを差し控えたい。」との答弁がなされ、「一等海士自殺事件」につき、あくまで情報を開示することを拒んでいた。しかし、自らの組織内で起こった、自衛隊員が尊い命を自ら絶つことを余儀なくされたといったましい事件に対し、防衛省自身が右政府答弁の

「その他・不明」という区分に整理して把握しているところである。」との答弁がなされているが、いじめによる自殺は右答弁でいう自殺原因のどれに分類されるか。

七 自衛隊員の自殺防止のための防衛省の取り組みについて、「前回答弁書」では「防衛省として、自衛隊員の自殺防止については、防衛庁(当時)に設置された『自衛隊員のメンタルヘルスに関する検討会』による平成十二年十月六日の『自衛隊員のメンタルヘルスに関する提言』を踏まえ、二十四時間受付相談窓口を設置するなどのカウンセリング体制の充実、メンタルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底、自殺した隊員の身近な隊員や御遺族に対するアフターケア等の施策を検討し、実施してきたところである。」との答弁がなされているが、防衛省が右の自殺防止対策を講じておきながら、二〇〇四年から二〇〇六年までの三年間に自殺者が百人を超え、国家公務員の中でも突出して高いのはなぜか。右は、防衛省の組織自体に何らかの問題があるからではないのか。「前回答弁書」では御指摘の『組織の在り方』の意味が必ずしも明らかではないが、防衛省として自殺防止対策について、中長期的な視点に立つて、継続的に

実施することが必要であると考えており、今後とも強力に推進してまいりたい。」と、何ら明確な答弁がなされていないところ、「一等海士自殺事件」についての情報開示に応じない防衛省の対応を含め、人間関係や業務を進める上でやり方等、防衛省という組織そのものに何らかの問題はないのか、改めて質問する。

#### 右質問する。

することは困難である。

防衛省においては、例えば、上位の階級等に

間会社の関係に関する質問主意書  
「政府答弁書」(内閣衆質一六八第二一二号)を踏まえ、以下質問する。

内閣衆質一六八第三四三号  
平成十九年十二月二十八日  
内閣総理大臣・國務大臣・町村信孝  
衆議院議長・河野洋平殿

ある者が、部下等に不法又は不当に精神的又は肉体的苦痛を与える行為を行った場合には、事実関係を把握した上で、私的制裁、傷害又は暴行脅迫として懲戒処分を行つてゐるところである。

#### 四及び五について

平成十九年七月、海上自衛隊護衛艦「きりさめ」に搭乗していた自衛官が自殺をしたという事実はあるが、防衛省として、当該自殺の経緯については、御遺族への配慮等の観点から、お答えすることを差し控えたい。

#### 六及び七について

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する第二回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛官自殺問題に対する防衛省の取り組みに関する第三回質問に対する答弁書  
「いじめ」とは、一般に、弱い者を苦しめることから三までについて  
「いじめ」とは、一般に、弱い者を苦しめることをいうものと承知している。

防衛省においては、自殺の原因について、「病苦」、「借財」、「家庭問題」、「職務」、「その他・不明」という区分に整理して把握しているところであるが、お尋ねの「いじめ」がいずれの区分に整理されるかについては、一概にお答え

「お電話、待っています。必ず力になります。」

心の悩み・仕事の悩み・部外の経験豊かなカウンセラーが相談に応じます。」とのキャッチコピーの、事業名「あなたのさぼーとダイヤル」、委託先「株式会社セーフティネット」、事業主体名「防衛省共済組合」と書かれ、防衛省、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構及び防衛省共済組合の職員とその家族を対象にカウンセリングを斡旋するビラ(以下、「ビラ」という。)を

(当時に設置された「自衛隊員のメンタルヘルスに関する検討会」による平成十二年十月六日の『自衛隊員のメンタルヘルスに関する提言』を踏まえ、二十四時間受付相談窓口を設置するなどのカウンセリング体制の充実、メンタルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底、自殺した隊員の身近な隊員や御遺族に対するアフターケア等の施策を検討し、実施してきたところであります。」との答弁がなされているが、右答弁にある①二十四時間受付相談窓口を設置するなどのカウンセリング体制の充実、②メンタルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底、③自殺した隊員の身近な隊員や御遺族に対するアフターケア等の施策の三点の自殺防止対策(以下、「自殺防止対策」という。)の具体的な内容につき、説明されたい。

#### 四 「カウンセリング」に関する業務を防衛省が

「セーフティネット」に委託する際、「セーフティネット」との間でどの様な契約が結ばれて

いるか。また、防衛省が「カウンセリング」を

「セーフティネット」に委託するに至った経緯を

説明されたい。

五 四の契約につき、防衛省より「セーフティネット」に支払われている金額は年間いくらか。三の委託を始めた時期から現在まで、年度ごとに支払われた金額を明らかにされたい。

六 「セーフティネット」に防衛省はじめその他

家公務員が天下つてゐるという事実はあるか。あるのならば、天下つた人物の氏名並びに退職前の官職を全て明らかにされたい。

七 「セーフティネット」の他に、防衛省が「カウ

## 官(号外) 報

ンセリング」または「自殺防止対策」の一環としての業務を委託している民間企業・団体はあるか。あるのならば、①委託している企業の名称、②委託するに至った経緯、③契約の内容、④委託を始めてから現在まで支払った金額、⑤防衛省はじめその他国家公務員による天下りの有無、⑥天下った者がいるのならばその全ての氏名並びに退職前の官職の六点につき、それぞれ明らかにされたい。

八 「セーフティネット」はじめ七つの「セーフティネット」以外に「カウンセリング」または「自殺防止対策」の一環として防衛省が業務を委託している民間企業・団体は、防衛省が進めている「自殺防止対策」に真に資するものか。右民間企業・団体には、精神科医や専門カウンセラー等、「自殺防止対策」の専門家たり得る人物は配置されているか。

右質問する。

-----

内閣衆質一六八第三四四号

平成十九年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二、三及び七について

防衛省(平成十九年一月九日より前は防衛

ンセリング」または「自殺防止対策」の一環としての業務を委託している民間企業・団体はあるか。あるのならば、①委託している企業の名

称、②委託するに至った経緯、③契約の内容、④委託を始めてから現在まで支払った金額、⑤防衛省はじめその他国家公務員による天下りの有無、⑥天下った者がいるのならばその全ての氏名並びに退職前の官職の六点につき、それぞれ明らかにされたい。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出自衛隊員の自殺防止対策に係る防衛省と民間会社の関係に関する質問に対する答弁書

一について  
お尋ねのカウンセリング体制の充実としては、自衛隊の各部隊においては、カウンセリング教育を受けた隊員を部内相談員として配置す

ることを推進し、部外から民間のカウンセラーを招へいして隊員の悩みに対応するとともに、防衛省共済組合(平成十九年一月九日より前は防衛庁共済組合。以下同じ。)から株式会社セーフティネットに委託して、隊員及び隊員の家族が二十四時間利用することのできる電話相談窓口が開設されている。

二について  
これ以外にも自衛隊の駐屯地・基地等において、カウンセリング等の委託がなされているが、その内容等については、各駐屯地・基地等に確認するなど調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

三について  
防衛省においては、平成十六年三月に防衛省職員等のメンタルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底については、自衛隊の教育機関や部隊における課程教育等において、メンタルヘルスに関する啓発教育を反復・継続して実施している。

四について  
お尋ねのメンタルヘルスに関する啓発教育の実施の徹底については、自衛隊の教育機関や部隊における課程教育等において、メンタルヘルスに関する啓発教育を反復・継続して実施している。

五について  
防衛省においては、平成十六年三月に防衛省職員等のメンタルヘルスに関する電話及び面接によるカウンセリング業務について一般競争入札を行つた結果、株式会社セーフティネットが落札したことから、同社にこれを委託したものである。

六について  
株式会社セーフティネットに、平成十六年四月一日から平成十八年十二月三十一日までの間に国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第一百三条第三項の規定に基づき人事院の承認を得て再就職した者ではなく、自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第六十二条第三項(当時の規定に基づき防衛庁長官(当時)の承認を得て再就職した者の氏名及び退職時に就いていた官職は、石川芳夫航空自衛隊防空指揮群司令である。

七について  
防衛省としては、自殺事故防止の観点からは、心の悩みのみならず、健康、借財、家族等に関する悩みについても解消し、又は軽減する必要があると考えているところ、一についてで述べた電話相談窓口においては、このような悩みについて専門家に相談することも可能であり、その利用者も増加していると承知している。

八について  
防衛省から約八十万円、防衛省共済組合から約二千五百万円、平成十七年度、平成十八年度及び平成十九年度においては、防衛省共済組合からそれぞれ約五千万元である。

九について  
た委託に関して株式会社セーフティネットに支払われた費用は、平成十六年度においては、防衛省から約八十万円、防衛省共済組合から約二千五百万円、平成十七年度、平成十八年度及び

平成十九年十二月十九日提出  
質問 第三三四五号

北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する再質問主意書  
「前回答弁書」(内閣衆質一六八第三二六号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、ロシアが不法占拠している国後島においてロシア政府が進めていく港湾改修事業に、日本の企業である三興プロゲレス社がサハリンの建設会社であるトルード・サハリン社との間で輸出契約を結んだ鋼材が使われていること(以下、「輸出問題」という。)が明らかになつたことにつき、「外務省としては、三興プロゲレス株式会社より、同社がロシア企業に対し鉄鋼製品を輸出する際に、北方四島で当該製品を使用しないとの契約を結んでいたにもかかわらず、当該ロシア企業が契約内容に違反して国後島に輸送したものであり、現在、同社において法的手段を含めた対抗措置について検討しているとの説明を受けている。」との答弁がなされているが、では我が国と北方領土を除いたロシア国内での輸出契約を結んだロシア企業が、右契約に反し、我が国企業が輸出した物資を北方領土に輸出する等の契約違反を防止すべく、外務省としてロシア政府に何らかの

働きかけをしているか。

二 二〇〇七年十二月十五日付の新聞によると、北海道内の水産業者の投資・技術援助を前提に、国後島の水産会社ボズロジジエニ工社がナマコ養殖事業を計画していることが明らかになつたと報じているが、外務省は右のボズロジエニ工社によるナマコ養殖事業計画(以下、「養殖事業計画」という。)について事実関係を把握しているか。

三 「前回答弁書」では、「政府としては、我が国企業が直接であれ、他の仕向地を迂回してあれば、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で北方四島を最終仕向地とする輸出等を行うことは、我が国の立場と相容れないとの立場に立つて指導していること(以下、「輸出問題」という。)が明確になつたことにつき、「外務省としては、三興プロゲレス株式会社より、同社がロシア企業の進行は、右答弁でいう外務省及び政府の「指導」が何ら効果を上げていないことの証左ではないのか。

四 前回質問主意書で、「政府答弁書」(内閣衆質一六八第八五号)で触れている、ロシアが発給するビザを受けて北朝鮮をはじめとする外国人労働者が北方領土に入り、国後島古釜布の裁判所の建設現場で働いている問題(以下、「外国人労働者問題」という。)について、外務省として実態を把握するに至つているかと問うたところ、「前回答弁書」では、「外務省としては、この問題を根本的に解決するためには北方領土問題そのもの

経路を通じた申入れ等によりお尋ねの事実関係の確認に努め、関連の情報を入手してきている

が、これまでに公式に確認するに至つていなかい。」との答弁がなされているところ、外務省が「外国人労働者問題」についてこれまで入手してきた、ロシア側のどの部局に申し入れを行い、事実確認に努めているのか明らかにされたい。

五 「政府答弁書」にあるように、外務省が「外国人労働者問題」について未だ公式な確認もできず、「輸出問題」や「養殖事業計画」の様な、ロシア企業による我が国企業が輸出した物資の北方領土での転用並びに我が国企業の北方領土における経済活動を実質的に規制できず、ロシアに

右質問する。

内閣衆質一六八第三四五号

平成十九年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理 町村 信孝  
内閣総理大臣 町村 信孝

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土におけるロシアの実効支配強化に対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

六 五で、外務省があくまで「閣議了解」の見直しは行うべきないと考えているのならば、「輸出問題」や「養殖事業計画」に具体的にどのように対処するのか明らかにされたい。外務省は「前回答弁書」で、「外務省としては、この問題を根本的に解決するためには北方領土問題そのもの

を解決する必要があると考えており、ロシア連邦との間で北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、引き続きロシア連邦政府との間で交渉する考え方である。」と答弁しているが、実際には北方領土問題は解決に向けて何ら前進を見せておらず、右答弁にある様な態度では「輸出問題」や「養殖事業計画」をはじめ、ロシアによる北方領土の実効支配の強化を座視することに等しく、逆に北方領土の我が国への返還を遠ざけることにつながると考えるが、外務省の見解如何。

説明を受けた契約違反について、外務省としてロシア政府に対し働きかけを行つてゐる事実はない。

#### 二及び三について

お尋ねの事実関係については、現在、外務省において調査を行つてゐるところである。

#### 四について

お尋ねの関連の情報については、報道等により、北方四島において第三國の國民等の労働者が建設作業に従事している等の情報を入手していいる。お尋ねの事実関係については、ロシア連邦外務省に対する申入れ等により確認に努めたが、公式に確認するに至つていらない。

#### 五及び六について

政府としては、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提にしたかのごとき形で我が國民が北方四島に入域することは、北方領土問題に関する我が國の立場とは相容れないと考える。政府としては、閣議了解に基づいて、我が國国民の北方領土への入域は、墓参、四島交流及び自由訪問の枠組みの下での訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民の理解と協力を要請してきており、これまで理解と協力を得られているものと認識している。

また、我が國の企業が北方四島において何らかの業務に従事することや我が國企業がロシア連邦の企業に輸出した鉄鋼製品が、結果的に、

#### (号) 外 報 官

御指摘の事業を含め、ロシア連邦による不法占拠を助長することとなるロシア側による北方四島における施設の建設等に使用されることは、それらがあたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごときものであれども、北方領土問題に関する我が國の立場とは相容れないと認識していることから、企業に

対してもそのようなことを行わないよう指導しており、鋼材を輸出した御指摘の企業に対しても、先の答弁書(平成十九年十二月十八日内閣衆質一六八第三一六号)について述べたとおり、引き続き指導を行うとともに、仮に、御指摘の北海道内の水産業者による北方四島における投資・技術援助が行われるとの事実関係を把握すれば、この企業に対しかかる事業へ関与しないことを求める考え方である。

平成十九年十二月二十日提出  
質問 第三三四六号

国連事務総長主催のコンサートにおける日本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二 「前回答弁書」では、二〇〇七年十月二十四日の「国連の日」に米国ニューヨークの国連本部で行われた潘基文国連事務総長主催のコンサートで、日本海が東海と表記されたパンフレット(以下、「パンフレット」という。)が配布されていたこと(以下、「パンフレット配布」という。)について、国連事務局に広報局長として出向している赤阪清隆事務次長及び高須幸雄、神余隆博両国連大使の三名(以下、「三名」という。)は「パンフレット配布」を事前に察知し、然るべき措置をとったかという問い合わせて何ら明確な答弁がなされていないところ、①「三名」は事前に「パンフレット配布」を察知したのか、②察知した上で然るべき措置をとったのかの右二点につき、改めて質問する。

二 一で、「三名」が事前に「パンフレット配布」を察知できなかつたのならば、その理由を説明されたい。

二 一で、「三名」が事前に「パンフレット配布」を察知できなかつたのならば、その理由を説明されたい。

三 一で、「三名」が事前に「パンフレット配布」を察知できなかつたのならば、国連に出向している外務省職員として、大きな失態を犯したことになると考へるが、「三名」に対して何らかの処分は下されたか。

九 八の答弁からは、国連事務局はそもそも「パンフレット配布」を承知していないなかつたとのことであるが、国連事務局の内部で「パンフレット配布」を把握した職員は、赤阪事務次長を含め一人もいなかつたということか。

六 「パンフレット配布」を我が国国連代表部はいつ察知したか。

七 「パンフレット配布」を我が国国連代表部が察知してから、外務本省に公電による報告はなされたか。なされたのならば、当該公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

八 「前回答弁書」では、「パンフレット配布」について、「本件パンフレットには、日本海の名称等について、我が國の立場にかんがみ、不適切な記述が含まれていたことから、同月二十五日から累次、我が国国連代表部から国連事務局及び韓国国連代表部に対し、遺憾の意を伝達するとともに、再発防止を申し入れた。国連事務局からは、本件は残念なことであり、日本海呼称問題等に関する日本の立場はよく承知しているが、本件パンフレットはそもそも国連が作成した資料ではなく、韓国国連代表部が国連事務局に確認することなく配布したものである旨の回答を得ている。」との答弁がなされているが、では「パンフレット配布」についての我が國の遺憾の意の伝達並びに再発防止の申し入れに対し、韓国国連代表部及び韓国政府からはどの様な回答がなされているか。

五 外務省において「パンフレット」の仮訳は作成されているか。

「前回答弁書」(内閣衆質一六八第三〇三号)を踏まえ、再質問する。

本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する再質問主意書

国連事務総長主催のコンサートにおける日本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する再質問主意書

官報(号外)

<p>十 「パンフレット配布」を潘基文国連事務総長は 事前に承知していたという事実はあるか。 右質問する。</p>
<p>内閣衆質一六八第三四六号 平成十九年十二月二十八日</p>
<p>内閣總理大臣臨時代理 國務大臣 町村 信孝</p>
<p>衆議院議長 河野 洋平殿</p>
<p>衆議院議員鈴木宗男君提出国連事務総長主催の コンサートにおける日本海呼称問題等に触れた パンフレット配布に関する再質問に対し、別紙 答弁書を送付する。</p>
<p>〔別紙〕</p>
<p>衆議院議員鈴木宗男君提出国連事務総長主 催のコンサートにおける日本海呼称問題等 に触れたパンフレット配布に関する再質問 に対する答弁書</p>
<p>一から四までについて</p>
<p>先の答弁書(平成十九年十二月十四日内閣衆 質一六八第三〇三号)三から八までについてで お答えしたとおり、国連事務局からは、御指摘 のパンフレット(以下「パンフレット」という。) はそもそも国連が作成した資料ではなく、韓國 国連代表部が国連事務局に確認することなく配 布したものである旨の回答を得ている。そのよ うな状況の中で御指摘の「三名」が事前にパンフ レットの配布を知ることは困難であつたと承知 しており、これらの者が「大きな失態を犯した」 とは認識していない。</p>

<p>五について 外務省において、御指摘の仮訳は作成してい ない。</p>
<p>六について 我が国国連代表部は、本年十月二十四日にパ ンフレット配布を承知した。</p>
<p>七について 御指摘の報告は公電でなされており、本年十 月二十六日に外務省において受信しているが、 当該公電は秘密指定がなされており、お尋ねの 到着時刻を明らかにすることは、秘密保全の体 制に支障を及ぼすおそれがあることから、外務 省としてお答えすることは差し控えたい。</p>
<p>八について 韓国国連代表部からは、パンフレットは観光 広報用の資料である旨の説明を受けている。</p>
<p>九及び十について 一から四までについてで述べたとおり、國連 事務局からは、パンフレットはそもそも国連が 作成した資料ではなく、韓国国連代表部が国連 事務局に確認することなく配布したものである 旨の回答を得ている。</p>

<p>一から四までについてで述べたとおり、國連 事務局からは、パンフレットはそもそも国連が 作成した資料ではなく、韓国国連代表部が国連 事務局に確認することなく配布したものである 旨の回答を得ている。</p>

<p>十一 在ウズベキスタン大使館に配置されていた 日本画が消失した件に関する第三回質問主 意書</p>
<p>〔前回答弁書〕(内閣衆質一六八第二九九号)を踏 まえ、再度質問する。</p>
<p>一 外務省が一九九二年に購入した日本画「潮の 舞」が、在ウズベキスタン大使館に配置された 後に所在がわからなくなり、外務省が二〇〇六年 にウズベキスタン当局に調査を依頼し、外務 省としても調査を行つてることについて、「 前回答弁書」では「先の答弁書(平成十九年十一 月三十日内閣衆質一六八第二六六号)」から四 までについて述べたとおり、お尋ねの『潮の 舞』については、在ウズベキスタン日本大使 館(以下「大使館」という。)においてその所在が 確認できなくなつたため、外務省大臣官房及び 大使館が、大使館の歴代公館長等から聞き取り 調査を行い、平成十八年五月にウズベキスタン 当局に対して捜査を依頼したが、ウズベキスタ ン当局からは、これまでのところ捜査依頼を提 出した後に『潮の舞』の所在に関する情報は有し ていない旨の連絡がなされており、外務省大臣 官房及び大使館が、引き続き調査を行つて ところである。調査がいまだ終了していないこ とから、その結果について対外的な説明は行つ ておらず、また、現段階で、調査の終了の時期 について確たる見通しを述べることは困難であ る。」との答弁がなされているが、前回質問主意 書では、右答弁にある「潮の舞」に関する外務省 としての調査(以下、「調査」という。)につき、 ①「調査」の具体的な内容、②「調査」の担当責任者 の官職氏名、③「調査」方法の三点を問うてある のに、「前回答弁書」でも「前々回答弁書」(内閣 衆質一六八第二六六号)同様、何ら回答がなさ れていないのはなぜか。外務省が「調査」につい て明らかにできない理由を説明されたい。</p>
<p>二 外務省が「調査」について明らかにできないと する合理的な理由がないならば、一の三点につ き、明確な答弁を求める。</p>
<p>三 「前回答弁書」では、「調査」が未だ終了してい ないことを理由に、「潮の舞」の所在がわからな くなつたことについて国民に対する説明、謝罪 を行う考えはなく、更に最終的な調査結果では なく中間報告の様な形で「潮の舞」の所在に関す る調査の経過等を国民に報告する考えはあるか という問い合わせをして「調査の進捗状況を踏まえ て判断したいと考えている。」との答弁がなされ ているが、これまでの政府答弁書を見れば明ら かな様に、「潮の舞」の所在は依然つかめず、 「調査」の進捗状況はおろか、「調査」がどの様な ものか、どの様に進められているのか等につい ても外務省は一切明らかにしていない。このま ま「調査」を口実に「潮の舞」の所在が不明になつ ていることの説明責任を忌避し続けるのではなく く、一度国民に対して然るべき説明、謝罪を行 うのが当然ではないのか。</p>

四 外務省は、外務省HP上に二〇〇七年五月二十四日付で「美術品に関する『週刊金曜日』の記事について」との題で、

「『週刊金曜日』五月二十五日発売号で、『スクープ外務省に新疑惑』と題し、『大使館など在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!』との記事を掲載しています。しかしながら、例えば、『週刊金曜日』が『消えた』として具体的に言及している以下の絵画や陶磁器は現在以下の大使館に配置されています。この

ように、同誌指摘のリストから削除されたものは、修理のために一時的に本省にて保管している、他の在外公館に配置換えを行つた、あるいは経年劣化等により廃棄処分とした等の理由によるもので『消えた』とする記事の内容は事実ではありません。

川崎春彦『早春富士』 在チリ大使館 平松礼二『路・想春』 ユネスコ代表部 福田恵一 画題不明 ユネスコ代表部 清水卯一『青瓷瓢花瓶』 EU代表部

官報 (号外) の文章を掲載しているが、右の文章の中に「潮の舞」に対する説明が含まれていないのはなぜか。在ウズベキスタン大使館の職員の誰一人として、その所在がいつ不明となつたかわからぬ「潮の舞」こそ、「消えた美術品」と言えると考えるが、外務省が右の文章において「潮の舞」の説明を行わなかつた理由を説明されたい。

五 一般に、外務省が国民の税金で購入し、我が國の在外公館に配置されている美術品の購入または廃棄等の処理方法について、外務省は国民に対して説明責任を負うか。

六 「潮の舞」の所在がわからなくなつた一連の縦について、外務省は国民に対する説明責任を十分果たしていると考えているか。

七 六で、外務省が十分説明責任を果たしていると考えるならば、そう考える根拠を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第三四七号  
平成十九年十二月二十八日  
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第三回質問に対する答弁書

下「大使館」という。()においてその所在が確認できなくなつたため、外務省大臣官房及び大使館が、大使館の歴代公館長等から聞き取り調査を行い、平成十八年五月にウズベキスタン当局に對して捜査を依頼したが、ウズベキスタン当局からは、これまでのところ捜査依頼を提出した後は「潮の舞」の所在に関する情報は有していない旨の連絡がなされており、外務省大臣官房及び大使館が、ウズベキスタン当局への要請等の方法により、引き続き調査を行つているところである。外務省としては、一般に、美術品を含め予算の使途について国民に説明する責任があると考えているが、「潮の舞」については調査がまだ終了していないことから、その結果について対外的な説明は行つていない。

四について

お尋ねについては、御指摘の記事に事実に反する記述が含まれていることから、その例示として御指摘のホームページにある見解を述べたものであつて、御指摘の記事に掲載されている美術品すべてについて説明することを目的としたものではないからである。

三 二の脱退手当金に関する申し立ての上位三件について内容、件数をお教えいただきたい。また脱退手当金の全申し立て件数に占めるそれら上位三件の割合についてもお教えいただきたい。

四 年金記録確認中央第三者委員会への全申し立て件数は何件か(十二月二十日現在)。そのうち公的年金の脱退手当金に関する件数は何件か。全受付件数に占める割合も含め、経年ごと(今年は十二月二十日現在)と全数についてお答えいただきたい。

公的年金の脱退手当金に関する質問主意書 提出者 山井 和則

公的年金の脱退手当金に関する質問主意書 消えた年金問題が発覚して以降、年金記録確認の問合せが数多く寄せられている。

中には厚生年金等公的年金の脱退手当金に関する問合せも相当数含まれている。  
以下質問する。なお、一から六までについては、いずれも厚生年金、国家公務員共済年金、地方公務員共済年金の別が分かるようにお答えいただきたい。

一 社会保険審査会で把握している過去の全審査請求付件数は何件か。そのうち公的年金の脱退手当金に関する件数は何件か。全受付件数に占める割合も含め、経年ごと(今年は十二月二十日現在)と全数についてお答えいただきたい。

二 一の脱退手当金に関する申し立ての上位三件について内容、件数をお教えいただきたい。

三 一の脱退手当金に関する申し立ての上位三件の審査結果および審査結果への見解をお答えいただきたい。

四 年金記録確認中央第三者委員会への全申し立て件数は何件か(十二月二十日現在)。そのうち公的年金の脱退手当金に関する件数は何件か。全受付件数に占める割合も含め、経年ごと(今年は十二月二十日現在)と全数についてお教えいただきたい。

(号外) 報官

五 四の脱退手当金に関する申し立ての上位三件について内容、件数をお教えいただきたい。また脱退手当金の全申し立て件数に占めるそれら上位三件の割合についてもお教えいただきたい。

六 五の脱退手当金に関する申し立ての上位三件の判定結果および判定結果への見解をお答えいただきたい。

七 もし六の判定結果がまだ出ていないならば、なぜ判定が滞っているのか。判定するためには何が必要か。判定を求めておられる方々が数多くいる中で、今後速やかな判定をしていくためにどのようなことをしていくのか。

八 國家・地方とも共済年金は一旦、脱退一時金を受け取ってしまっても、後になつて利子をつけて返還すれば、その分も含めて年金として受け取れる制度となつていて。なぜか。厚生年金には同様の制度がないことの理由も含めてお答えいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一六八第三四八号  
平成十九年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 町村 信孝  
衆議院議長 河野 洋平殿  
衆議院議員山井和則君提出公的年金の脱退手当金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す  
る。

五 四の脱退手当金に関する申し立ての上位三件

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出公的年金の脱退手当金に関する質問に対する答弁書

一について

社会保険審査会で把握している平成十年四月一日から平成十九年十二月二十日までの社会保

険審査会に対する再審査請求及び審査請求の受

付件数は、五千六百七十二件である。年度別の受付件数は、平成十年度は二百七十件、平成十一年度は三百六十八件、平成十二年度は三百四十八件、平成十三年度は三百五十三件、平成十四年度は五百四件、平成十五年度は六百五十一件、平成十六年度は七百二十八件、平成十七年度は七百六十八件、平成十八年度は八百八十二件、平成十九年四月一日から十二月二十日現在までは八百一件であるが、脱退手当金に関する受付件数は把握していない。

また、国家公務員共済年金及び地方公務員共

済年金に係る審査請求については、社会保険審

査会では取り扱っていない。

二について

社会保険審査会に年金給付関係で再審査請求

される事案の中には、社会保険庁には申立人に脱退手当金を支給したという記録があるにもか

かわらず、申立人はこれを受給していないと申

し立てているもの等があるが、その内容につい

て分類した整理を行っていないことから、お尋

ねについてお答えすることは困難である。

三について

社会保険審査会における裁決には、再審査請求を容認するものと棄却又は却下するもののいずれもあるが、それぞれ個別事情を勘案して行われたものであることから、お尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。

四について

年金記録確認中央第三者委員会(以下「中央委員会」という。)への申立件数は、平成十九年六月二十一日から十二月二十日まで、国民年金と厚生年金保険とを合わせて、三百十八件である。このうち、厚生年金保険の脱退手当金に関する件数は、十一件である。また、全受付件数に占める厚生年金保険の脱退手当金に関する件数の割合は、三・五パーセントである。なお、国家公務員共済年金及び地方公務員共済年金に関しては、年金記録確認第三者委員会では取り扱っていない。

五について

厚生年金保険の脱退手当金に関する申立事案は、いずれも社会保険庁には申立人に脱退手当金を支給したという記録はあるが、申立人はこれを受給していないと申し立てているものである。

六について

厚生年金の脱退手当金は、厚生年金保険制度の発足時に、保険料の掛け捨てを嫌う国民感情に配慮する必要があつたことから、被保険者のうち、加入期間が短く、年金給付の受給権が発生しない者に対し、請求に基づき、拠出した保

険料の一部に相当する金額を一時金として支給する制度として設けられたものである。なお、当該制度は、昭和六十年の年金制度改革において基礎年金制度を導入したことに伴い廃止さ

れ、現在は経過措置として一定の基準を満たしている場合に限り支給することとされている。

厚生年金においては、一度受給した脱退手当金を返還して年金額に反映させる仕組みとはなつ

七について

厚生年金保険の脱退手当金に関する申立事案は、社会保険庁には支給を証明する支給時の資料がほとんどなく、申立人には受給していないことを証明する資料がないものであり、また、申立人が受給していないという証明は、非常に難しいものである。

ていない。これは、本人の選択により、脱退手当金を受給していること、及びこれにより当該被保険者の将来の年金原資は無くなつてゐることから、やむを得ないものと考える。

これに対し、共済年金においては、公務員退職時に退職年金の受給権を有しない者に対し

て、年金原資の一部を留保した後の残額を退職一時金として退職した時点で支給していたが、その後再就職して退職し、組合員期間を通算すれば年金の受給要件を満たすこととなる場合

は、当該退職一時金の額に利息を付した額を一律に返還させた上で年金を支給する仕組みとしている。これは、もともと、退職一時金を受けた者がその後に退職年金の受給権を取得したときは重複受給を避けるために年金額から一定の率を乗じて得た額を控除することとされていたものを、年金の受給期間の長期化等を踏まえて、昭和六十一年四月から創設された制度である。

平成十九年十二月二十日提出  
質問 第三 四九号

**薬害肝炎問題における厚労省調査検討会および政府の責任に関する質問主意書**

提出者 山井 和則

薬害肝炎問題における厚労省調査検討会および政府の責任に関する質問主意書

斐ブリノゲン製剤の納入先七〇〇〇医療機

閣の新聞紙上における再公表について厚生労働省は「来年一月中旬を日途に行うと答弁してい

る(答弁第二八九号の五)。一月何日に行うのか。

二 厚生労働省「斐ブリノゲン製剤投与後の四

一八例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査検討会」(以下、厚労省調査検討会)は調査票を

決定したか。決定していない場合、いつ決定するのか。

三 厚労省調査検討会は右記調査票を発送したか。発送していない場合、いつ発送するのか。

四 厚労省調査検討会の右記調査票は、いつが返答期限になつてているか。

五 厚労省調査検討会の調査結果は、いつ公表するのか。

六 厚生労働省は、十二月二十日付文書「C型肝炎訴訟について」で「三十億円を原告と弁護士と

で設立する財団に拠出」とによつて「直接又は間接に、事実上全員の救済が実現する」との考え方を示している。以下①～⑤について個々にご回答願いたい。

① 三十億円は国の責任を認めて拠出されるのか。

② 拠出する三十億円が国の責任を認めてのものでない場合、それはどのような趣旨の下に拠出されるのか。

③ 「直接」「救済が実現する」根拠を明らかにされたい。

④ 「間に」「救済が実現する」根拠を明らかにされたい。

されたい。

⑤ 「事実上」「全員の救済が実現する」根拠を明らかにされたい。

七 外添厚生労働大臣は衆参厚生労働委員会や記者会見の場で重ねて「年内に全面解決する」と答弁してきた。薬害肝炎訴訟の原告は本日十二月二十日、現在の被告・国との和解案による和解協議打ち切りを表明し、和解を拒否した。外添厚労大臣の発言が実行されなかつたことについて、どのような形で責任をとるのか。

お尋ねの三十億円は、大阪高等裁判所から示された和解骨子案に対する政府の提案として、同裁判所に係属中の訴訟における第一審の原告及び弁護士が共同して設立する財団(以下単に「財団」という。)に対する拠出を提案しているものである。

内閣衆質一六八第三四九号  
平成十九年十二月二十八日  
内閣總理大臣臨時代理 国務大臣 町村 信孝  
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎問題における厚労省調査検討会および政府の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕  
衆議院議員山井和則君提出薬害肝炎問題における厚労省調査検討会および政府の責任に関する質問に対する答弁書

一について  
厚生労働省としては、お尋ねの医療機関の再公表については、来年一月中旬を日途に、同省ホームページに掲載している約七千の医療機関の名称の広報について新聞を活用して行うこと

としているが、その具体的な日程については、現時点では未定である。

二から五までについて  
お尋ねの「調査票」の内容、発送時期、返答期

限及び調査結果の公表時期については、現在検討中である。

六の①及び②について  
お尋ねの三十億円は、大阪高等裁判所から示された和解骨子案に対する政府の提案として、同裁判所に係属中の訴訟における第一審の原告及び弁護士が共同して設立する財団(以下単に「財団」という。)に対する拠出を提案しているものである。

政府としては、財団に対する三十億円の拠出により、斐ブリノゲン製剤又は血液凝固第IX因子製剤を一定の時期に投与され、C型肝炎ウイルスに感染した原告が、国及び企業から直接金銭の支払を受けることができるだけでなく、これ以外の時期にこれらの製剤を投与され、当該ウイルスに感染した原告についても、財団を通じて間接的に金銭の支払を受けることができ、これにより、事実上、原告全員の救済が実現するものと考える。

七について  
政府としては、引き続き、訴訟の早期解決に向けて努力しているところである。

官報(号外)

**特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法**

右の議案を提出する。

平成二十年一月八日

提出者 厚生労働委員長 茂木 敏充

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

斐ブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入し、多くの方が感染するという薬害事件が起き、感染被害者及びその遺族の方々は、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている。

政府は、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかつたことについての責任を認め、感染被害者及びその遺族の方々に心からおわびすべきである。さらに、今回の事件の反省を踏まえ、命の尊さを再認識し、医薬品による健康被害の再発防止に最善かつ最大の努力をしなければならない。

もとより、医薬品を供給する企業には、製品の安全性の確保等について最善の努力を尽くす責任があり、本件においては、そのような企業の責任が問われるものである。

C型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々から裁判所の判決においては、企業及び国が責任を負うべき期間等について判断が分かれ、現行法制の下で法的責任の存否を争う訴訟による解決を図ろうとすれば、さらに長期間を要することが見込まれている。

一般に、血液製剤は適切に使用されれば人命を救うために不可欠の製剤であるが、斐ブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤によつてC型肝炎ウイルスに感染した方々が、日々、症状の重篤化に対する不安を抱えながら生活を営んでいるという困難な状況に思いをいたすと、我々は、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。しかしながら、現行法制の下でこれらの製剤による感染被害者の方々の一律救済の要請にこたえるには、司法上も行政上も限界があることから、立法による解決を図ることとし、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、特定C型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対する給付金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において「特定フィブリノゲン製剤」とは、乾燥人血液凝固第IX因子複合体を有効成分とする製剤であつて、次に掲げるものをいう。

一 昭和四十七年四月二十二日又は昭和五十一

年十二月二十七日に昭和五十四年改正前の薬事法第十四条第一項(昭和五十四年改正前の薬事法第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた製剤

二 昭和六十年十二月十七日に平成五年改正前の薬事法第二十二条において準用する平成五

成分とする製剤であつて、次に掲げるものをい

う。

一 昭和三十九年六月九日、同年十月二十四日又は昭和五十一年四月三十日に薬事法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十六号)による改正前の薬事法(昭和三十五年法律第四十五号。以下「昭和五十四年改正前の薬事法」という。)第十四条第一項の規定による承認を受けた製剤

二 昭和六十二年四月三十日に薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律(平成五年法律第二十七号)第一条の規定による改正前の薬事法(以下「平成五年改正前の薬事法」という。)第十四条第一項の規定による承認を受けた製剤(ウイルスを不活化するために加熱処理のみを行つたものに限る。)

三 この法律において「特定C型肝炎ウイルス感染者」とは、特定斐ブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤の投与(獲得性の傷病に係る投与に限る。第五条第二号において同じ)を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染した者及びその者の胎内又は産道においてC型肝炎ウイルスに感染した者をいう。

年改正前の薬事法第十四条第一項の規定による承認を受けた製剤(ウイルスを不活化するためには加熱処理のみを行つたものに限る。)

この法律において「特定C型肝炎ウイルス感染者」とは、特定斐ブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤の投与(獲得性の傷病に係る投与に限る。第五条第二号において同じ)を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染した者及びその者の胎内又は産道においてC型肝炎ウイルスに感染した者をいう。

第三条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という。)は、特定C型肝炎ウイルス感染者(特定C型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあっては、その相続人)に対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るためのものとして給付金を支給する。

2 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合においてその者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかつたとき(特定C型肝炎ウイルス感染者が慢性C型肝炎の進行により死亡した場合を含む。)は、その者の相続人は、自己の名で、その者の給付金の支給を請求することができる。

3 給付金の支給を受けることができる同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人がした

請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても支給は、全員に對してしたものとみなす。

(給付金の支給手続)

第四条 給付金の支給の請求をするには、当該請求をする者又はその被相続人が特定C型肝炎ウイルス感染者であること及びその者が第六条第一号、第二号又は第三号に該当する者であることを証する確定判決又は和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するもの（当該訴え等の相手方に国が含まれているものに限る。）の正本又は謄本を提出しなければならない。

(給付金の請求期限)

第五条 給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。

一 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日（次号において「経過日」という。）

二 特定フイブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤の投与を受けたことによつてC型肝炎ウイルスに感染したことを原因とする損害賠償についての訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て（その相手方に国が含まれているものに限る。）を経過日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

(給付金の額)

第六条 給付金の額は、次の各号に掲げる特定C

型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者 四千万円

二 慢性C型肝炎に罹患した者 二千万円

三 前二号に掲げる者以外の者 千二百万円

(追加給付金の支給)

第七条 機構は、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であつて、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して十年以内に新たに前条第一号又は第二号に該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るためのものとして追加給付金を支給する。

第八条 第三条第二項及び第三項の規定は、追加給付金の支給について準用する。

第九条 追加給付金の支給の請求をするには、特定C型肝炎ウイルス感染者の身体的状況が悪化したため新たに第六条第一号又は第二号に該当するに至つたことを証明する医師の診断書を提出しなければならない。

(追加給付金の請求期限)

第十条 追加給付金の額は、特定C型肝炎ウイルス感染者が新たに該当するに至つた第六条第一号又は第二号の区分に応じ、当該各号に定める額から第三条第一項の規定により支給された給付金の額（既に追加給付金が支給された場合にあつては、同項の規定により支給された給付金の額と第七条第一項の規定により支給された追加給付金の額の合計額）を控除した額とする。

第十一条 給付金又は追加給付金（以下「給付金等」という。）の支給を受ける権利を有する者に対する同一の事由について、国又は製造業者等（特定フイブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤について昭和五十四年改正前の薬事法第十四条第一項、昭和五十四年改正前の薬事法第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは平成五年改正前の薬事法第十四条第一項（平成五年改正前の薬事法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた者又はその者の業務を承継した者をいう。以下同じ。）により損害のてん補がされた場合においては、機構は、その価額の限度において給付金等を支給する義務を免れる。

第十二条 租税その他の公課は、給付金等を標準として、課することができない。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第十四条 機構は、給付金等の支給及びこれに附帯する業務（以下「給付金支給等業務」という。）に要する費用給付金支給等業務の執行に要する費用を含む。以下同じ。）に充てるため、特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金（次項において「基金」という。）を設ける。

第十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、給付金支給等業務に要する費用に充て

行わなければならない。

(追加給付金の額)

第十一条 追加給付金の額は、特定C型肝炎ウイルス感染者が新たに該当するに至つた第六条第一号又は第二号の区分に応じ、当該各号に定める額から第三条第一項の規定により支給された給付金の額（既に追加給付金が支給された場合にあつては、同項の規定により支給された給付金の額と第七条第一項の規定により支給された追加給付金の額の合計額）を控除した額とする。

第十二条 租税その他の公課は、給付金等を標準として、課することができない。

(非課税)

第十三条 偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

第十四条 機構は、給付金等の支給及びこれに附帯する業務（以下「給付金支給等業務」という。）に要する費用給付金支給等業務の執行に要する費用を含む。以下同じ。）に充てるため、特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金（次項において「基金」という。）を設ける。

第十五条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、給付金支給等業務に要する費用に充て

官報 (号外)

るための資金を交付するものとする。

(厚生労働大臣と製造業者等との協議)

第十六条 厚生労働大臣は、給付金支給等業務に要する費用の負担の方法及び割合について、製造業者等と協議の上、その同意を得て、あらかじめ基準を定めるものとする。

(拠出金)

第十七条 機構は、給付金等を支給したときは、給付金支給等業務に要する費用に充てるため、当該支給について特定C型肝炎ウイルス感染者が投与を受けたものとされた特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤に係る製造業者等に、前項の基準に基づき、拠出金の拠出を求めるものとする。

2 製造業者等は、前項の規定により拠出金の拠出を求められたときは、機構に対し拠出金を納付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、給付金等の支給の請求の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(特定フィブリノゲン製剤等の納入医療機関の公表等)

第二条 政府は、特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤が納入された医療機関の名称等を公表すること等により、医療機関に

よる当該製剤の投与を受けた者の確認を促進

し、当該製剤の投与を受けた者に肝炎ウイルス

検査を受けることを勧奨するよう努めるとともに、給付金等の請求手続、請求期限等のこの法律の内容について国民に周知を図るものとする。

(給付金等の請求期限の検討)

第三条 給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(C型肝炎ウイルスの感染被害者に対する支援等)

第四条 政府は、C型肝炎ウイルスの感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一  
部改正)

第五条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条及び第十九条を次のように改め

る。

(給付金等の支給の業務)

第十八条 機構は、第十五条並びに附則第十五

条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝

固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特

別措置法(平成二十年法律第 号。以

下「C型肝炎感染被害者救済法」という。)第三条第一項の給付金の支給を行うこと。

二 C型肝炎感染被害者救済法第七条第一項の追加給付金の支給を行うこと。

三 C型肝炎感染被害者救済法第十七条第二項の拠出金の受入れを行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、給付金支給等の業務に要する費用として約二百五億円の見込みである。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入した薬害事件によつて、感染被害者及びその遺族の方々が、長期間にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている状況にかんがみ、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済するため、給付金を支給する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号外)

明治二十九年三月三十一日  
郵便物認可

平成二十年一月八日 衆議院会議録第十八号

発行所	二 東京市 獨立四都港區虎ノ門二五丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 1110円)